

平成 28 年 11 月 2 日
行政改革市民会議資料No.1

光市公共施設等総合管理計画

～公共施設の適正配置等に関する方針～

(案)

平成 年 月
光 市

目 次

第1章 計画策定の背景等

1 背景と経緯	1
2 位置づけ	2
3 計画期間	3
4 対象範囲	4

第2章 市の概況

1 人口の状況	6
2 財政の状況	
(1) 歳入の状況	8
(2) 歳出の状況	8
(3) 普通建設事業費の状況	9
(4) 中期財政見通し	10

第3章 公共施設の現状と課題

1 保有施設の状況	
(1) 建物	11
(2) インフラ・プラント系施設	13
(3) 公営企業保有施設	14
2 類似団体との比較	16
3 更新費用の推計	
(1) 建物	19
(2) インフラ・プラント系施設	20
(3) 公営企業保有施設	26
4 公共施設に対する市民意識	27

第4章 適正配置等に関する基本的な考え方

1 建物の基本方針	31
2 インフラ・プラント系施設の基本方針	34
3 公営企業保有施設の基本方針	35
4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方に係る取組み	36
5 基本目標	
(1) 基本目標の考え方	40
(2) 基本目標について	42

第5章 施設類型別の適正配置等の方向性

1 建物

(1) 庁舎等	43
(2) 社会教育施設	47
(3) 文化施設	51
(4) スポーツ・レクリエーション施設	53
(5) 保育・子育て支援施設	56
(6) 福祉施設	59
(7) 保健施設	64
(8) 小・中学校	66
(9) 幼稚園	70
(10) 給食施設	72
(11) 市営住宅	74
(12) 産業施設	82
(13) その他施設	84

2 インフラ・プラント系施設

(1) 市道・橋りょう	86
(2) 農道・林道	87
(3) 公園	88
(4) 漁港	89
(5) し尿処理施設	90
(6) 下水道	91

3 公営企業保有施設

(1) 水道局	92
(2) 病院局	93

第6章 計画の推進にあたって

1 推進体制

(1) 庁内体制	94
(2) 市民との協働体制	94

2 着実な推進に向けて

(1) 基金の創設	94
(2) 研修等の実施	94
(3) 本計画の進行管理及び着実な推進	95

第1章 計画策定の背景等

1 背景と経緯

小・中学校や市営住宅等の建物や道路、橋りょう等のインフラ系施設に代表される公共施設は、本市をはじめ、全国の多くの自治体において、高度経済成長期を中心に、社会情勢や市民ニーズに合わせて整備され、市民生活の向上に寄与してきました。しかしながら、その時代から半世紀近くが経過し、多くの公共施設で老朽化が進んでおり、今後、これらの施設の更新時期を集中的に迎えることとなります。

また、人口減少や少子高齢化の進展、リーマンショック以降の経済情勢の低迷といった社会情勢、特に人口については、今後も減少していくことが見込まれる中で、公共施設に対する市民ニーズの変化に対応した施設整備、サービスの提供が求められることとなります。

さらに、こうした公共施設を取り巻く状況に加え、人口減少等に伴う税収減、社会保障関係経費の歳出に占める割合の増加が見込まれる中で、財政状況も厳しさを増すことが予測されます。

このため、本市では、次世代に大きな負担を残さないよう、将来を見据えた長期的な視点で、公共施設（建物）が提供するサービスとそれに伴う市民負担の適切なバランスを考慮しつつ、人口規模や人口構成等の変化に伴う行政需要に対応し、真に必要な公共施設の量・質の最適化等を進める『公共施設マネジメント』に取り組むこととしました。具体的には、平成24年度から先進地視察や職員研修会の開催を行うなど、公共施設マネジメントへの取組みに着手し、平成25年度から26年度にかけて、建物のデータを一元的に取りまとめ、本市の建物の状況を「見える化」した「光市公共施設白書」を策定（平成26年7月策定）したところです。

一方、国においては、平成25年11月に策定した「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえ、インフラの老朽化対策に取り組むとともに、地方公共団体に対しては、平成26年4月に総務大臣通知により、建物だけでなく、道路や橋りょうといったインフラ施設、公営企業保有施設をも対象とする「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しています。

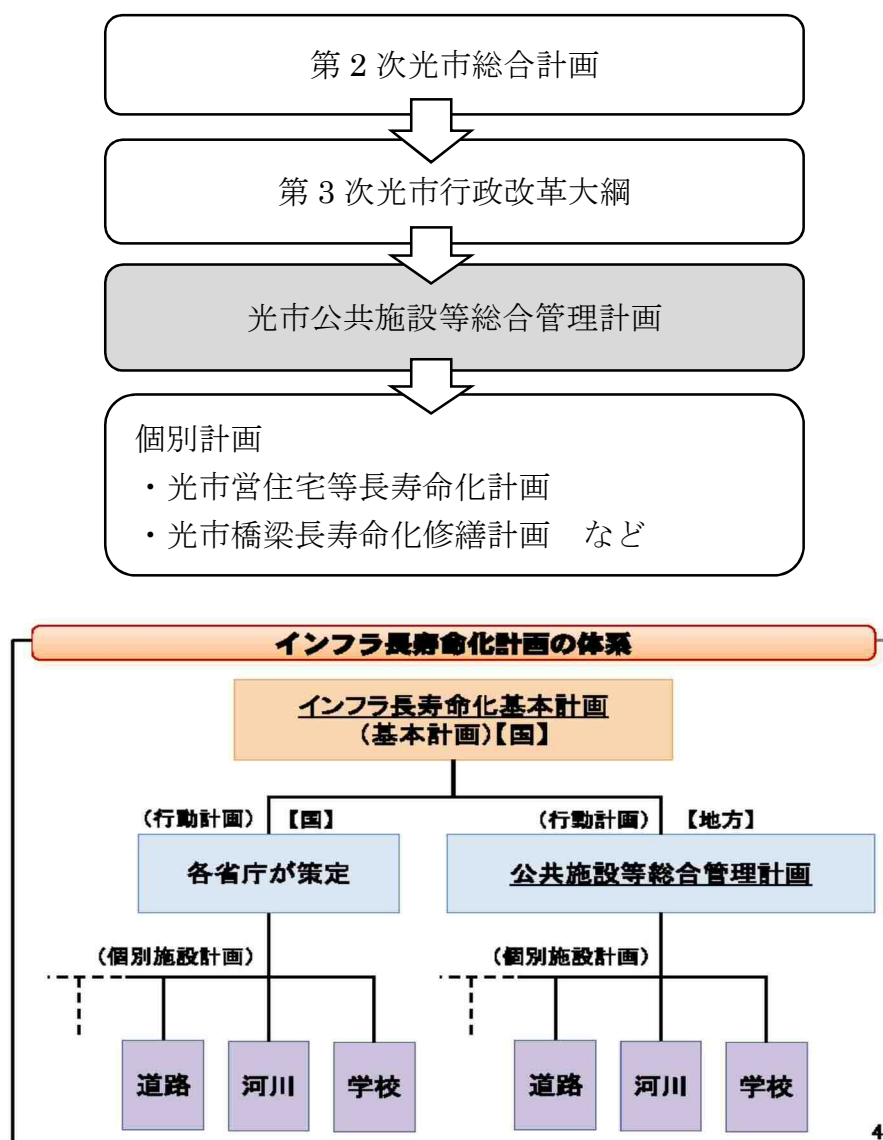
こうした経緯を踏まえ、本市では、建物を中心とした公共施設マネジメントを推進するとともに、インフラ施設等も含めた公共施設等の総合的な管理に取り組むための基本的な方針を本計画において定めることとします。

2 位置付け

本市における公共施設の適正配置等への取組みについては、これまで「光市総合計画後期基本計画」及び「第2次光市行政改革大綱」に基づき、取組みを進めてきました。平成28年度に新たに策定する「第2次光市総合計画」及び「第3次光市行政改革大綱」においても引き続き、公共施設の適正配置等に関する取組みを掲げており、本計画はこれらに基づく取組みを具体的に進めていくための指針となるものです。

また、本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」における行動計画、総務大臣から策定要請のあった「公共施設等総合管理計画」に位置づけられるものです。

【図表1 総合計画及びインフラ長寿命化計画における体系図】



出典：総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の概要」より

3 計画期間

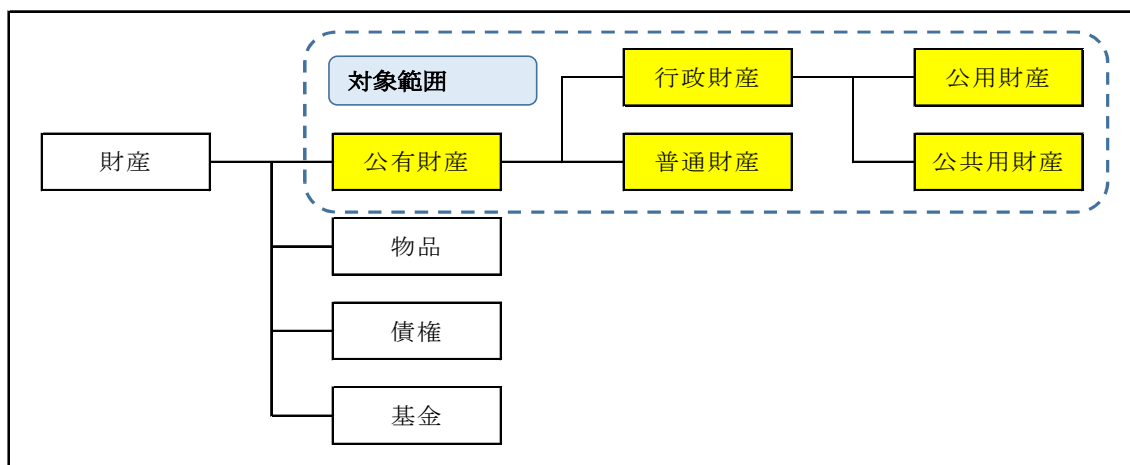
公共施設マネジメントにおいては、長期的な視点が必要であり、本市の公共施設の多くが今後 20 年間に大規模改修、建替等の更新時期を迎えることから、平成 28 年度から平成 47 年度までの 20 年間を本計画の対象期間とします。

また、20 年という長期間の取組みとなるため、その進捗を図りながら、社会情勢の変化等に柔軟に対応できるよう、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

4 対象範囲

本計画では、市が所有する庁舎や学校施設、市営住宅等の建物、道路や橋りょう等の生活基盤に係るインフラ・プラント系施設の他、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について（平成 26 年 4 月 22 日総財務第 75 号）」に従い、公営企業である水道局及び病院局が所有する施設を対象とします。

【図表 2 計画の対象範囲】



区分	用途分類	主な施設
建物	庁舎等	本庁、あいぱーく光、大和支所
	社会教育施設	コミュニティセンター（旧公民館）、地域づくり支援センター、教育集会所
	文化施設	市民ホール、図書館、文化センター
	スポーツ・レクリエーション施設	総合体育館、フィッシングパーク光、冠山総合公園
	保育・子育て支援施設	保育所、留守家庭児童教室、わかば児童館
	福祉施設	東部憩いの家、三島温泉健康交流施設、三輪福祉会館
	保健施設	牛島診療所、大和保健センター
	小・中学校	小学校、中学校
	幼稚園	幼稚園
	給食施設	学校給食センター
	市営住宅	市営住宅
	産業施設	里の厨、テクノキャンパス研修センター、農産物加工センター
	その他施設	旧周南コンピュータ・カレッジ

インフラ・ プラント 系施設	市道・橋りょう	市道、橋りょう
	農道・林道	農道、林道
	公園	都市公園、児童遊園地
	漁港	係留施設、外郭施設
	し尿処理施設	深山浄苑
	下水道	污水管、雨水管
公 営 企 業 保有施設	水道局	導水管、送水管、配水管
	病院局	光総合病院、大和総合病院、ナイスケアまほろば

第2章 市の概況

1 人口の状況

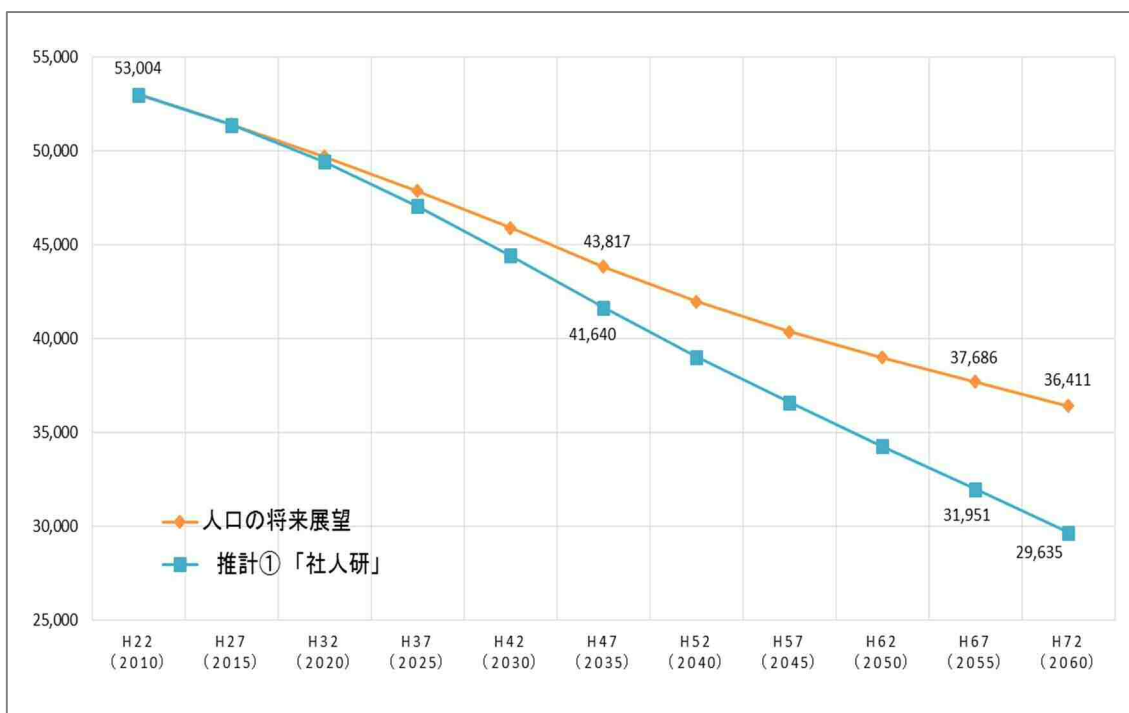
本市の人口は、国勢調査ベースでは、昭和 60 年の 58,228 人（旧光市と旧大和町の合算値）をピークに減少が続いており、平成 27 年では、ピーク時の約 88%（6,836 人減）となる 51,392 人（速報値）にまで落ち込んでいます。

今後について、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、計画期間の最終年度となる平成 47 年に 41 千人台となり、平成 72 年には 3 万人を下回る見込みとなっています。しかしながら、平成 27 年 12 月に策定した「光市人口ビジョン」で示した人口の将来展望において、「今」から動くことで、計画期間の最終年度となる平成 47 年に 43 千人台、平成 72 年では 36 千人台を維持することが可能としています。

また、将来展望における年齢構成を見てみると、生産年齢人口は一貫して減少傾向が続きますが、老年人口は平成 32 年頃まで増加した後、減少傾向へ転じ、年少人口は平成 42 年頃まで減少し、ゆるやかに増加した後、再び減少傾向へ転じると見込まれています。

このように、「今」から動いたとしても、人口減少は避けて通れないものとなっており、今後の総人口や年齢構成を見据え、既存の公共施設の必要性を見極めながら、適正配置等の公共施設マネジメントを推進することにより、総量の縮減を図っていく必要があるといえます。

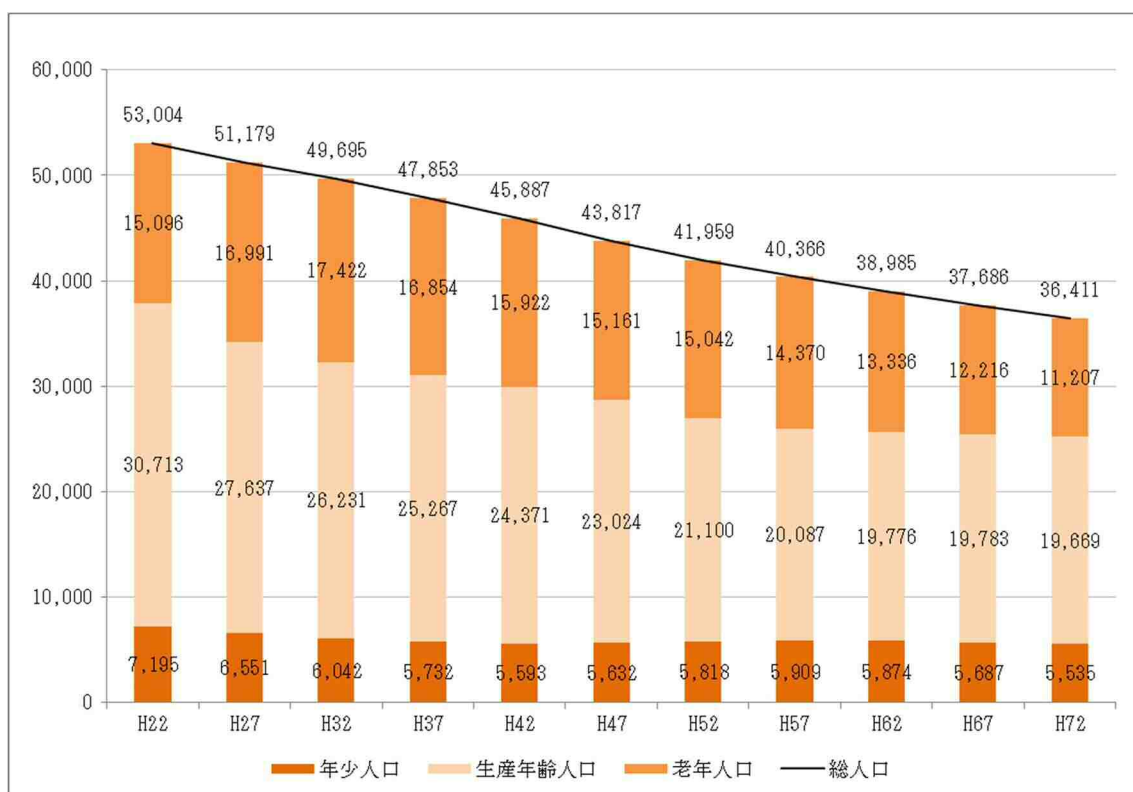
【図表 3 人口推移及び将来展望】



単位:人

	H22 (2010)	H27 (2015)	H32 (2020)	H37 (2025)	H42 (2030)	H47 (2035)	H52 (2040)	H57 (2045)	H62 (2050)	H67 (2055)	H72 (2060)
人口の 将来展望	53,004	51,420	49,695	47,853	45,887	43,817	41,959	40,366	38,985	37,686	36,411
推計① 「社人研」	53,004	51,389	49,410	47,043	44,416	41,640	39,019	36,578	34,248	31,951	29,635

※H27(2015)の数値は、人口移動統計調査(10月1日現在)による



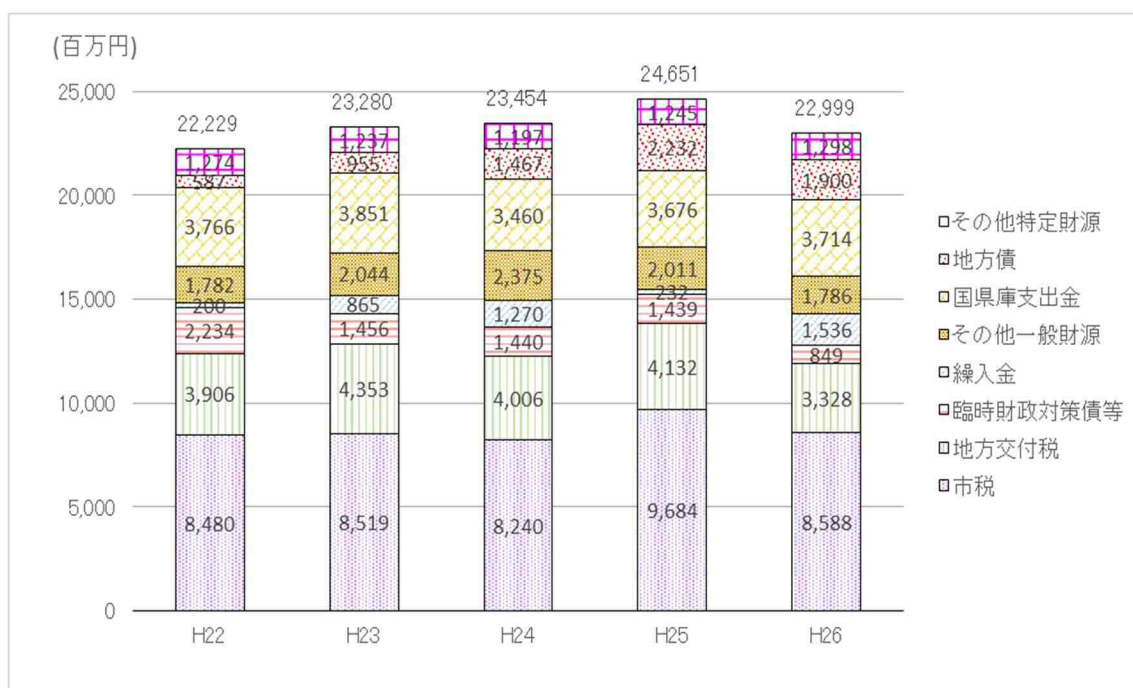
2 財政の状況

(1) 歳入の状況

一般会計における過去 5 年（平成 22～26 年度）の歳入決算額は、市税収入の多かった平成 25 年度を除き、220～230 億円程度で推移しています。

主な自主財源である市税収入は、リーマンショック以前の平成 20 年度までは、100 億円を超える時期もありましたが、ここ 5 年間は 80 億円台で推移しています。また、地方交付税については、概ね 40 億円前後で推移していますが、平成 27 年度から合併算定替の段階的縮減が開始され、段階的に減少していくこととなります。

【図表 4 歳入の推移】

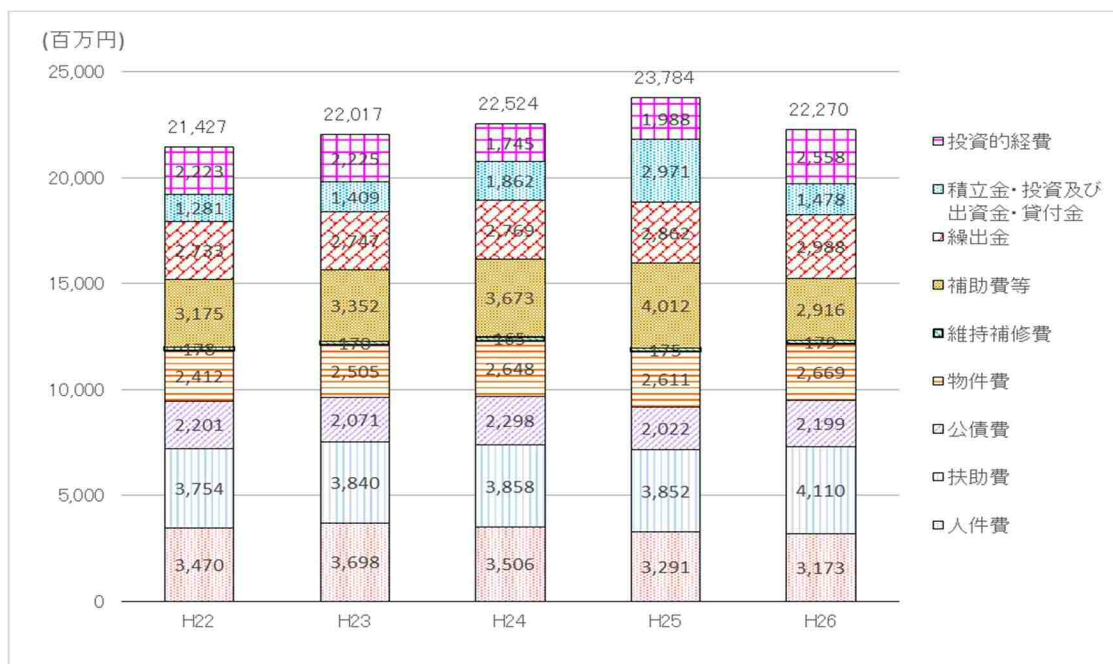


(2) 歳出の状況

一般会計における過去 5 年（平成 22～26 年度）の歳出決算額は、歳入と同様、平成 25 年度を除き、ほぼ横ばいで推移しています。

一般的に義務的経費といわれる人件費、扶助費及び公債費については、過去 5 年間で、人件費が約 3 億円、公債費が約 6 千万円減少している一方で、扶助費は約 3 億 5 千万円増加しています。

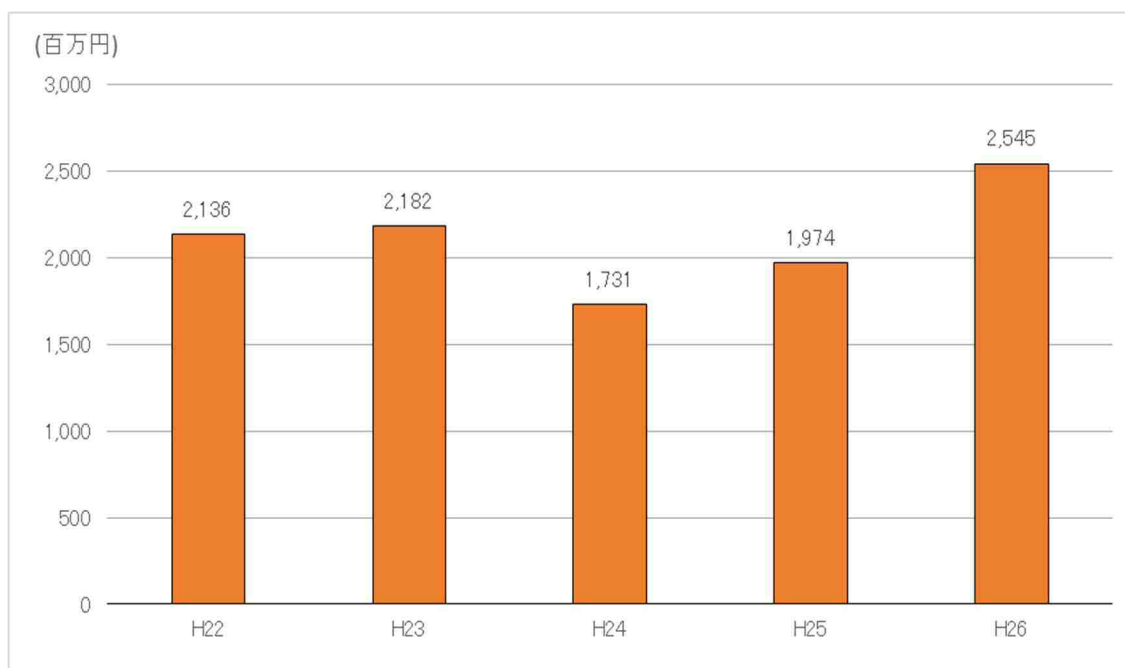
【図表 5 歳出の推移】



(3) 普通建設事業費の状況

道路、橋りょう、学校、庁舎等の公共施設の改修や新設、更新といった建設事業に必要とされる、投資的な経費である普通建設事業費は、年によって大きく変動しています。

【図表 6 普通建設事業費の推移】



(4) 中期財政見通し

平成 29 年度から 5 年間の財政見通しでは、歳入については市税及び地方交付税が減少傾向をたどる見込みである一方、歳出については、義務的経費である扶助費及び公債費が増加する見込みです。

このため、歳入歳出差引では、単年度で最大〇〇億円、5 年間では〇〇億円もの財源不足が見込まれており、行政として維持していくことが必要な公共施設の維持管理や更新に係る費用の確保が課題となります。

【図表 7 中期財政見通し】

【歳入】

(単位：百万円)

	H29	H30	H31	H32	H33
市税					
地方交付税					
臨時財政対策債					
繰入金					
その他一般財源					
国庫庫支出金					
地方債					
その他特定財源					
歳入合計					

【歳出】

(単位：百万円)

	H29	H30	H31	H32	H33
人件費					
扶助費					
公債費					
物件費					
維持補修費					
補助費等					
繰出金					
積立金・投資及び 出資金・貸付金					
投資的経費					
歳出合計					

財源不足額					
-------	--	--	--	--	--

第3章 公共施設の現状と課題

1 保有施設の状況

(1) 建物

公共施設白書で対象とした本市の建物は、平成 26 年度末現在で、145 施設（346 棟）、総延床面積 206,288.81 m²となっています。

用途分類別の延床面積を比較すると、小・中学校が最も多く、次いで市営住宅の順となっており、これらだけで全体の約 66%を占めています。

建築年度別の整備状況を見てみると、昭和 40 年代から 50 年代（1965～1984 年）にかけて多くの公共施設を整備しているため、建築後 30 年を超えた建物の延床面積が全体の約 63%に達するなど、老朽化が相当進んでいます。

なお、旧耐震基準下（昭和 56 年 5 月以前）に建築された建物の延床面積が全体の約 56%に上りますが、このうち耐震診断の結果、基準を満たしていない小・中学校については、平成 26 年度までに全ての耐震化整備を完了しており、また、保育所についても、平成 30 年度を目途に計画的に耐震化整備を進めています。

建物の情報は、平成 27 年度に作成した固定資産台帳（平成 27 年 3 月 31 日現在）のデータを基に記載しています。

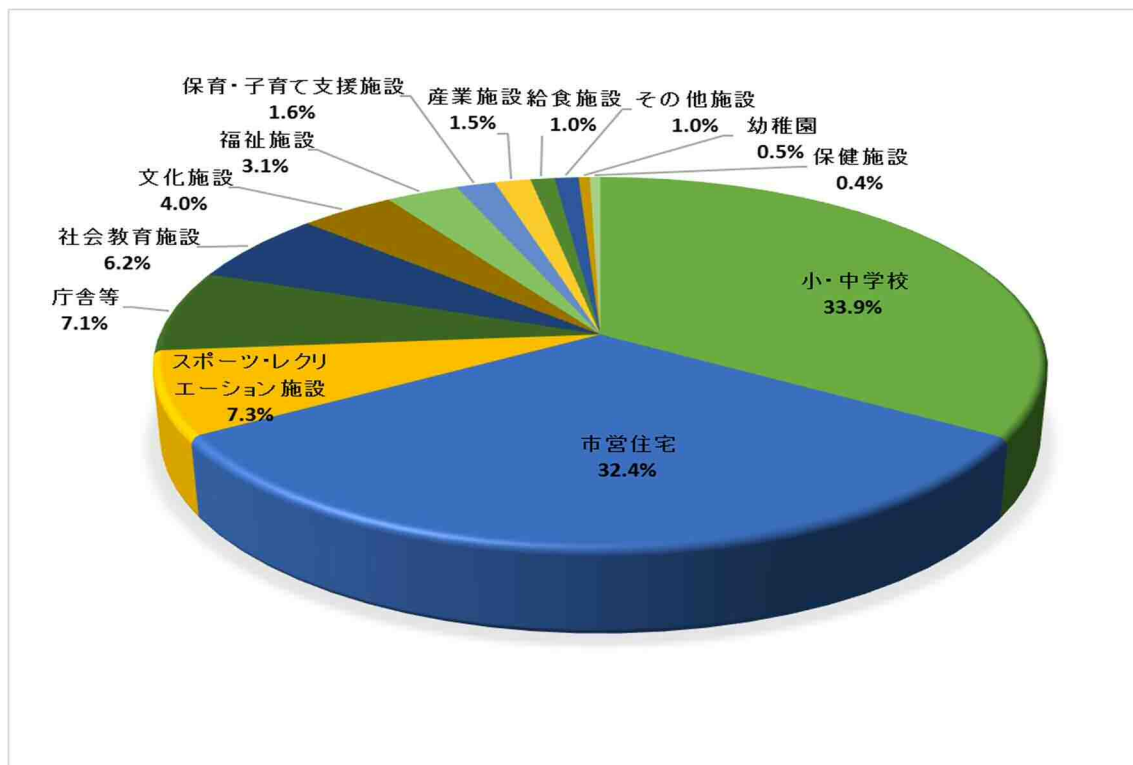
※平成 27 年 4 月以降の新設、廃止による施設数、延床面積の増減は反映していません。

【図表 8 用途別の施設数と延床面積】

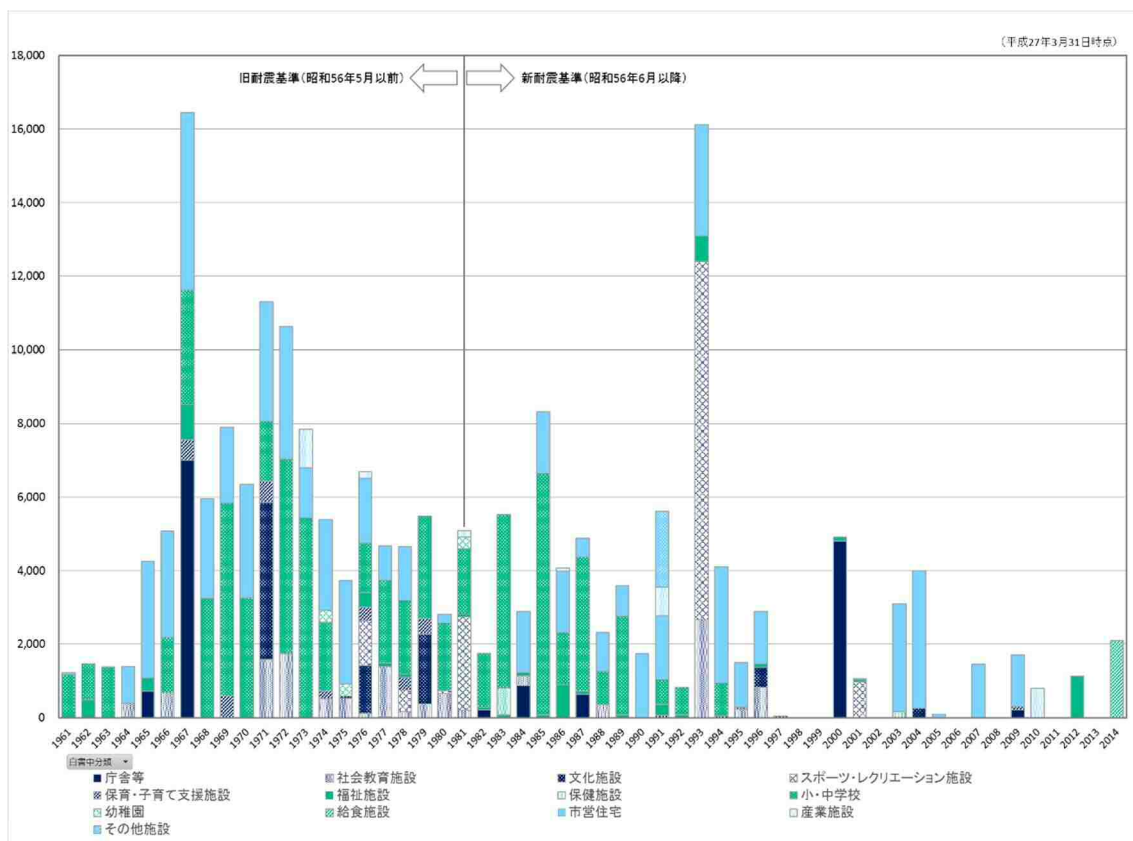
用途	施設数	延床面積（m ² ）	用途	施設数	延床面積（m ² ）
小・中学校	16	69,831.00	保育・子育て支援施設	9	3,397.94
市営住宅	35	66,928.73	産業施設	5	3,115.19
スポーツ・レクリエーション施設	8	15,103.28	給食施設	1	2,095.00
庁舎等	10	14,555.28	その他施設	1	2,064.52
社会教育施設	24	12,699.31	幼稚園	3	976.00
文化施設	6	8,313.47	保健施設	2	902.00
福祉施設	25	6,307.09	合計	145	206,288.81

（平成 27 年 3 月 31 日現在）

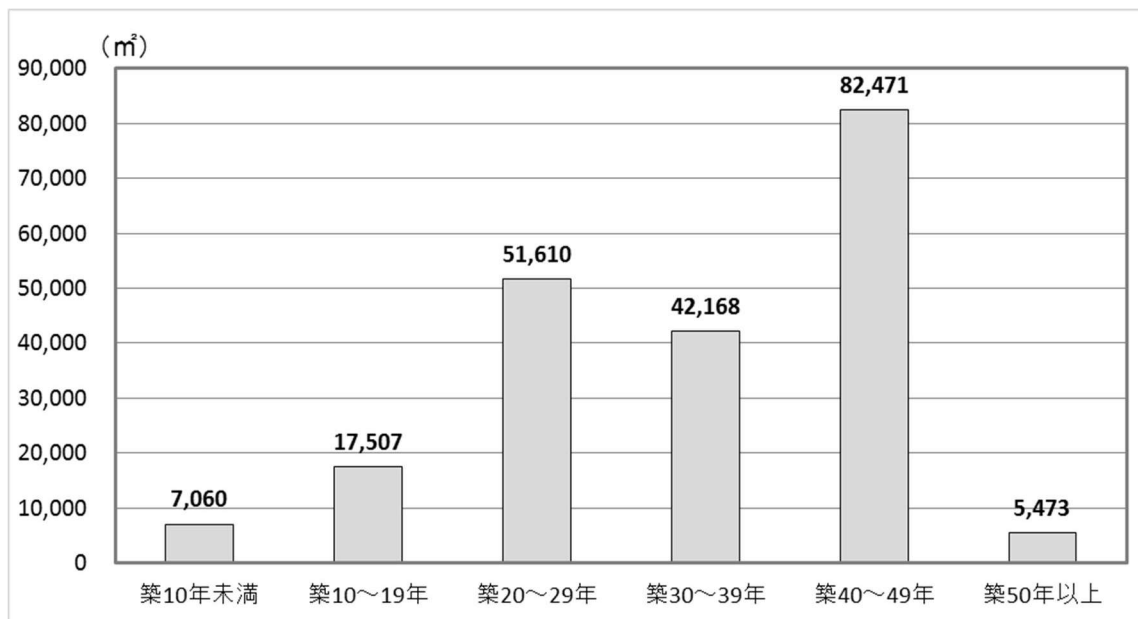
【図表 9 用途別の延床面積割合】



【図表 10 建築年度別整備状況（延床面積）】



【図表 11 建築経過年度別整備状況（延床面積）】



(平成 27 年 3 月 31 日現在)

(2) インフラ・プラント系施設

インフラ・プラント系施設は、生活及び産業の基盤となる公共施設であり、市民生活や地域の経済活動を支えています。

このため、長期間適切に使用できるよう、いかに計画的かつ効率的に対応していくかが課題と言えます。

一般的な生活基盤系のインフラ施設である道路や橋りょう、下水道の他、公園、漁港、プラント系施設であるし尿処理施設を保有しています。現在の保有状況は、市道延長約 346 k m、橋りょう 181 橋、下水管延長約 245 k m などとなっています。

インフラ・プラント系施設の情報は、平成 27 年度に作成した固定資産台帳(平成 27 年 3 月 31 日現在)のデータを基に記載しています。ただし、下水道については、固定資産台帳未作成のため、施設台帳のデータを使用しています。
※平成 27 年 4 月以降の新設、廃止による施設数、延床面積の増減は反映していません。

【図表 12 インフラ・プラント系施設の保有量】

種別	主な施設	施設数量
市道・橋りょう	市道	345,616m
	橋りょう	181 橋
農道・林道	農道	80,025m
	林道	607m
公園	都市公園	38 箇所
	その他公園等	118 箇所
漁港	外郭施設	63 施設
	係留施設	27 施設
し尿処理施設	深山浄苑	2,104 m ²
下水道	污水管延長	244,745m
	雨水管延長	1,162m

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

(3) 公営企業保有施設

公営企業は、企業ごとに任命された管理者により業務が執行され、経理上も独立採算の原則による運営を行っています。本市では、水道局による水道事業、病院局による病院事業及び介護老人保健施設事業があります。

水道事業では、浄水施設や延長約 300 k m に及ぶ水道管等を保有していますが、これらの多くは高度経済成長期を契機とした人口増加や生活用水・工業用水等の給水需要に応えるかたちで整備されており、現在、老朽化が進んでいます。

病院事業では、光総合病院と大和総合病院を保有しており、2つの病院を合わせた総延床面積は 28,242 m²、総病床数は 453 床となっています。

介護老人保健施設事業では、ナイスケアまほろばを保有しており、その延床面積は 4,491.49 m²、入所定員は 70 人となっています。

これら公営企業が保有する施設については、施設特性や企業経営の視点等に基づき、保有施設の整備、維持管理等の適正化を図っていく必要があります。

公営企業保有施設の情報は、それぞれの企業局から提供された平成 27 年 3 月 31 日現在のデータを記載しています。

※平成 27 年 4 月以降の新設、廃止による施設数、延床面積の増減は反映していません。

【図表 13 公営企業保有施設の保有量】

種別	主な施設	施設数
水道事業	浄水施設	1 施設
	水道管（導水、送水、配水）	299,286m
病院事業	光総合病院（延床面積・病床数）	11,788 m ² ・210 床
	大和総合病院（延床面積・病床数）	16,464 m ² ・243 床
介護老人保健施設事業	ナイスケアまほろば（延床面積）	4,491.49 m ²

（平成 27 年 3 月 31 日現在）

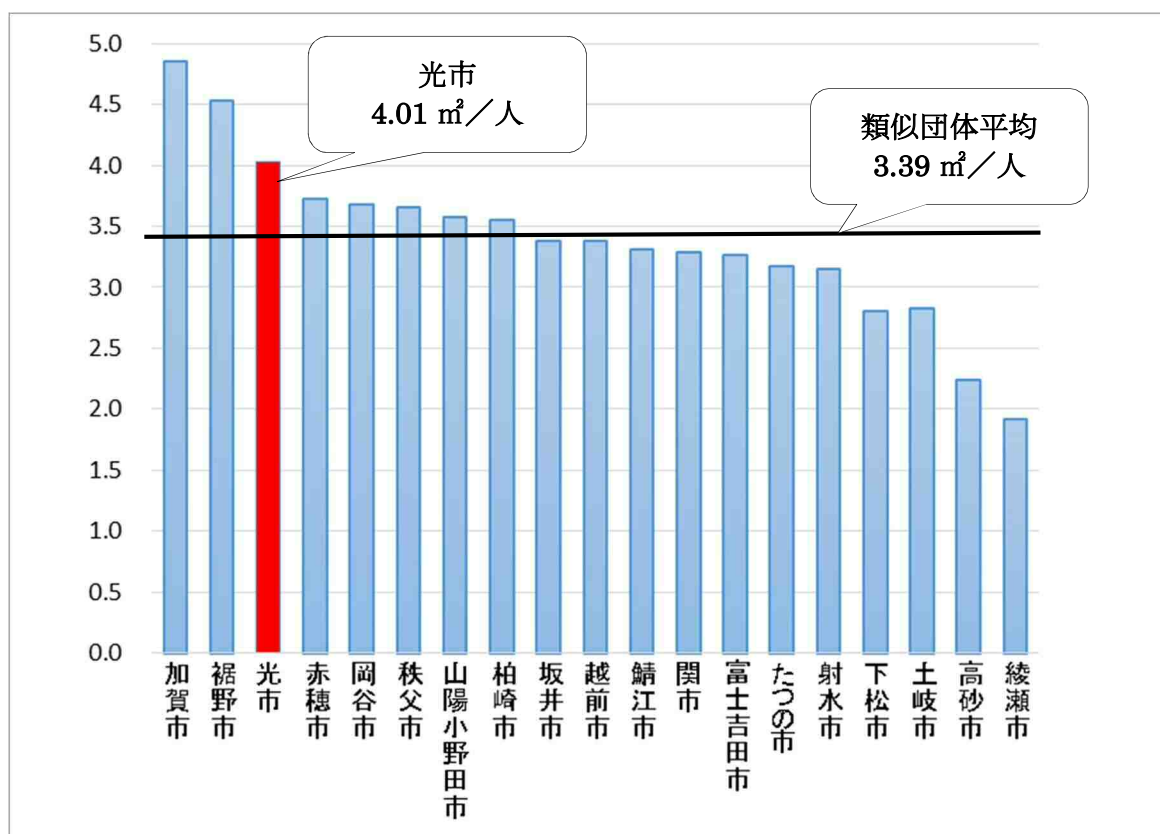
2 類似団体との比較

市民一人あたりの保有面積に換算すると約 4.01 m²となり、東洋大学 P P P 研究センター『全国自治体公共施設延床面積データ（平成 24 年 1 月 11 日公表）』による全国平均の 3.42 m²を上回っています。

また、本市の類似団体^{注1}と比較した場合でも、平均値の 3.39 m²を上回っています。この状況からも、施設総量の縮減に向けた取組みが必要であると言えます。

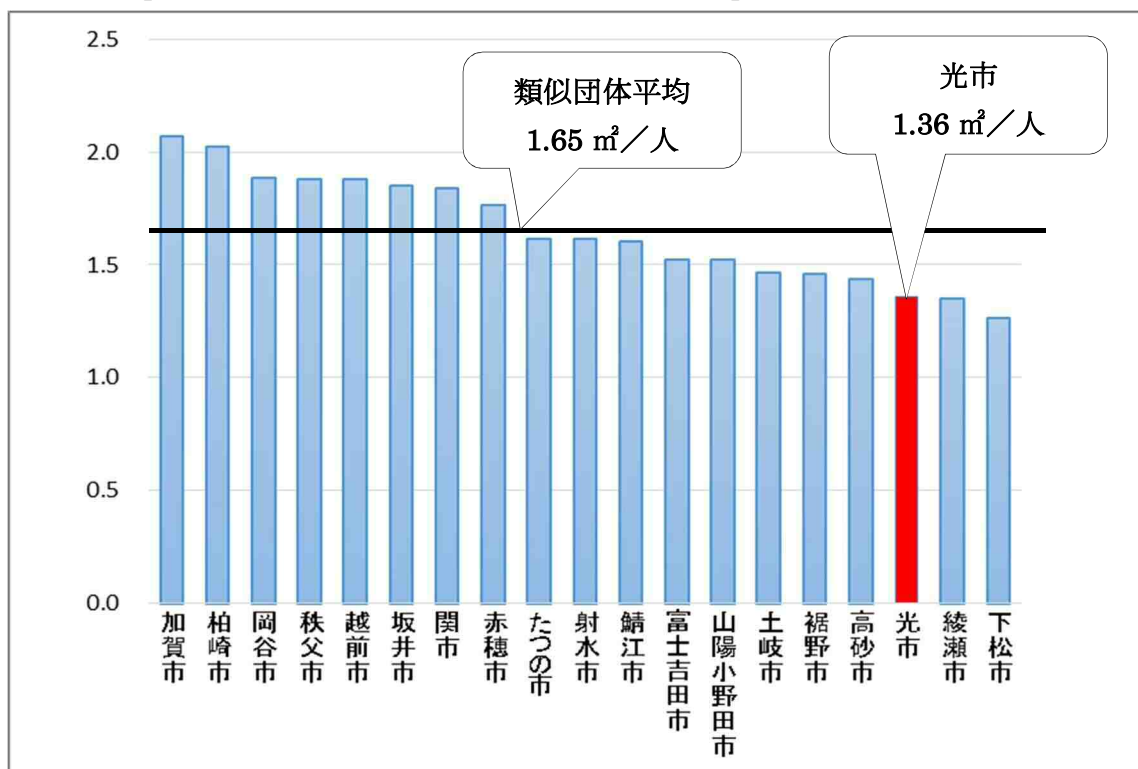
注1 類似団体とは、人口と産業構造の組み合わせによって自治体を類型化し、同一の区分に分類された自治体をいう。

【図表 14 市民 1 人当たりの公共施設延床面積】

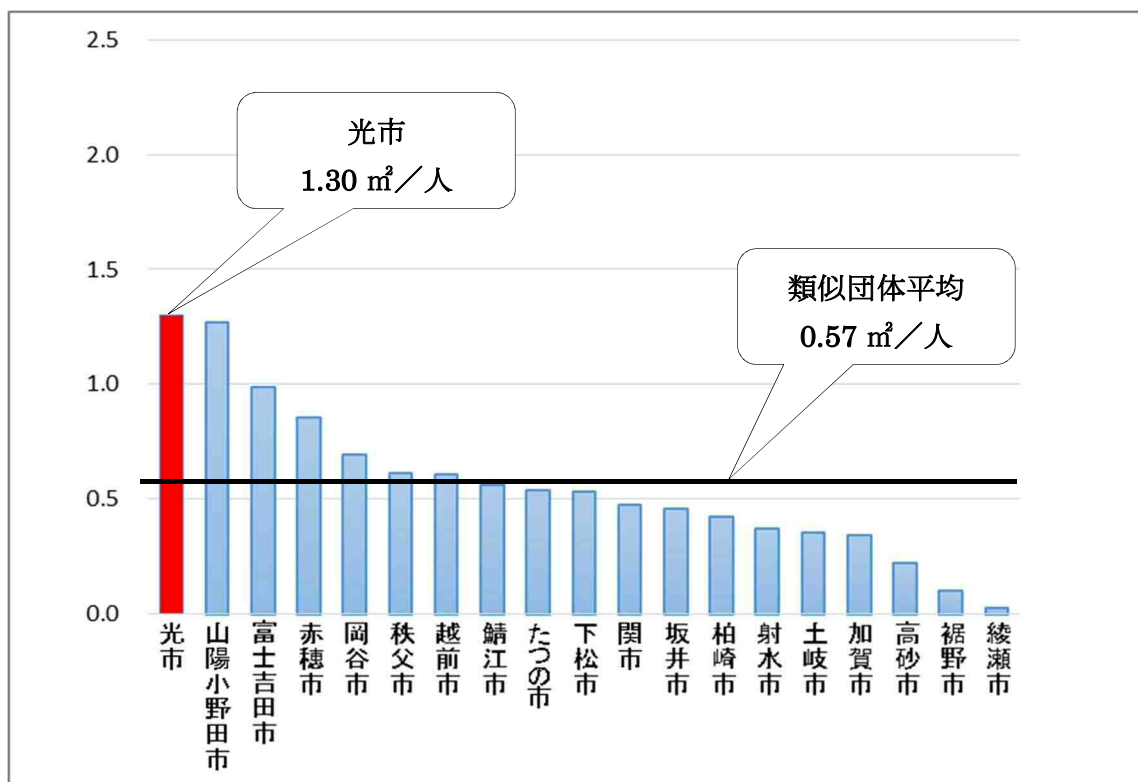


※類似団体の公共施設延床面積の数値は、平成 25 年度公共施設状況調（総務省調査）の建物延床面積を使用しています。

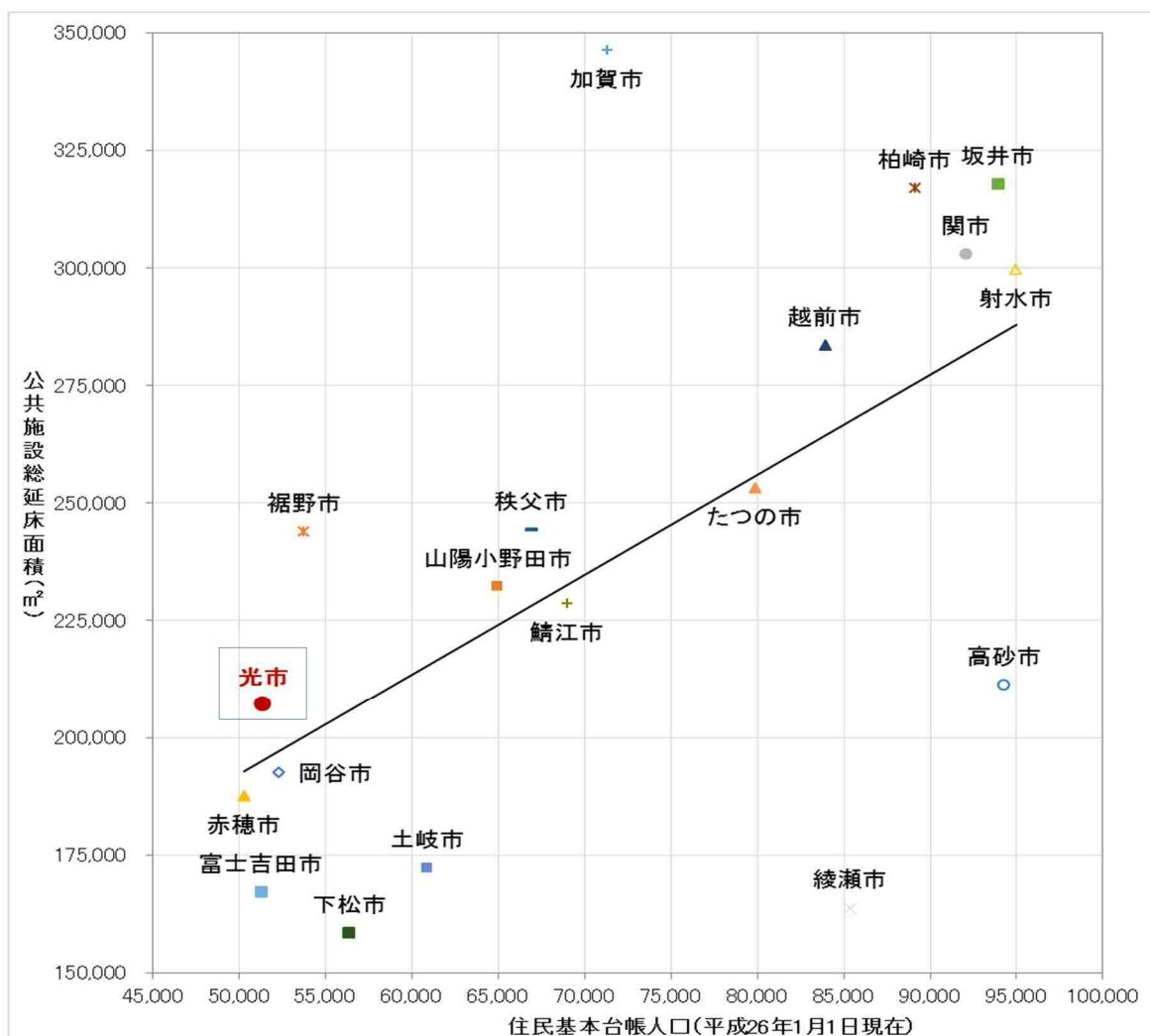
※参考【市民1人当たりの公共施設延床面積（学校）】



※参考【市民1人当たりの公共施設延床面積（市営住宅）】



【図表 15 人口と市民 1 人当たりの公共施設延床面積の関係】

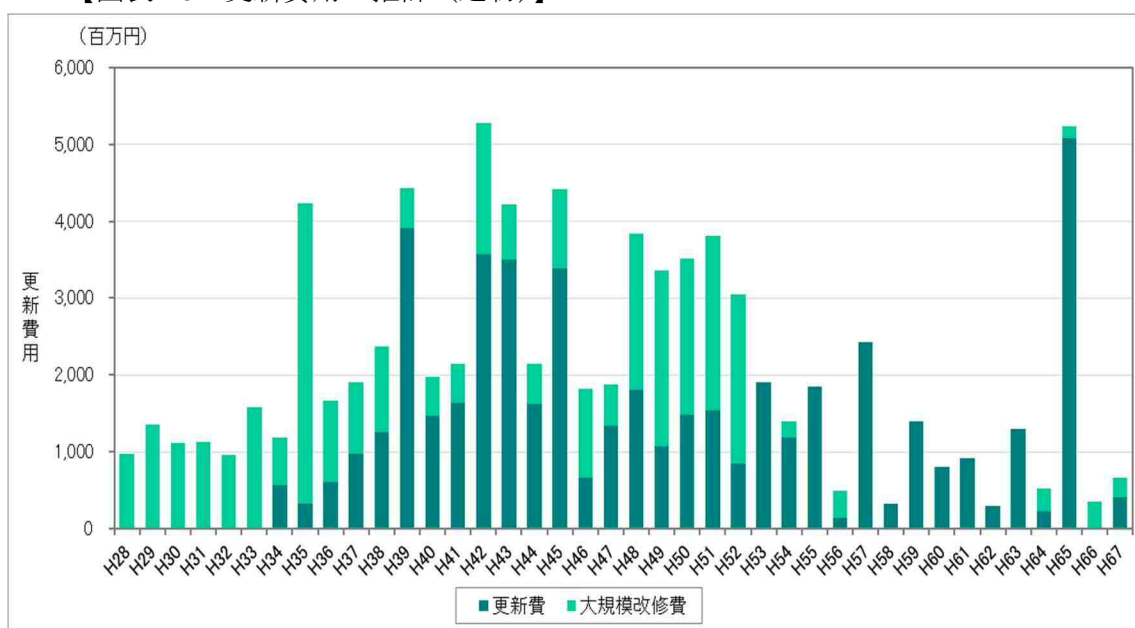


3 更新費用の推計

(1) 建物

公共施設白書で対象とした建物について、固定資産台帳のデータ（平成 27 年 3 月 31 日現在）を基に、同規模ですべて更新する（市営住宅については「光市営住宅等長寿命化計画」による）ものと仮定し、建築 30 年後に大規模改修、60 年後に建替えを実施した場合、平成 28 年度から平成 67 年度までの 40 年間で約 842 億円、年平均で約 21.0 億円、計画期間である平成 47 年度までの 20 年間では約 467 億円、年平均で約 23.4 億円の更新費用が必要となります。

【図表 16 更新費用の推計（建物）】



【単価表（総務省公共施設更新費用試算ソフト準拠）】

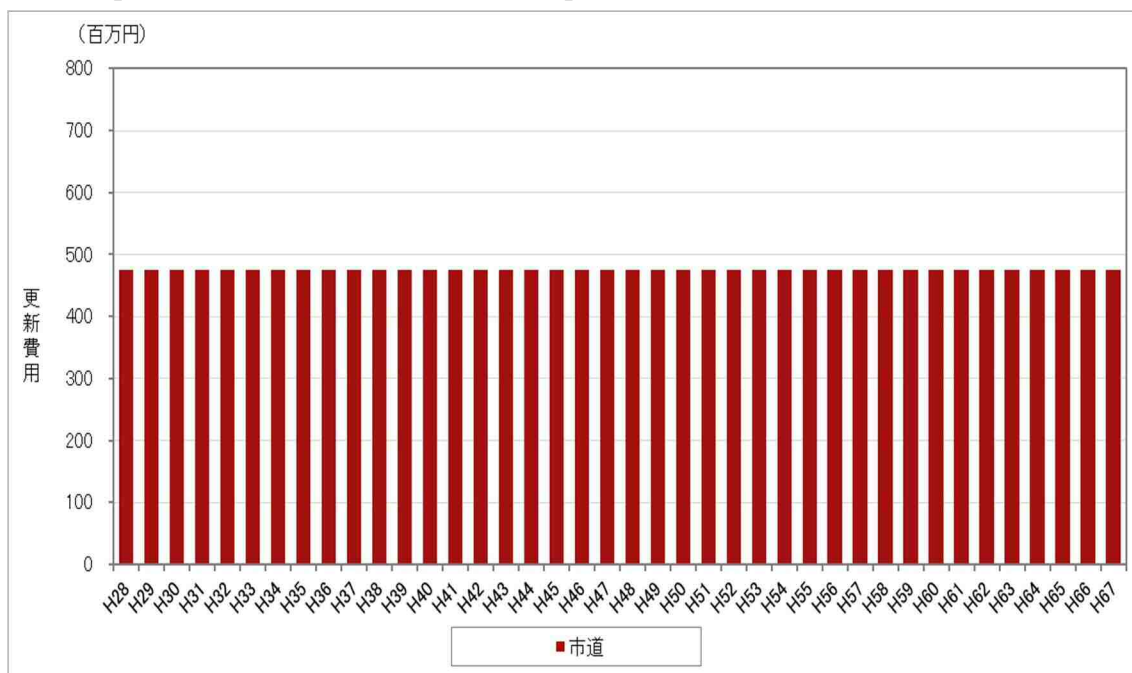
区分	大規模改修（円/㎡）	建替え（円/㎡）
庁舎等	250,000	400,000
社会教育系施設	250,000	400,000
文化施設	250,000	400,000
産業施設	250,000	400,000
スポーツ・レクリエーション施設	200,000	360,000
福祉施設	200,000	360,000
保健施設	200,000	360,000
保育・子育て支援施設	170,000	330,000
小・中学校	170,000	330,000
幼稚園	170,000	330,000
給食施設	170,000	330,000
市営住宅	170,000	280,000
その他	250,000	400,000

(2) インフラ・プラント系施設

ア 市道

固定資産台帳のデータ（平成 27 年 3 月 31 日現在）を基に、舗装面積を更新年数 15 年で割った面積を 1 年間の更新量と仮定し、舗装の打ち換えを実施した場合、平成 28 年度から平成 67 年度までの 40 年間で約 190 億円、年平均で約 4.7 億円、計画期間である平成 47 年度までの 20 年間では約 95 億円、年平均で約 4.7 億円の更新費用が必要となります。

【図表 17 更新費用の推計（市道）】



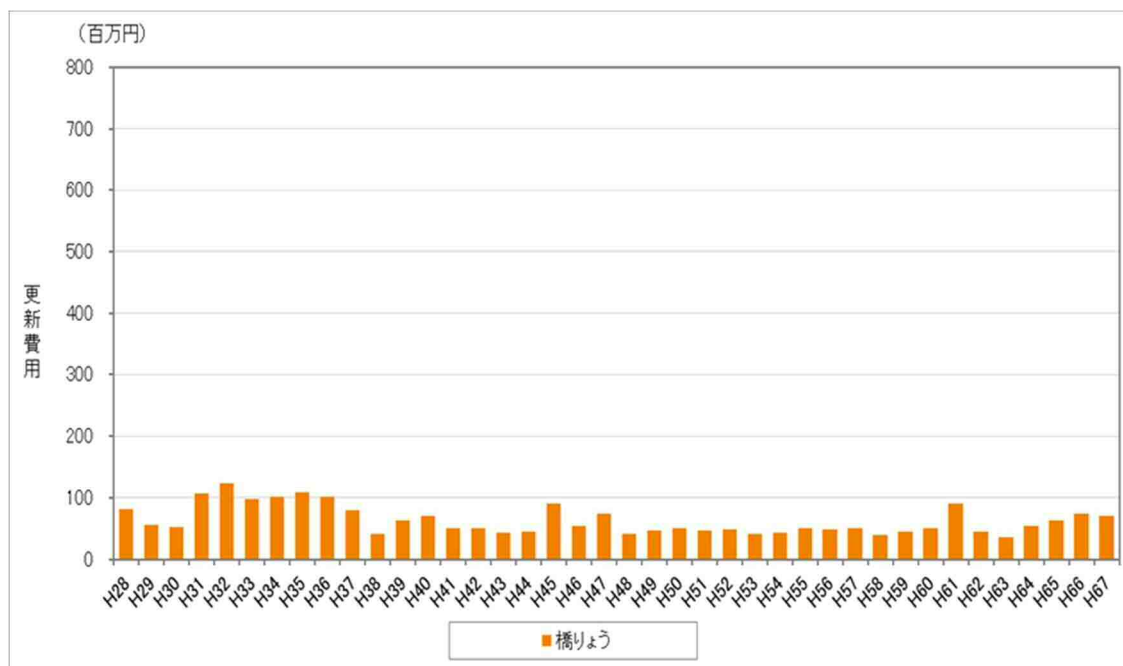
【単価表（総務省公共施設更新費用試算ソフト準拠）】

区分	更新（円/㎡）
舗装打ち換え	4,700

イ 橋りょう

「光市橋梁長寿命化修繕計画」において示した事業費を計上しており、平成 28 年度から平成 67 年度までの 40 年間で約 25 億円、年平均で約 0.6 億円、計画期間である平成 47 年度までの 20 年間では約 15 億円、年平均で約 0.7 億円の更新費用が必要となります。

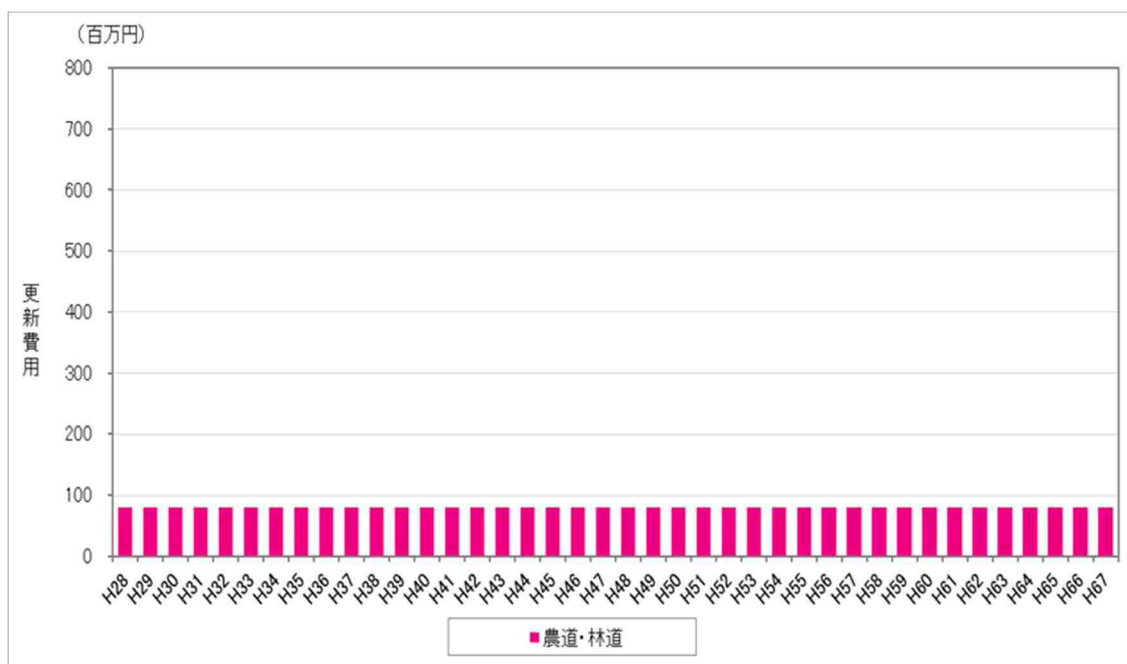
【図表 18 更新費用の推計（橋りょう）】



ウ 農道・林道

固定資産台帳のデータ（平成 27 年 3 月 31 日現在）を基に、舗装面積を更新年数 15 年で割った面積を 1 年間の更新量と仮定し、舗装の打ち換えを実施した場合、平成 28 年度から平成 67 年度までの 40 年間で約 32 億円、年平均で約 0.8 億円、計画期間である平成 47 年度までの 20 年間では約 16 億円、年平均で約 0.8 億円の更新費用が必要となります。

【図表 19 更新費用の推計（農道・林道）】



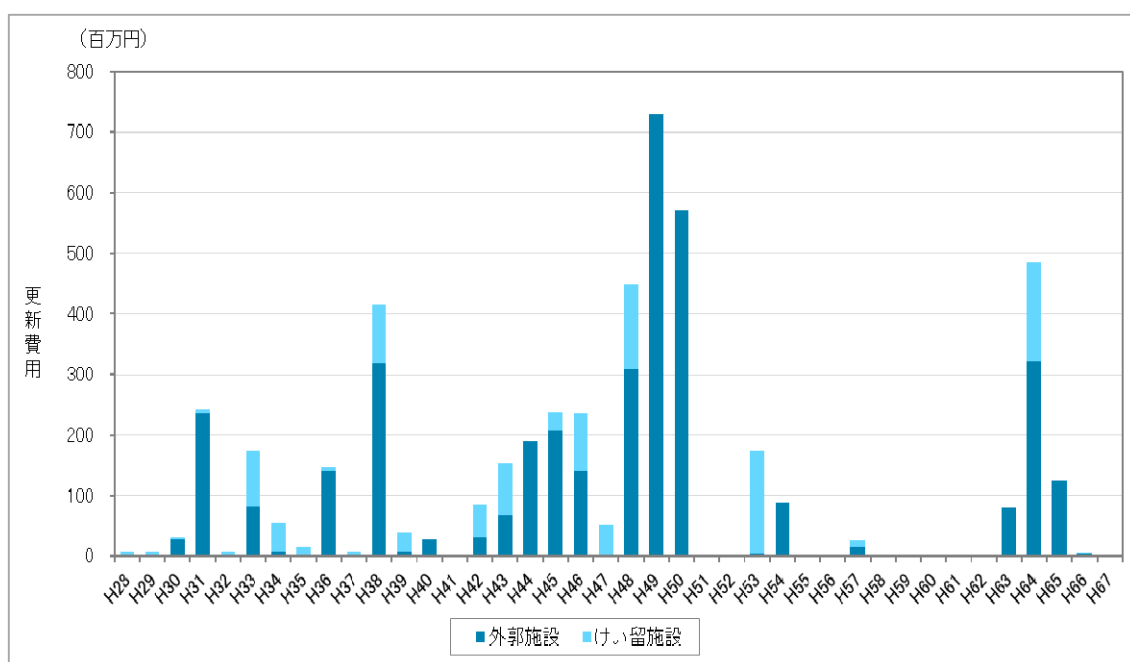
【単価表（総務省公共施設更新費用試算ソフト準拠）】

区分	更新（円/㎡）
舗装打ち換え	4,700

エ 漁港

「光漁港機能保全計画書」において示した事業費及び固定資産台帳のデータ（平成 27 年 3 月 31 日現在）に基づく試算では、平成 28 年度から平成 67 年度までの 40 年間で約 49 億円、年平均で約 1.2 億円、計画期間である平成 47 年度までの 20 年間では約 21 億円、年平均で約 1.1 億円の更新費用が必要となります。

【図表 20 更新費用の推計（漁港）】



【単価表（整備工事实績）】

「光漁港機能保全計画書」対象外施設

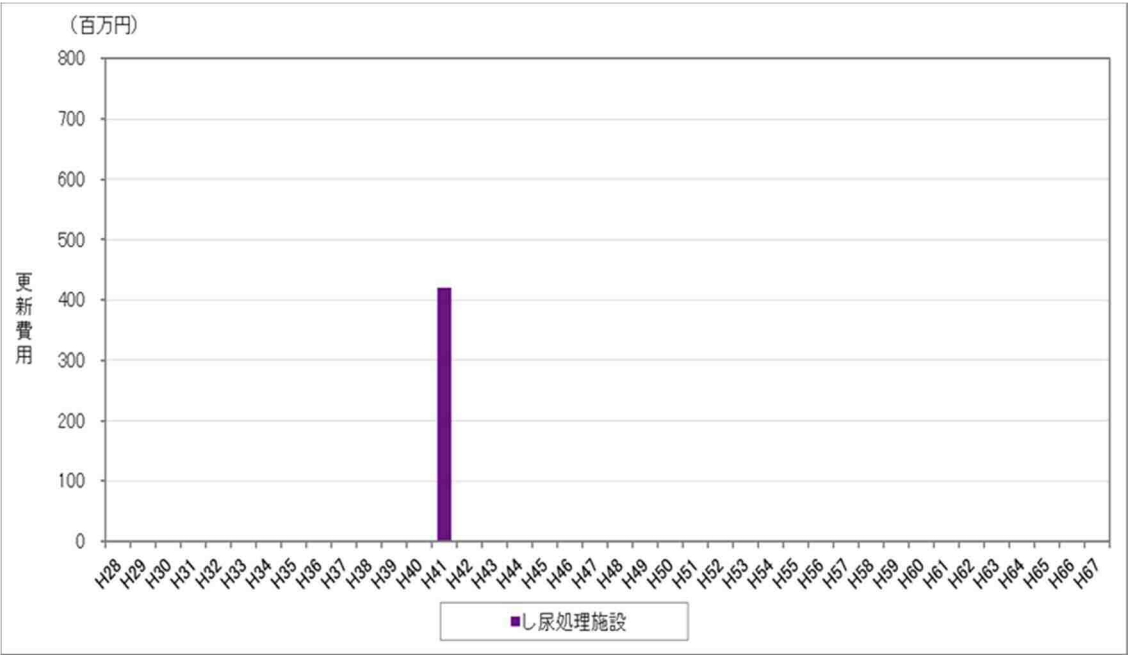
区分		更新（円/m）
外郭施設	防波堤	1,420,000
	護岸	500,000
	突堤	1,060,000
係留施設	物揚場	490,000
	船揚場	1,580,000

※「光漁港機能保全計画書」対象施設のうち対策工法が示されている施設については計画書の事業費を計上

オ し尿処理施設

固定資産台帳のデータ（平成 27 年 3 月 31 日現在）を基に、同規模で更新するものと仮定し、建築 30 年後に大規模改修、60 年後に建替えを実施した場合、大規模改修の時期のみが到来することとなり、平成 28 年度から平成 67 年度までの 40 年間で約 4 億円、年平均で約 0.1 億円、計画期間である平成 47 年度までの 20 年間でも約 4 億円、年平均で約 0.1 億円の更新費用が必要となります。

【図表 21 更新費用の推計（し尿処理施設）】



【単価表（総務省公共施設更新費用試算ソフト準拠）】

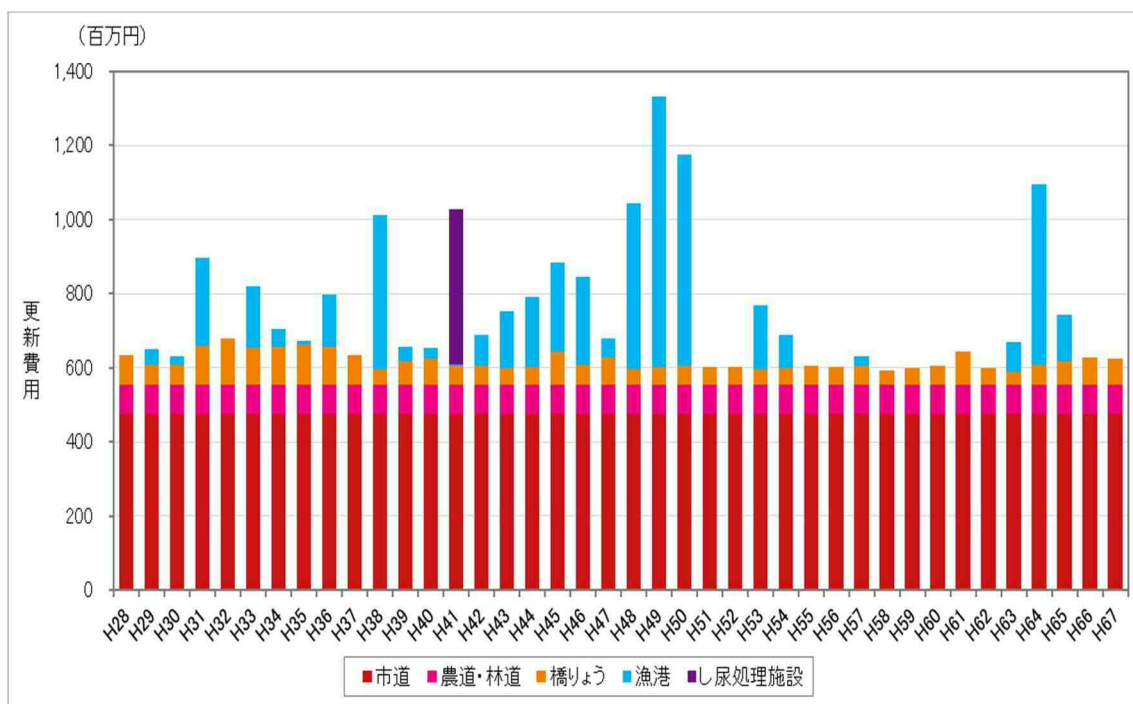
区分	大規模改修（円/㎡）	建替え（円/㎡）
し尿処理施設	200,000	360,000

カ インフラ・プラント系施設全体

インフラ・プラント系施設全体では、今後 40 年間に約 300 億円、年平均で約 7.5 億円、計画期間である 20 年間では約 151 億円、年平均で約 7.6 億円の更新費用が必要となります。

なお、公園は、構造物がほとんどなく、試算対象となる管理棟等は建物で更新費用を推計していること、また、特別会計となる下水道については、使用料等が更新財源となることから、試算対象から除きます。

【図表 22 更新費用の推計（インフラ・プラント系施設）】



(3) 公営企業保有施設

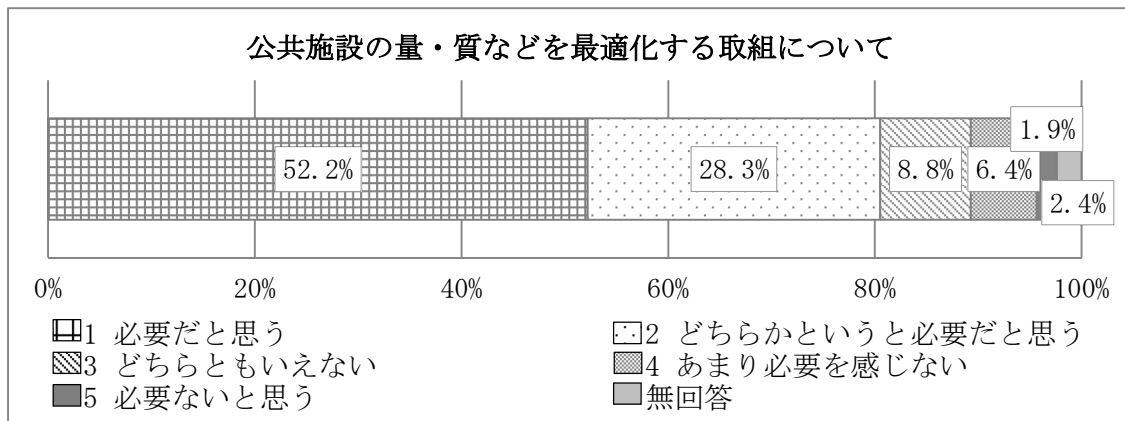
公営企業にあつては、独立採算制が原則とされており、更新費用の不足額に対しては、経営改善や料金収入の見直しを図ることで対応していくことになります。

4 公共施設に対する市民意識

本計画の策定にあたって、市民の皆さんの公共施設に対する意識等を把握するため、無作為抽出による 18 歳以上の方 2,000 人(回収 877 人、回収率 44.0%)を対象とした市民アンケートを実施していますので、その結果(抜粋)を紹介します。

【公共施設の量・質などを最適化する取組みを進めることについて(問5)】

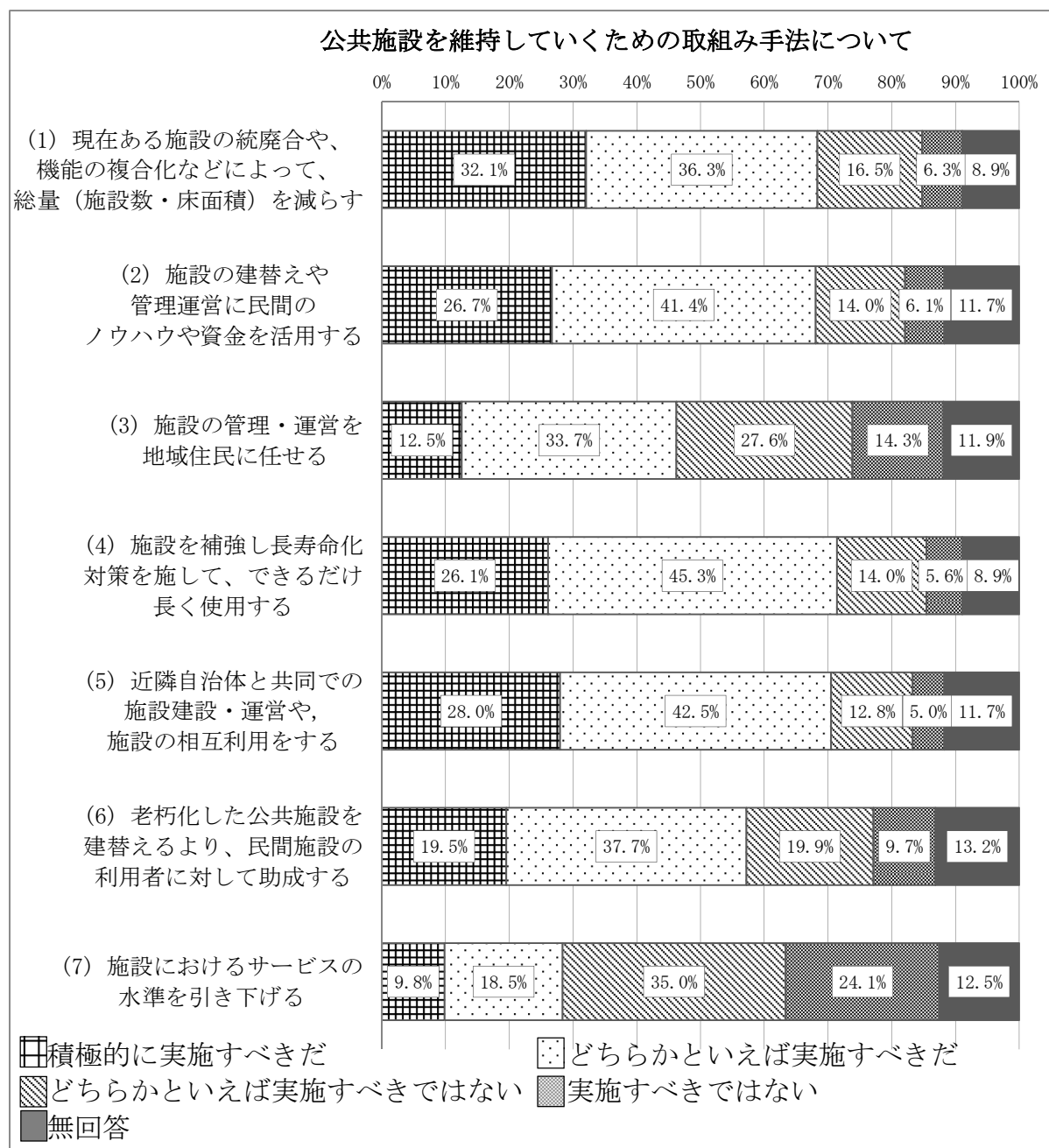
公共施設の量・質などを最適化する取組みについて、「1 必要だと思う(52.2%)」、「2 どちらかという必要だと思う(28.3%)」を選んだ回答者の割合が 80.5%となり「5 必要ないと思う(1.9%)」、「4 あまり必要を感じない(6.4%)」を選んだ回答者の割合は 8.3%となっています。



※総回答者 877 人に対する割合を示しています。

【公共施設を維持していくための取組み手法について(問6)】(※問5で「1 必要だと思う」「2 どちらかという必要だと思う」「3 どちらともいえない」を選んだ人のみ回答)

公共施設を維持していくための取組み手法について、「積極的に実施すべきだ」、「どちらかといえば実施すべきだ」を選んだ回答者の割合は、「(4) 施設を補強し長寿命化対策を施して、できるだけ長く使用する(71.4%)」、「(5) 近隣自治体と共同での施設建設・運営や施設の相互利用をする(70.5%)」、「(1) 現在ある施設の統廃合や機能の複合化などによって総量(施設数・床面積)を減らす(68.4%)」、「(2) 施設の建替えや管理運営に民間のノウハウや資金を活用する(68.1%)」、「(6) 老朽化した公共施設を建替えるより民間施設の利用者に対して助成する(57.2%)」で 50%を超えています。

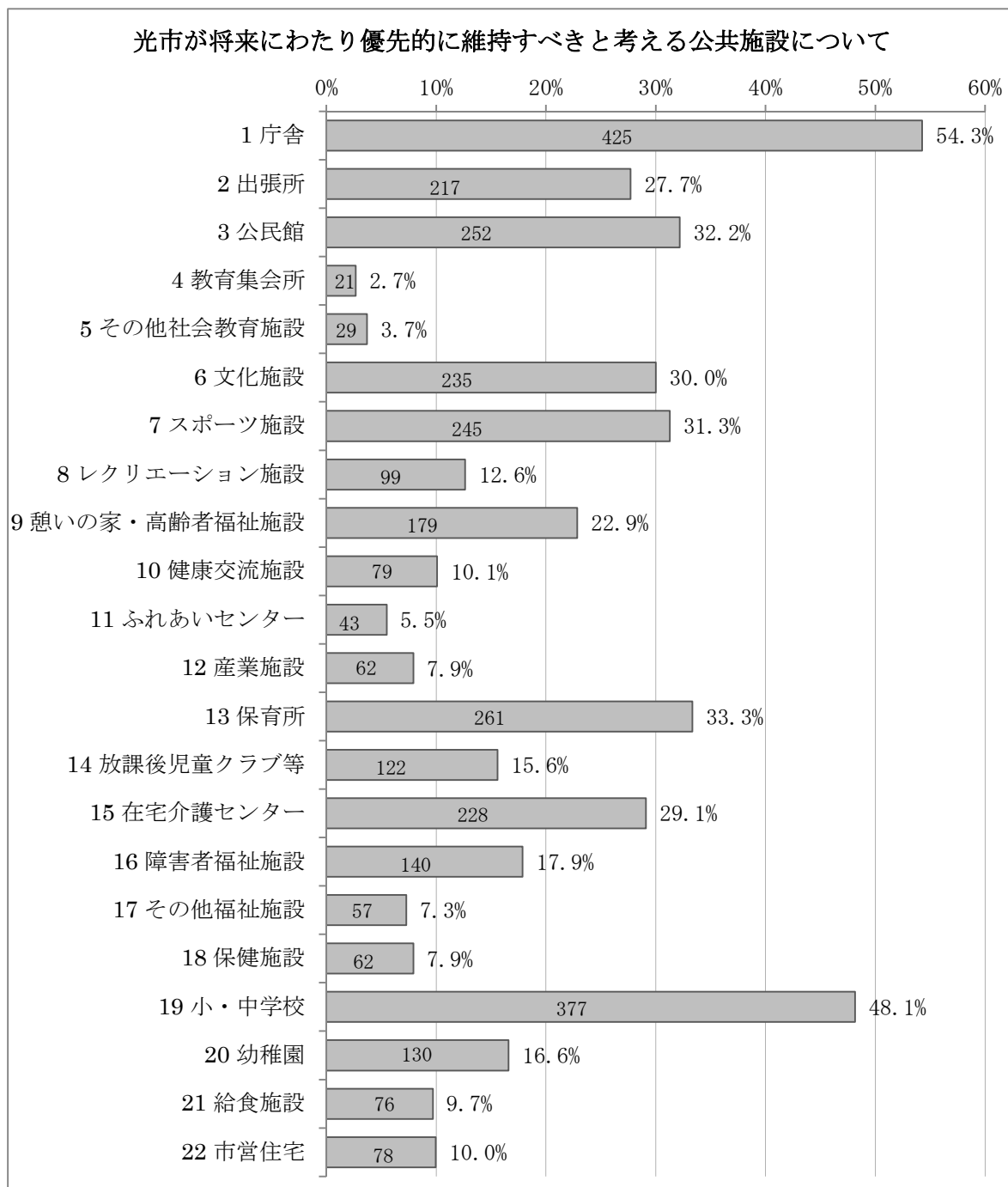


※問 5 で「1 必要だと思う」、「2 どちらかというとも必要だと思う」、「3 どちらともいえない」と回答した 783 人に対する割合を示しています。

【(3) 光市が将来にわたり優先的に維持すべきと考える公共施設について（最大 5 つまで○）（問 7）】（※問 5 で「1 必要だと思う」「2 どちらかというとも必要だと思う」「3 どちらともいえない」を選んだ人のみ回答）

光市が将来にわたり優先的に維持すべきと考える公共施設については、「1 庁舎（54.3%）」、「1 9 小・中学校（48.1%）」、「1 3 保育所（33.3%）」の

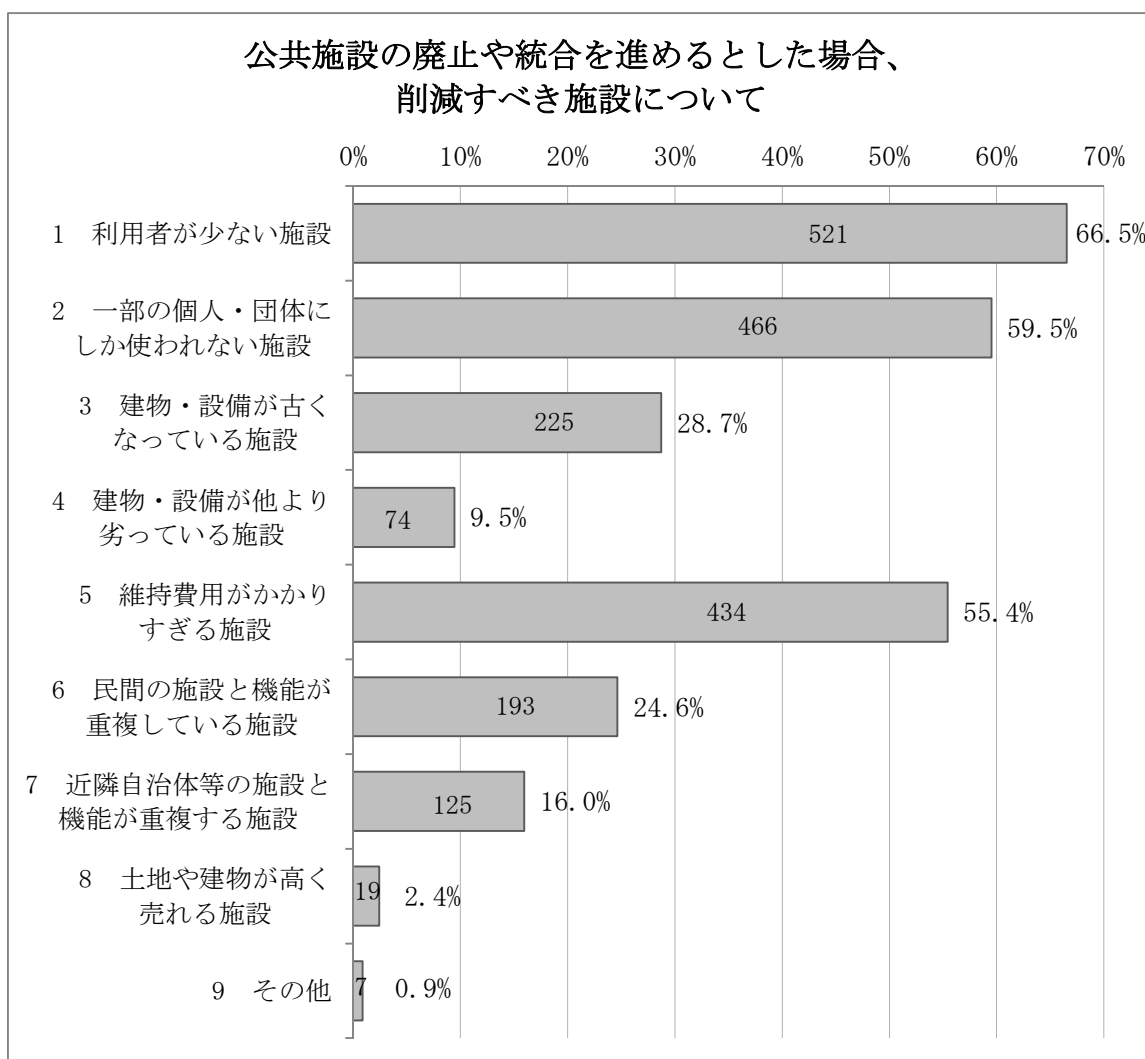
順で回答割合が高くなっています。回答割合が低い施設分類は、「4 教育集会所（2.7%）」、「5 その他社会教育施設（3.7%）」、「11 ふれあいセンター（5.5%）」の順となっています。



※問5で「1 必要だと思う」、「2 どちらかという必要だと思う」、「3 どちらともいえない」と回答した783人の複数回答に対する割合を示しています。

【(4) 公共施設の廃止や統合を進めるとした場合、削減すべき施設について
(最大3つまで○) (問8)】(※問5で「1 必要だと思う」「2 どちらかという
と必要だと思う」「3 どちらともいえない」を選んだ人のみ回答)

公共施設の廃止や統合を進めるとした場合、削減すべき施設については、
「1 利用者が少ない施設 (66.5%)」、「2 一部の個人・団体にしか使われない施設 (59.5%)」、「5 維持費用がかかりすぎる施設 (55.4%)」を選んだ回答者の割合が高くなっています。



※問5で「1 必要だと思う」、「2 どちらかという必要だと思う」、「3 どちらともいえない」と回答した 783 人の複数回答に対する割合を示しています。

第4章 適正配置等に関する基本的な考え方と取組方策

1 建物の基本方針

本市の公共施設は、近い将来、施設の更新時期を集中的に迎えることとなります。

また、人口減少や少子高齢化の進展により、将来の財政規模も縮小していくことが予測され、現在ある施設を今のまま維持することは非常に困難となることが容易に想像されます。

このため、公共施設の総量を縮減していく必要がありますが、公共施設が提供するサービスに対するニーズの増減に対応する中で、総量をコントロールしながら縮減を図ることとなります。

次世代に大きな負担を残さないよう、また、市民にとって、真に必要な公共施設の量を確保するとともに施設を適正な状態で維持し、適切かつ質の高い行政サービスを提供することができるよう、以下の基本方針に基づき、公共施設マネジメントを推進します。

～公共施設（建物）の適正配置等に関する基本方針～

方針1 保有総量の適正化

方針2 予防保全による長寿命化の推進

方針3 管理運営の適正化

方針1 保有総量の適正化

市民ニーズや社会環境の変化に対応した公共施設に再編するため、機能を重視し、複合化や機能集約による統廃合、用途廃止による施設の廃止等を柔軟に行い、施設の適正配置と総量縮減を図ります。

ただし、再編にあたっては、市民・利用者への丁寧な説明を行いながら、合意形成を図ったうえで進めます。

(1) 総量の縮減

- ・既存施設の更新等にあたっては、施設ごとの機能や利用実態を踏まえ、類似・重複した機能の集約化や施設の統廃合等を進めるとともに、施

設の複合化を基本に検討し、施設総量の縮減を図ります。

- ・廃止する施設については、積極的な処分を進め、売却収入を他の公共施設の更新費用の財源に充てることを基本とします。
- ・施設の廃止を進めるにあたっては、廃止後の処分、活用についての方針についても並行して検討し、未利用の財産とならないように努めます。

(2) 新規整備の抑制

- ・公共施設が提供するサービスに対し、新たな市民ニーズが発生した場合で、既存施設の転用や複合化等によっても対応が困難な場合を除き、原則として、公共施設の新規整備を抑制します。
- ・これまで整備が進められているものや、政策上、どうしても新規整備が必要な場合には、ライフサイクルコスト^{注1}の軽減を図った上で、整備を進めます。

注 1 ライフサイクルコスト（LCC）とは、建物では計画・設計・施工から、その建物の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額をいう。

方針 2 予防保全による長寿命化の推進

今後も活用していく施設については、施設をできるだけ長く、安全に利用できるようにするため、これまでの対症療法的な事後保全に加え、施設の状態を見極めながら予防保全にも取り組み、施設の長寿命化を図ります。

(1) 予防保全型の維持補修の推進

- ・これまでの維持補修は、壊れてから補修を行う事後保全を中心に実施していましたが、長期的な視点で計画的に維持補修を行う予防保全を取り入れ、施設の状況に応じて事後保全と予防保全を効果的に実施することで、施設の長寿命化及び財政負担の軽減と平準化を図ります。

方針 3 管理運営の適正化

施設の更新費用だけでなく、施設の点検や清掃、光熱水費等の維持管理費の縮減に努めるとともに、民間活力の活用等により、提供するサービスの質の向上を図り、効率的かつ効果的な管理運営に努めます。

(1) 維持管理費の縮減

- ・ 同一または類似の施設分類に属する施設の維持管理に係る委託費（清掃、警備、保守点検等）等について、契約方法の見直し等を検討し、維持管理費の縮減を図ります。
- ・ 光熱水費等について、これまで同様、節減に努めるとともに、施設・設備の補修等にあたり、断熱性能の向上や省エネルギー機器の導入等を検討し、維持管理費の縮減を図ります。

(2) 適切な行政サービスの提供

- ・ 法令上の義務や設置目的の達成状況等を勘案し、行政サービスとして提供することの必要性を見直すとともに、市民ニーズや利用実態を的確に把握し、民間資源や民間活力の活用を図りながら、公共施設における必要かつ質の高い行政サービスが提供できるようサービスの適正化に努めます。

2 インフラ・プラント系施設の基本方針

市民生活を支える基盤となる、道路や橋りょう、下水道に代表されるインフラ施設やし尿処理施設等のプラント系施設については、建物と同じように施設の複合化や機能集約、統廃合等により、人口規模に合わせた総量の縮減を目指すことは非常に難しいと考えられます。

このため、市民生活における安心と安全を確保できるよう、以下の基本方針に基づき、公共施設マネジメントを推進します。

～公共施設（インフラ）の適正配置等に関する基本方針～

方針1 効率的な維持管理の推進

方針2 予防保全による長寿命化の推進

方針1 効率的な維持管理の推進

点検等により、破損箇所の早期発見や劣化状況の正確な把握に努め、適切な維持補修を行うことで利用者等の安全確保を図ります。

また、新たな技術や製品の活用を検討し、維持管理費の縮減を図るとともに、効果的な維持管理に取り組みます。

方針2 予防保全による長寿命化の推進

橋りょうや漁港施設については、既に長寿命化計画等を策定し、取組みを進めているところですが、それ以外の施設についても、建物と同様、長期的な視点で計画的に維持補修を行う予防保全の考え方を取り入れた計画的な施設の更新等に努め、施設の長寿命化及び財政負担の軽減と平準化を図ります。

3 公営企業保有施設の基本方針

水道局、病院局といった公営企業局が保有する施設については、地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置したもので、各公営企業が提供するサービスに応じて適正に配置されるべきものです。

また、公営企業全般について、平成26年8月に総務省から示された「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号）において、引き続き公営企業として事業を行う場合には、経営環境が厳しさを増す中であっても、事業、サービスの提供を安定的に継続できるよう、中長期的な視点に立った経営効率化、経営健全化に取り組むことが必要とされ、各公営企業の「経営戦略」を策定していくことが求められていることから、保有する施設については必要に応じた適切な管理を行います。

【図表23 総務省「公営企業の経営に当たっての留意事項についての概要」】

「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付通知）の概要		別添1
1. 基本的な考え方 ○ 平成21年度から集中的に推進してきた公営企業の抜本改革の取組は、予定どおり平成25年度末で一区切り。 ○ 人口減少、施設老朽化等、経営環境が厳しさを増す中で、サービスの安定的な継続のためには、平成26年度以降も、不断の経営健全化等が必要。（事業の意義・必要性がない場合には廃止し、採算性に応じて民営化・民間譲渡等を検討。） ○ 中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが必要。 ○ 損益・資産等の的確な把握のため、地方公営企業法の適用による公営企業会計の導入が必要。特に、簡易水道・下水道は、基本的に必要。		
2. 計画的経営の推進 ～「経営戦略」の策定～ ・ 将来にわたり事業を安定的に継続するため、「経営戦略」を企業ごとに策定し、これに基づく計画的な経営が必要。〈期間：10年以上を基本〉 （「経営戦略」の主な内容） ・ 企業及び地域の現状と将来見通しを踏まえたもの ・ 「投資試算」（施設・設備投資の見通し）、「財源試算」（財源の見通し）等で構成される「投資・財政計画（収支計画）」 ・ 「投資試算」等の支出と「財源試算」が均衡するよう、施設・設備のサイズダウン、効率的配置、PPP/PFIをはじめとする民間の経営手法の導入や事業の広域化等の取組、財源面の見直しを検討 ・ 組織、人材、定員、給与について、効率化・合理化の取組を検討 ・ ICTの活用、資金不足比率、資金管理・調達、情報公開、防災対策等 ※ 3～5年に一度見直しを行う等、適切な事後検証、更新等を行う		3. 公営企業の経営に係る事業別の留意事項 「経営戦略」の策定等に当たっての、水道事業、下水道事業をはじめとする事業ごとの留意点。 4. 「資金不足等解消計画」策定上の留意事項 5. 「経営健全化計画」策定上の留意事項 地方債同意等基準に定める「資金不足等解消計画」や、健全化法に基づき、資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業が策定する「経営健全化計画」は、「経営戦略」の考え方等を基本として策定。 6. その他 ・ 市町村の公営企業に対する都道府県の支援、消費税の適正な転嫁、「インフラ長寿命化基本計画」等との関係等を記載。 ・ 総務省においては、必要な支援を継続的に行っていく予定。

4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方に係る取組み

今後の取組みとして、基本方針に基づく取組みを着実に推進するとともに、基本方針及び総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」中の「第一・二・(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方」を踏まえた取組みを以下のとおり示します。

また、他市における先進事例等については、積極的に調査・研究し、本市での導入の可能性を検討します。

○施設点検・診断の実施及び安全確保の取組み

(総務省指針①、③に基づくもの)

施設の異常・劣化等を早期発見し、適切に対処するため、目視等による日常点検や法律によって一定期間ごとの実施を義務付けられている法定点検等を定期的に行うとともに、必要に応じて劣化診断を実施し、施設の安全管理に努めます。

○期間限定的なニーズへの対応

(総務省指針②に基づくもの)

社会情勢(例えば、高齢者人口は平成30年頃まで増加が見込まれており、高齢者施設は今後も一定の施設量が必要と考えられる)等により、一定期間、臨時的に施設量を確保する必要がある場合には、リース方式や民間施設の活用、借上げ等により、トータルコストの縮減を図りつつ、公共施設に対するニーズへの柔軟な対応に努めます。

○使用料等の受益者負担の見直しの実施

(総務省指針②に基づくもの)

公共施設の使用料等は、施設の維持管理に係る経費に充てる財源となることから、受益者負担の原則を踏まえ、受益者負担と公費負担のバランスを考慮した設定方法を検討し、適切な受益者負担による財源の確保を目指します。

○PFI^{注1}等のPPP(公民連携)^{注2}の活用

(総務省指針②、⑦に基づくもの)

公共施設の整備や効率的な管理運営を行うにあたっては、資金調達やノウハウに民間活力を活用するPPP(公民連携)の手法の検討が不可欠となっています。現在は指定管理者制度が代表的な事例ですが、民間の資金で施設整備、管理運営等を行うPFIや施設跡地等の活用方法検討におけるサウ

ンディング型市場調査^{注3}等の手法について、必要に応じて積極的な活用を検討します。

また、こうしたPPPの取組みを進められるよう、職員の人材育成に努めるとともに、金融機関等による事例研究や情報交換等を行う場の活用に努めます。

注1 PFIとは、Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）の略で、民間の資金や経営能力等を活用し、公共施設等の建設や維持管理、運営等を行う手法をいう。

注2 PPPとは、Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略で、公民連携による効率的かつ効果的な公共サービスの提供を行うための手法をいう。PFIは、PPPの代表的な手法の1つ。

注3 サウンディング型市場調査とは、公共施設等の有効活用策について、事業のポテンシャルを最大限に高められる活用案や実現可能性の高い公募条件を検討するため、事業立案の段階から民間事業者との対話を行う手法をいう。

○耐震化への対応及び安全確保の取組み

（総務省指針③、④に基づくもの）

平常時における通常の施設利用等に係る安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含めた安全性を考慮した上で、必要に応じて施設の耐震化を図ります。

○長寿命化の優先順位の検討

（総務省指針⑤に基づくもの）

施設の長寿命化を実施する場合は、単に建築年度の古い順に実施するのではなく、限られた財源の中で、最も効果的な順を検討した上で実施するよう努めます。

○施設整備における組織横断的な協議体制

（総務省指針⑥に基づくもの）

公共施設の更新（大規模改修、建替え）、あるいは新規整備を行う場合には、構想段階から基本方針との整合を図りながら、関係課との協議を行い、他の公共施設との複合化や機能集約等を促進し、施設総量の縮減、余剰施設の有効活用を図ります。

○施設整備に伴うスクラップアンドビルド

(総務省指針⑥に基づくもの)

既存施設の転用や複合化等によっても対応が困難で、政策上、新たな施設の整備を必要とする場合は、他の公共施設の廃止等により、施設総量のコントロールに努めます。

【参考：総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」抜粋】

第一 総合管理計画に記載すべき事項

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- ① 点検・診断等の実施方針
- ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針
- ③ 安全確保の実施方針
- ④ 耐震化の実施方針
- ⑤ 長寿命化の実施方針
- ⑥ 統合や廃止の推進方針
- ⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

【図表 24 総務省指針と取組項目の関係】

総務省指針 取組項目	①点検・診断等の実施方針	②維持管理・修繕・更新等の実施方針	③安全確保の実施方針	④耐震化の実施方針	⑤長寿命化の実施方針	⑥統合や廃止の推進方針	⑦総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針
施設点検・診断の実施	○		○				
期間限定的なニーズへの対応		○					
使用料等の受益者負担の見直しの実施		○					
P F I 等の P P P (公民連携) の活用		○					○
耐震化への対応			○	○			
長寿命化の優先順位の検討					○		
施設整備における組織横断的な協議体制						○	
施設整備に伴うスクラップアンドビルド						○	

5 基本目標

本計画は 20 年間という長期の計画であり、基本方針に基づく各種の取組みを着実に進めていくためには、基本となる目標を設定する必要があることから、これまでに示した人口減少や市税収入等の減少、公共施設の更新時期の集中といった状況を踏まえ、以下のアプローチにより基本目標を設定することとします。

(1) 基本目標の考え方

ア 人口の状況からみた施設保有量

人口減少や年齢構成といった人口の状況に応じた必要量を検討する必要性が高い、建物の保有量について考察します。

本市の将来人口は、第 2 章で触れたとおり今後も人口減少が続くことが見込まれることから、計画期間において、現在の保有量を維持した場合は、市民 1 人当たりの保有量は 4.01 m²から 4.71 m²へ増加することとなり、また、市民 1 人当たりの保有量を維持した場合は、保有量を約 20 万 6 千 m²から約 17 万 5 千 m²へ減少させる必要があります。

少子高齢化の進展による人口減少が市税収入の減少等を伴うことを考慮すれば、少なくとも人口減少の割合に見合う保有量である約 15% 分、約 3 万 m²の総量縮減に取り組む必要があると言えます。

【図表 25 総人口と建物総延床面積】

■建物の保有量 (206,288.81 m²) を維持した場合

年次	平成 27 年 (2015 年)	平成 47 年 (2035 年)	平成 67 年 (2055 年)
総人口 (人)	51,392	43,817	37,686
市民 1 人当たり保有量 (m ²)	4.01	4.71	5.47
増加率	20 年間で約 17%		
	40 年間で約 36%		

■市民 1 人当たりの保有量 (4.01 m²) を維持した場合

年次	平成 27 年 (2015 年)	平成 47 年 (2035 年)	平成 67 年 (2055 年)
総人口 (人)	51,392	43,817	37,686
延床面積 (m ²)	206,288.81	175,882.57	151,272.57
縮減率	20 年間で約 15%		
	40 年間で約 27%		

イ 更新費用の推計からみた施設保有量

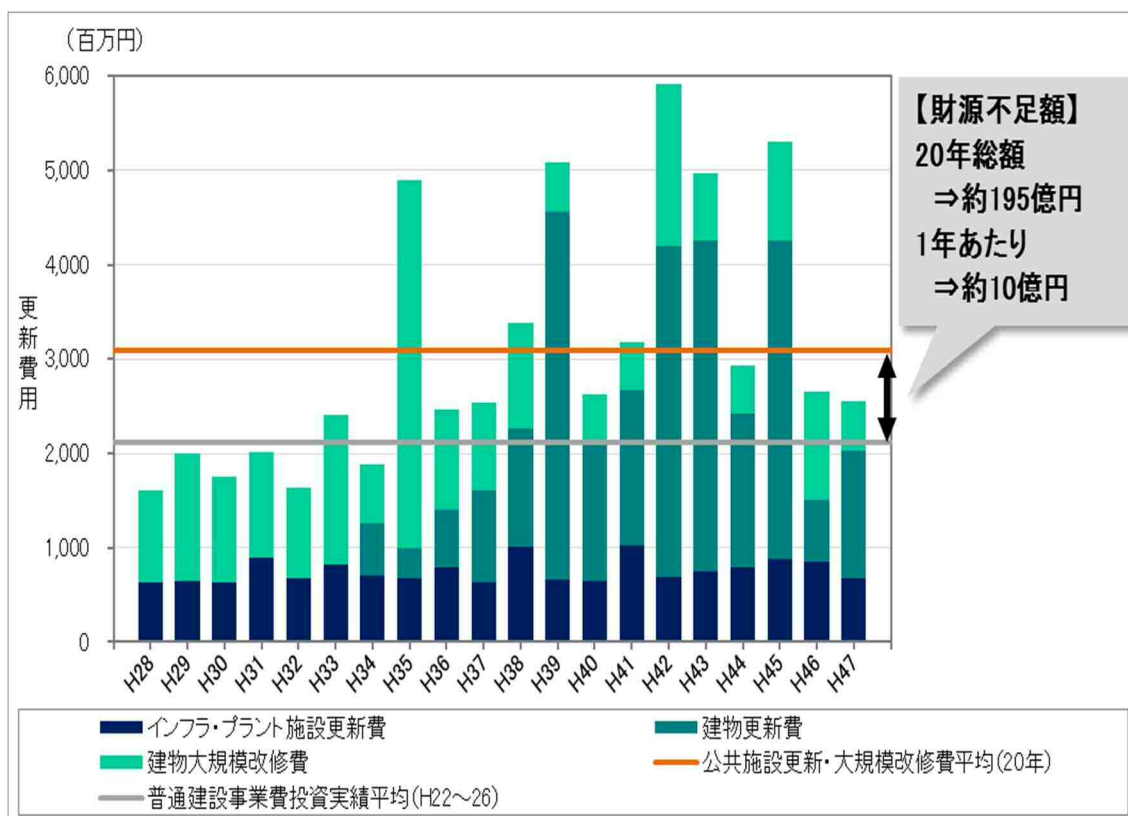
第3章で示した建物や道路、橋りょう等の更新費用の推計を基に施設の保有量を考察します。

計画期間における建物の更新費用は、約467億円、インフラ・プラント系施設については、約151億円となり、建物とインフラ・プラント系施設を合わせた更新費用は約618億円、年平均で約31億円となります。

一方、計画期間における投資可能額を第2章で示した過去の公共建築物整備への投資実績額（平成22～26年度の普通建設事業費の平均額）とすれば、年平均約21億円であり、この額を維持できたとしても毎年約10億円の不足が生じる計算となり、この額は更新費用の年平均31億円の約32%に相当します。更新費用の推計は、現状と同規模の施設を更新する等の一定の条件の下、一律に試算したものではありませんが、このことから、相当な量の縮減に取り組む必要があると言えます。

また、公共施設の更新費用については、市の負担となる一般財源だけでなく、国庫補助等がその財源となることが考えられますが、市の財政状況は今後も厳しさを増すことが見込まれており、国庫補助等についても国の状況によることから、財源の確保に十分留意する必要があります。

【図表 26 更新費用の推計と財源不足額】



(2) 基本目標について

基本目標の考え方における考察を踏まえ、類似団体の公共施設の保有量を考慮しつつ市民ニーズに対応できる施設総量を勘案し、以下のとおり基本目標を定めます。

基 本 目 標

計画期間である平成 28 年度 (2016 年度) から平成 47 年度 (2035 年度) までに、公共施設等のうち建物の総延床面積を 20%縮減することを基本目標とします。

- ・縮減する総延床面積 $206,288.81 \text{ m}^2 \times 20\% \div 41,000 \text{ m}^2$
- ・目標を達成した場合の 20 年後の市民 1 人当たりの延床面積 $(206,288.81 \text{ m}^2 - 41,000 \text{ m}^2) \div 43,817 \text{ 人} \div 3.77 \text{ m}^2/\text{人}$

公共施設マネジメントは、「まちづくり」と密接に関連することから、これまで述べてきたように、縮減によって量の適正化を図る一方で、市民の暮らしやすさ、満足度を高めるため、適切かつ質の高い行政サービスの提供を目指し、質の向上に努める必要があります。

その上で、建物の総延床面積の 20%縮減という基本目標を達成することは容易なことではなく、本計画の基本方針に基づく各種の取組みを着実に進めるとともに、取組みに対する市民の理解を求め、公共施設のあり方を行政と市民が一緒に考えることが重要となります。

なお、計画期間が 20 年という長期計画であることから、計画期間を前期・後期に分けて計画的に取り組むこととします。

【図表 27 計画期間（前期・後期）と縮減目標】

期間		縮減率	縮減面積
前期	平成 28 年度～平成 37 年度	8%	16,000 m ²
後期	平成 38 年度～平成 47 年度	12%	25,000 m ²
合計		20%	41,000 m ²

第5章 施設類型別の適正配置等の方向性

本市では、第4章の「適正配置等に関する基本的な考え方」で示した基本方針等を踏まえ、以下の施設類型ごとの方向性に基づき、公共施設の適正配置等に取り組みます。

※建物及びインフラ・プラント系施設の基礎データ（平成27年3月31日現在）は、固定資産台帳に基づいた数値です。

※構造表記

- ・RC造…鉄筋コンクリート造 ・SRC造…鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・S造 …鉄骨造 ・CB造 …コンクリートブロック造
- ・木造 …木造

※資産老朽化比率とは、償却資産（建物や工作物、施設設備等）の取得価額に対する減価償却累計額の割合で、資産価値という面から資産の老朽化の度合いを示すものです。100%に近いほど老朽化が進んでいるといえ、平均的な資産老朽化比率は35%～50%程度といわれています。

1 建物

（1）庁舎等

■基礎データ

□庁舎

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	資産老朽化比率 %
1	市役所本庁舎				
	□本庁舎	7,014.99	RC造	S43.3	94.2
	□清掃庁舎	216.29	S造	S58.1	100.0
2	市役所別館	216.28	S造	S56.10	17.0
3	総合福祉センター (あいぱーく光)	4,803.89	RC造	H13.3	46.4
4	大和支所				
	□本館	727.19	RC造	S41.3	97.3
	□新館	640.27	S造	S62.11	72.1
5	教育委員会庁舎	875.50	RC造	S60.3	57.0
計		14,494.41			

□出張所

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	資産老朽化比率 %
6	室積出張所（H28.6 解体）	18.29	RC 造	S41.8	96.0
	※参考 （新）室積出張所	50.00	S 造	H27.11	—
7	牛島出張所	1.39	RC 造	S50.8	77.9
8	浅江出張所	18.30	RC 造	S53.3	74.0
9	三島出張所	14.88	RC 造	S40.3	100.0
10	周防出張所	8.01	RC 造	S47.3	86.0
計		60.87			

■現状と課題

- 庁舎のうち市役所本庁舎と大和支所は、旧耐震基準下に建築されており、建築後 40 年以上が経過し老朽化が進んでいます。
- 市役所本庁舎は、耐震診断の結果、大半の階層において耐震性能を表す I_s 値が基準値の 0.72（市庁舎関係施設は、災害時の防災に係る業務の中心的拠点として機能する施設であるため、「官庁施設の総合耐震計画基準」を参考に、RC 造の基準 I_s 値は 0.72（ I_s 値 $0.6 \times$ 地域係数 $0.8 \times$ 地盤指標 $1.0 \times$ 重要度係数 1.5 ））を満たしていません。
- 市役所本庁舎は、災害発生時における市災害対策本部、総合福祉センター及び教育委員会庁舎は避難所となっています。
- 市役所別館は、平成 21 年度に取得した建物で、都市政策課の作業員用事務所として利用しています。
- 保健・福祉・医療機能を合わせた総合拠点施設として総合福祉センター（あいぱーく光）を平成 13 年に建設し、福祉保健部門の行政機能を移転するとともに、教育部門を現在の教育委員会庁舎（旧保健センター）に移転しています。
- 大和支所は、平成 16 年 10 月の旧光市と大和町の合併後、大和町役場として使用していた建物をそのまま利用しています。
- 出張所は、証明書発行や届出等、地域の身近な市民サービスの窓口として、市内 5 箇所に設置しており、いずれもコミュニティセンター（旧公民館）との複合施設となっています。
- 室積出張所は、施設の老朽化に伴い、室積公民館と併せて更新し、平成 28 年 3 月から新たな施設で業務を行っています。

■方向性

○市役所本庁舎等の庁舎については、住民サービスの基幹的な施設であり、防災拠点でもあることを踏まえた上で、光熱水費等の維持管理費の縮減に努めつつ、適切に維持補修を行い、長寿命化を図ります。

なお、更新する場合には、行政機能の集約化や他施設との複合化により、施設総量の縮減を目指します。

○出張所については、提供しているサービスが各種届出の受理や住民票の写し等の交付等の手続き業務が多いことから、コンビニエンスストアでの各種証明書の発行や市税等のコンビニ収納の導入と合わせ、出張所業務の根本的な見直しを行い、利用状況等を踏まえた上で、施設の機能と必要性を再検討します。

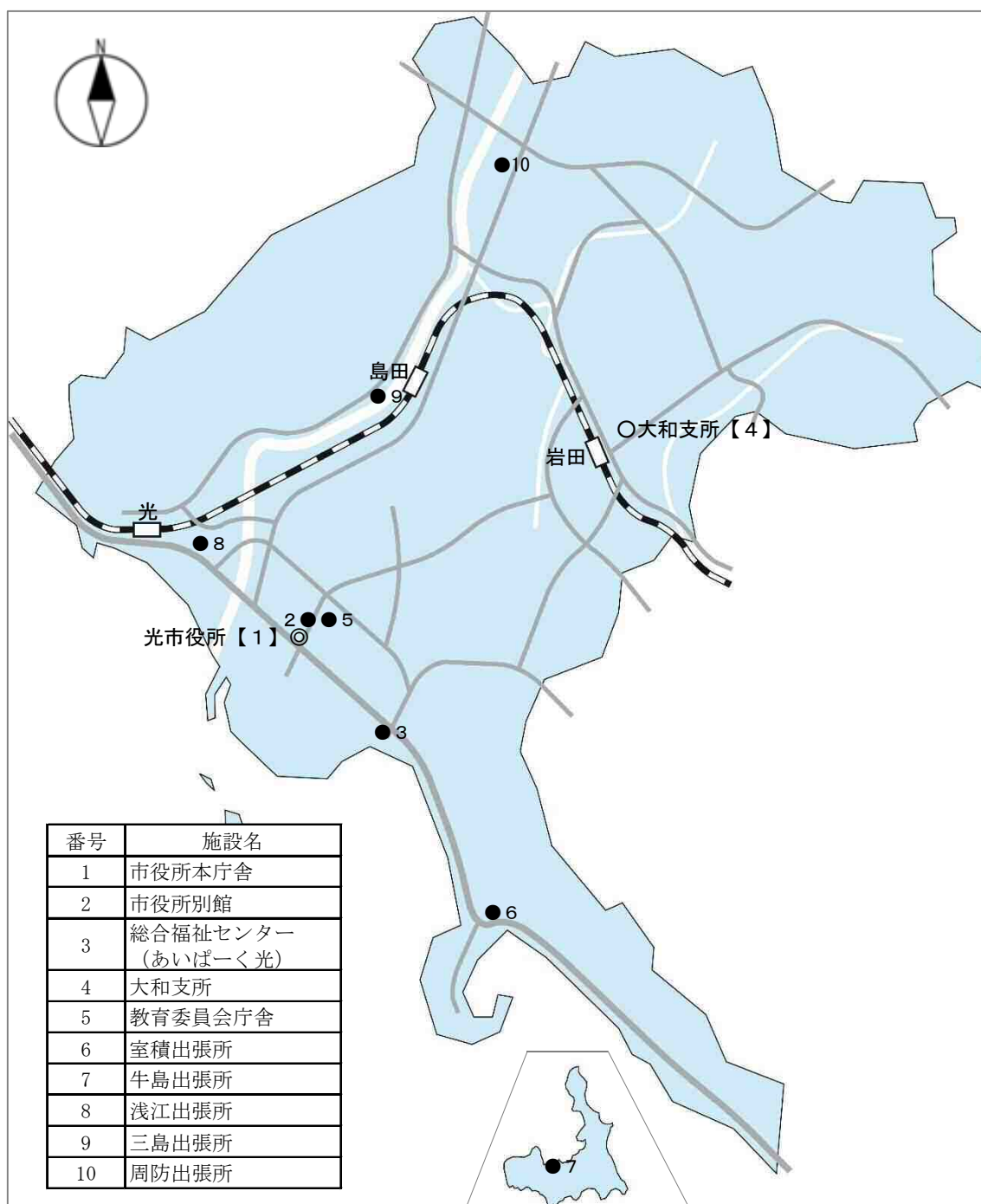
*個別施設に関する事項

○市役所本庁舎については、老朽化が進んでいることから、施設の耐震化や更新時期等について検討します。

○大和支所については、大和複合型施設整備により、大和コミュニティセンター等との複合施設として平成30年度を目途に整備を進めます。

■配置状況

【施設分布図：庁舎等】



(2) 社会教育施設

■基礎データ

□コミュニティセンター（旧公民館）

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	資産老朽化比率 %
11	室積公民館（H28.6 解体）				
	□公民館	667.41	RC 造	S41.8	91.2
	□大ホール	321.10	S 造	S54.12	94.5
	※参考 室積コミュニティセンター	1,035.19	RC 造	H27.11	—
12	伊保木コミュニティセンター	197.01	S 造	S57.2	89.1
13	牛島コミュニティセンター	401.45	RC 造	S50.8	78.0
14	光井コミュニティセンター	1,205.32	RC 造	H5.10	42.0
15	島田コミュニティセンター	985.34	RC 造	S47.5	86.0
16	中島田コミュニティセンター	162.00	S 造	S56.3	91.8
17	浅江コミュニティセンター	974.97	RC 造	S53.3	70.7
18	三島コミュニティセンター				
	□コミュニティセンター	376.86	RC 造	S40.3	100.0
	□ホール	349.38	RC 造	H1.1	52.0
19	周防コミュニティセンター	604.18	RC 造	S47.3	72.5
20	大和コミュニティセンター	1,046.00	RC 造	S47.1	76.6
21	東荷コミュニティセンター	357.74	RC 造	S50.1	80.0
22	塩田コミュニティセンター	407.43	RC 造	S52.6	74.0
計		8,056.19			

□教育集会所

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	資産老朽化比率 %
23	昭和会館	122.81	RC 造	S52.3	76.3
24	汐浜集会所	122.81	RC 造	S51.3	81.1
25	虹川集会所	164.52	RC 造	S50.3	80.9
26	三輪集会所	132.30	RC 造	S55.4	74.8
27	若竹集会所	373.62	RC 造	S40.4	74.8
計		916.06			

□その他社会教育施設

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	資産老朽化比率 %
28	地域づくり支援センター	1,455.57	RC 造	H5.9	42.0
29	農村婦人の家	272.00	S 造	S60.3	90.0

30	周防多目的集会所	235.00	木造	H7.6	87.4
31	勤労青少年ホーム	691.90	RC 造	S48.3	82.4
32	野外活動センター (周防の森ロッジ)	829.34	S 造	H8.5	69.2
33	虹ヶ浜連合自治会館	66.25	木造	S55.1	100.0
34	虹ヶ浜西自治会館	177.00	S 造	S53.8	100.0
計		3,727.06			

■現状と課題

- コミュニティセンター（旧公民館）は、市内 12 箇所に設置しており、地域住民の交流の拠点となっています。
- また、室積、牛島、浅江、三島及び周防コミュニティセンターは出張所、島田コミュニティセンターは市民ホールとの複合施設となっています。
- コミュニティセンターのうち東荷及び塩田コミュニティセンターを除く 10 館が、災害発生時の避難所として指定されています。
- 室積及び光井コミュニティセンター以外の施設は、全て昭和 40 年代から 50 年代に建築されており、建築後 30 年以上が経過しており老朽化が進んでいます。
- 室積公民館は、施設の老朽化に伴い、必要な施設機能等を検討した上で更新し、平成 28 年 3 月に室積コミュニティセンターとして供用を開始しています。
- 教育集会所は人権教育の推進を目的とした施設ですが、設置後 30 年以上が経過し、老朽化が進んでいます。現在は主に地域の集会所として利用されています。
- その他社会教育施設は、それぞれ市民活動の場等として利用されていますが、このうち勤労青少年ホームについては、利用者数が大幅に減少しています。
- 虹ヶ浜連合自治会館及び虹ヶ浜西自治会館については、汚水処理施設の建設に伴う地元対策事業として市が建設したもので、各自治会が日常の維持管理を行っています。

■方向性

- コミュニティセンターについては、地域コミュニティの拠点として平成 28 年 4 月に公民館からコミュニティセンターへ移行したところで、老朽化等の状況を踏まえ、近隣の公共施設等との複合化等も視野に入れつつ、機能を維

持していきます。

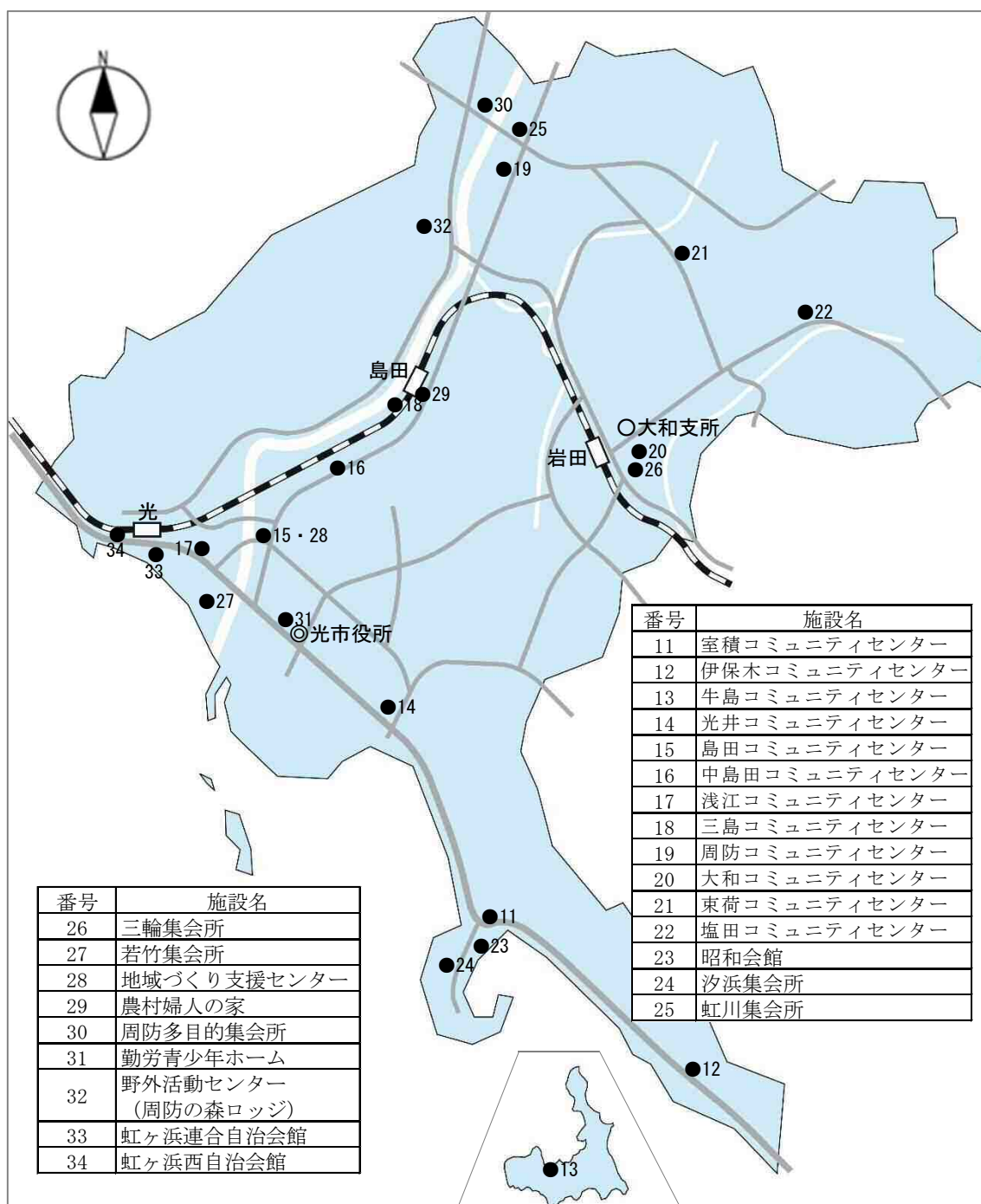
- 教育集会所、その他の社会教育施設については、施設の設置目的の達成度や利用状況等を踏まえ、複合化や統廃合、地域等への譲渡により、施設総量の縮減を図ります。

***個別施設に関する事項**

- 大和コミュニティセンターについては、大和複合型施設整備により、大和支所等との複合施設として平成 30 年度を目途に整備を進めます。
- 束荷コミュニティセンター及び塩田コミュニティセンターについては、施設の老朽化に加え、民間施設との併設となっていることから、近隣の学校施設との複合化を検討するとともに、現施設については、地域及び民間への譲渡または除却を検討します。
- 虹川集会所及び三輪集会所については、利用状況等を踏まえ、地域への譲渡や近隣の公共施設への機能集約を検討します。
- 勤労青少年ホームについては、行政改革大綱に基づき施設の方向性を検討した結果、用途を廃止し、建物の除却または地域への譲渡を進めます。

■配置状況

【施設分布図：社会教育施設】



(3) 文化施設

■基礎データ

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	資産老朽化比率 %
35	市民ホール	4,260.39	RC 造	S47.3	88.4
36	図書館	1,308.30	S 造	S51.5	69.4
37	図書館大和分室	257.00	S 造	S62.11	27.0
38	文化センター	1,888.42	RC 造	S55.3	68.0
39	伊藤公資料館	534.36	RC 造	H9.3	36.0
40	大和歴史民俗資料館	65.00	木造	S50.6	100.0
計		8,313.47			

■現状と課題

- 市民ホール、図書館及び大和歴史民族資料館は、建築後 40 年以上が経過しており、施設の老朽化が進んでいます。
- 市民ホール及び文化センターは、指定管理者による管理運営により、利用者の利便性の向上や維持管理の効率化に努めています。
- 図書館は、光井地区にある図書館本館と大和支所新館にある大和分室の 2 館を設置しており、市民の読書環境の充実を図り、利用の拡大に努めていますが、蔵書及び開架図書等についての機能補完が課題となっています。
- 伊藤公資料館は、伊藤公の遺品等を展示しており、企画展や市内外児童・生徒の学習の場としても利用しています。
また、平成 25 年度から高校生以下の入館料を無料とし、施設の効果的な活用に努めています。
- 大和歴史民族資料館は、「大和町史編纂」作業に伴う歴史調査で収集した民俗資料を展示していましたが、現在は主にそうした資料等の保管場所となっています。

■方向性

- 文化施設については、施設の更新等にあたっては、P P P や P F I といった民間資金を活用した施設整備を検討するとともに、他の公共施設や民間施設との複合化により、財政負担の軽減と施設総量の縮減を図ります。
- *個別施設に関する事項
- 図書館については、図書館のあり方について検討を進めるとともに、更新等にあたっての他の公共施設との複合化や整備手法等の調査・研究を行います。

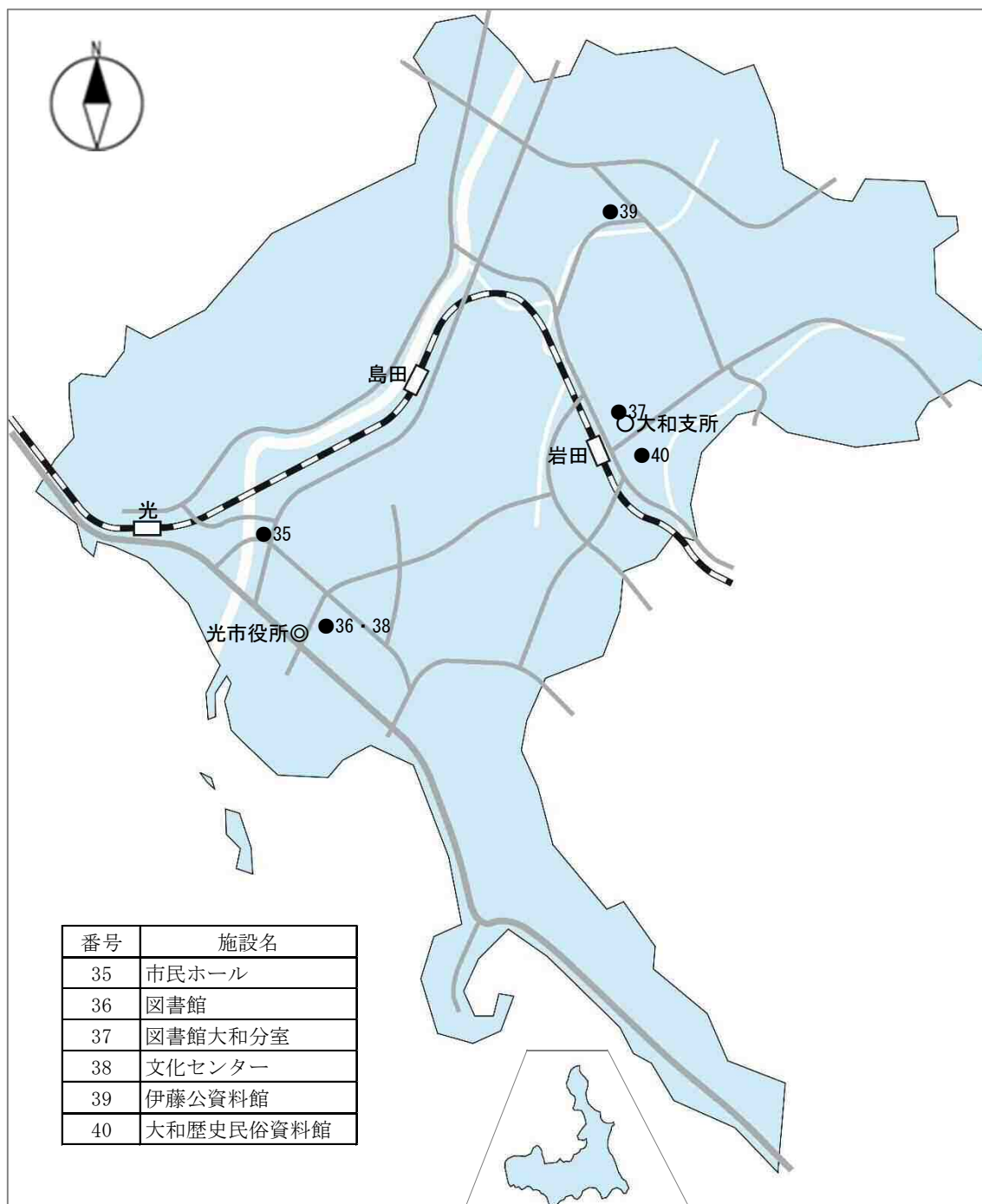
す。

○図書館大和分室については、岩田駅周辺都市施設整備事業の中で、大和支所等との複合施設として整備します。

○伊藤公資料館については、他施設との複合化が難しいことから、適切に維持管理し、長寿命化を図ったうえで、施設の更新を検討します。

■配置状況

【施設分布図：文化施設】



(4) スポーツ・レクリエーション施設

■基礎データ

□スポーツ施設

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	資産老朽化比率 %
41	総合体育館	6,393.39	SRC 造	H5.10	46.2
42	スポーツ館	1,199.53	S 造	S51.11	100.0
43	勤労者体育センター	1,187.59	RC 造	S56.6	72.6
44	身体障害者体育施設（サン・アビリティーズ光）	1,356.30	SRC 造	S62.11	72.6
45	スポーツ公園	579.81	RC 造	S53.4	79.2
46	大和総合運動公園	3,344.33	RC 造	H5.10	62.3
計		14,060.95			

※スポーツ公園はレストハウス、大和総合運動公園は大和スポーツセンターの延床面積を記載

□レクリエーション施設

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	資産老朽化比率 %
47	フィッシングパーク光 □管理棟	65.60	RC 造	S55.3	68.0
	□栈橋	—	S 造	S55.3	—
48	冠山総合公園				
	□管理棟	68.50	RC 造	H13.8	26.0
	□研修棟	119.10	RC 造	H13.8	35.1
	□副管理棟	169.40	SRC 造	H13.6	26.0
	□休憩棟	120.20	RC 造	H13.11	35.1
	□レストラン棟	227.23	S 造	H13.11	42.9
	□オートキャンプ場管理棟	272.30	RC 造	H14.1	26.0
計		1,042.33			

■現状と課題

- スポーツ施設は、総合体育館や大和総合運動公園を中心に、市民をはじめとして多くの方に幅広く利用されています。
- スポーツ施設のうち、体育課の事務所を設置しているスポーツ館以外の施設及びレクリエーション施設では、指定管理者による管理運営としており、効率的かつ効果的な施設の管理運営に努めるとともに、指定管理者の創意工夫

による利用者の利便性の向上が図られています。

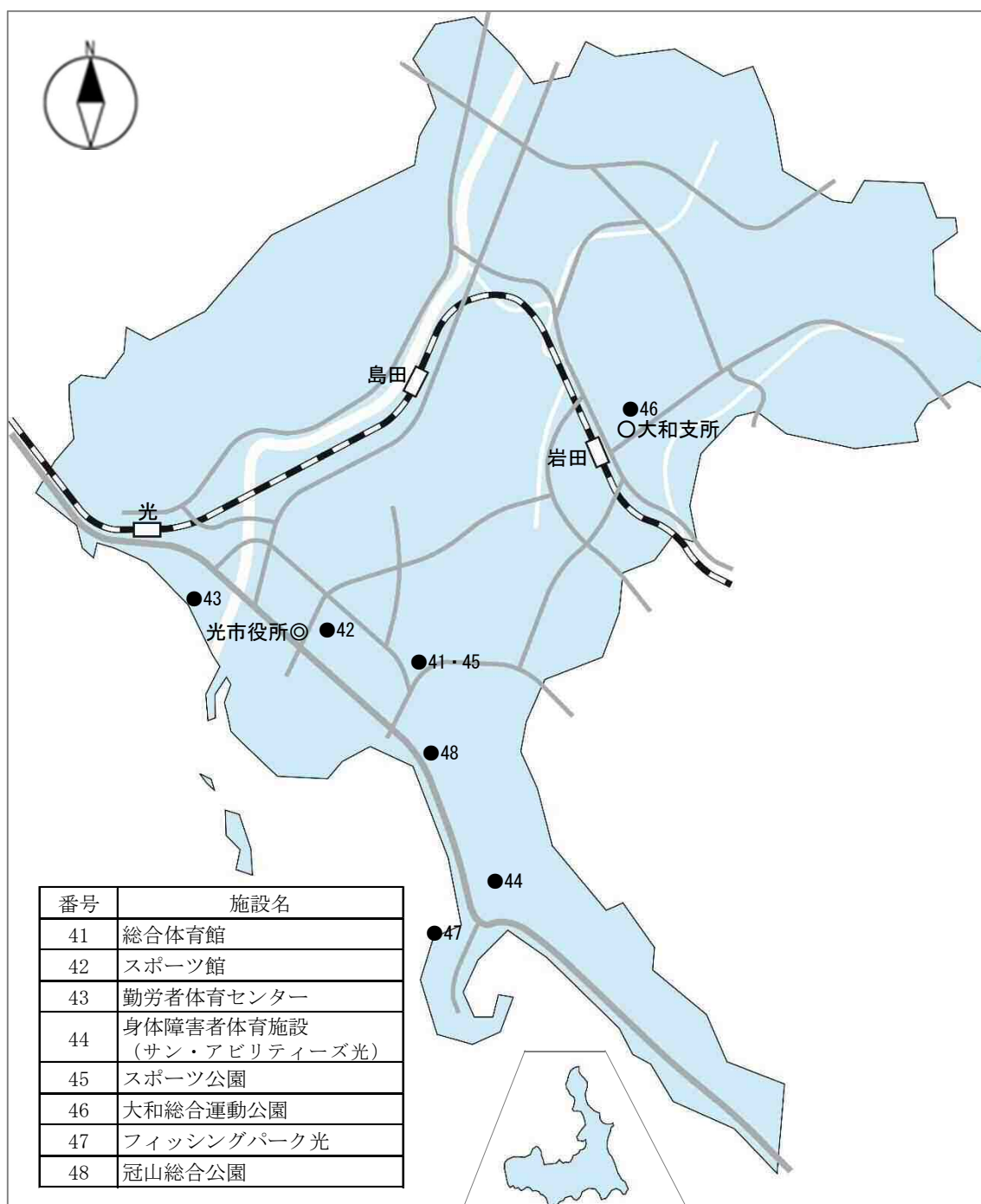
- フィッシングパーク光は、開園以来多くの釣り客に親しまれていますが、開園から 30 年以上が経過し、海底ごみの増加等もあり、来客数が減少傾向にあります。
- 冠山総合公園は、オートキャンプ場やレストラン棟を整備した総合公園として、市内はもとより、県内外からも子どもから大人まで多くの人が来園されています。

■方向性

- スポーツ施設については、公共施設の利用状況だけでなく、市内の民間施設等の利用状況も考慮した上で、学校体育館等を含めたスポーツ施設全体での施設と機能（利用種目の限定化等）の再編を検討します。
- スポーツ施設の管理運営については、指定管理施設に利用料金制を導入するなど、維持管理費の縮減と利用者の利便性の向上を図ります。
- レクリエーション施設については、利用促進を図るため、施設の有効活用を検討するだけでなく、利用状況や費用対効果に留意しながら施設のあり方について検討します。

■配置状況

【施設分布図：スポーツ・レクリエーション施設】



(5) 保育・子育て支援施設

■基礎データ

□保育所

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	資産老朽化比率 %
49	浅江東保育園				
	□園舎 1	550.85	S 造	S43.3	78.4
	□園舎 2	204.40	S 造	S50.3	100.0
50	浅江南保育園	590.22	RC 造	S45.3	99.0
51	みたらい保育園	576.00	RC 造	S47.3	94.6
52	大和保育園	721.60	RC 造	S51.10	80.3
計		2,643.07			

□留守家庭児童教室等

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	資産老朽化比率 %
53	室積サンホーム	64.00	木造	H7.3	89.6
54	浅江サンホーム				
	□第 1 サンホーム	66.40	木造	H3.12	98.0
55	島田サンホーム				
	□第 1 サンホーム	56.94	木造	H7.11	87.4
	□第 2 サンホーム	93.47	木造	H22.3	48.9
56	周防サンホーム	50.40	木造	H10.2	78.2
57	わかば児童館	423.66	RC 造	S55.3	74.8
計		754.87			

■現状と課題

- 保育所は、公立保育所として 4 園設置しており、園児数については、少子高齢化が進む中であっても、ほとんど増減なく推移している状況で、定員に対する充足率も高い状態を維持しています。今後もある程度の期間は同様の状態が続くと考えられますが、少子化の影響を受けて緩やかに減少することが想定されます。
- 公立保育所のほか、市内には私立保育所が 8 園あります。
- 公立保育所は、全ての園舎が建築後 40 年以上を経過し、老朽化が進んでいます。
- みたらい保育園を除く 3 園については、現行の耐震基準を満たしていないことから、「光市公立保育所施設耐震化推進計画」に基づき、平成 30 年度までに耐震改修工事を行う予定です。
- 放課後児童クラブ(サンホーム)は、市内の 9 小学校区に設置していますが、

室積、浅江第 1、島田第 1、島田第 2 及び周防の 5 施設を除き、小学校の校舎の中に設置しています。

○放課後児童クラブ（サンホーム）は、平成 24 年 7 月から平日の閉所時間を午後 6 時から午後 7 時に延長しています。

○放課後児童クラブ（サンホーム）は、平成 29 年度までに対象児童を小学校 6 年生まで拡大するため、平成 27 年度から段階的に対象学年を引き上げることとしており、必要な指導員数の確保を図るとともに利用者のニーズに合った施設運営に努めています。

○わかば児童館は、近隣施設である浅江南保育園やあさえふれあいセンターとの連携を図り、互いの行事へ協力するなど効果的な運営に努めています。

■方向性

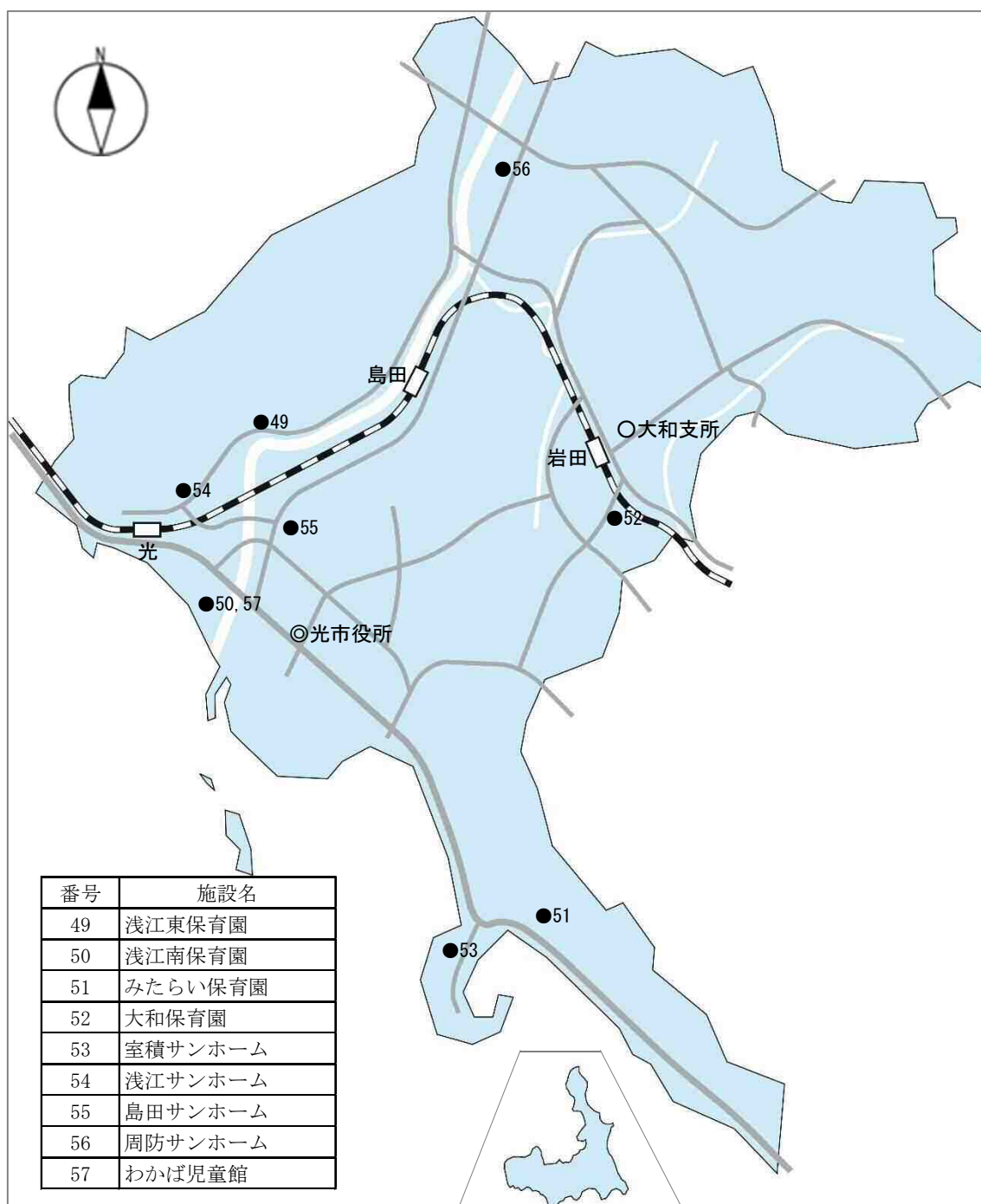
○公立保育所については、私立保育所の定員の変動や認定こども園の認可状況に応じて、定員削減の実施と施設集約を検討します。

○公立保育所の運営方法については、民間にできることは民間に委ねることを基本とし、民間活力の導入の検討を進めます。

○放課後児童クラブ（サンホーム）については、段階的に対象年齢を拡大していますが、今後、少子化による児童数そのものの減少が見込まれる中で、学校施設の積極的な活用やリース方式による施設の確保、民間委託等を検討し、利用児童数の増減に対応した総量の確保に努めます。

■配置状況

【施設分布図：保育・子育て支援施設】



(6) 福祉施設

■基礎データ

□憩いの家

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	資産老朽化比率 %
58	牛島憩いの家デイサービスセンター	166.18	S 造	H6.1	56.7
59	東部憩いの家	961.15	RC 造	S43.3	84.7
60	西部憩いの家	542.15	RC 造	H6.3	46.2
61	やまとふれあいセンター (H28.11 解体)	161.91	木造	H12.8	51.3
計		1,831.39			

□在宅介護支援センター

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	資産老朽化比率 %
62	東部在宅介護支援センター	85.10	RC 造	H5.3	44.0
63	西部在宅介護支援センター	85.00	RC 造	H4.1	46.0
64	しまた在宅介護支援センター	115.00	S 造	H9.3	48.6
計		285.10			

□健康交流施設

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	資産老朽化比率 %
65	三島温泉健康交流施設 (ゆーぱーく光)				
	□浴場・風呂場	1,042.00	S 造	H24.9	7.1
	□ボイラー室	81.00	RC 造	H24.9	12.3
計		1,123.00			

□老人憩いの家

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	資産老朽化比率 %
66	岩田第一老人憩いの家	81.10	S 造	S52.11	100.0
67	岩田第二老人憩いの家	80.96	S 造	S58.3	100.0
68	岩田老人作業所	82.24	S 造	S62.3	100.0
69	三輪第一老人憩いの家	81.10	S 造	S53.11	100.0
70	三輪第二老人憩いの家	80.96	S 造	S60.3	100.0
71	三輪第三老人憩いの家	84.24	S 造	S61.3	100.0
72	塩田佐田老人憩いの家	80.96	S 造	S58.12	100.0
73	塩田石城老人作業所	84.24	S 造	H2.3	95.0
74	束荷第一老人憩いの家	77.76	S 造	S51.9	100.0

75	束荷第二老人憩いの家	77.76	S 造	S57.3	100.0
76	束荷老人作業所	84.24	S 造	S62.12	100.0
計		895.56			

□障害者施設

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	資産老朽化比率 %
77	障害者（児）地域支援施設「海浜荘」	480.00	RC 造	S37.7	100.0
78	心身障害者福祉作業所あけぼの園	216.00	SRC 造	H4.3	58.4
計		696.00			

□ふれあいセンター

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	資産老朽化比率 %
79	三輪福祉会館	312.81	RC 造	S51.10	76.0
80	あさえふれあいセンター	357.73	RC 造	S40.4	98.0
計		670.54			

□その他福祉施設

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	資産老朽化比率 %
81	大型共同作業場	396.00	S 造	S62.3	92.4
82	共同作業場 (H27.12 廃止)	409.50	S 造	S62.2	92.4
計		805.50			

■現状と課題

- 「憩いの家」の3施設は、いずれの施設も指定管理者による管理運営としています。
- 東部憩いの家及び西部憩いの家は、高齢者の集いの場として一定のニーズがあるものの、建築後40年以上が経過している東部憩いの家の老朽化による修繕の必要箇所が増加しています。
- 東部憩いの家及び西部憩いの家の入浴サービスについては、三島温泉健康交流施設の整備に伴い、現設備の大きな補修や更新はせず、適切な維持管理を行うこととしていますが、東部憩いの家については、設備の故障により入浴サービスの提供を廃止しています。
- 在宅介護支援センターは、施設の運営を民間事業者に委託し、地域包括支援センターと協力体制をとりながら、地域住民の身近な窓口として、介護や介護予防等の様々な相談に対応しています。
- 東部在宅介護支援センターは、民間施設との併設となっていました。平成

- 28 年 11 月の民間施設の移転に伴い、機能を民間施設内に移転しています。
- 三島温泉健康交流施設は、平成 24 年の開館時から指定管理者による管理運営をしており、入浴のほか、健康教室や生きがい対応型デイサービス事業などのサービスを提供しています。開館以降、市内外から多くの利用者が訪れ、平成 28 年 9 月には来館者が 40 万人に達しています。
 - 「老人憩いの家」は、大和地区の高齢者の活動及び交流の場として 11 施設を設置していますが、地域の集会所としても利用されている実態があります。
 - 障害者（児）地域支援施設「海浜荘」は、障害福祉サービスを行える施設として福祉作業所や N P O 法人に利用されていますが、昭和 37 年に建築された施設であり、建築後 50 年以上が経過し、老朽化が非常に進んでいます。
 - ふれあいセンターは、地域コミュニティの拠点施設として 2 施設を設置し、地域住民に利用されています。
 - 大型共同作業場は、昭和 62 年に経済対策の一環として、国の地域改善施設整備補助事業による資源リサイクル事業を行うことを目的に設置され、現在も民間事業者利用されています。

■ 方向性

- 「憩いの家」については、平成 30 年頃までは老年人口の増加が見込まれる中で、現在の量を維持する必要があると考えられますが、その後の老年人口の減少局面においては、行政によるサービス提供の必要性等を整理し、他施設との複合化や機能集約により施設総量の縮減を検討します。
- 在宅介護支援センターについては、地域包括支援センターとの連携を図りながら、地域包括支援センターの機能強化に伴う民間との役割分担等、今後のあり方について検討します。
- 「老人憩いの家」については、地域の集会所的な利用状況もあることから、旧光市における自治会集会所のあり方（施設は自治会が建設）を踏まえ、地域への譲渡を検討します。
- 障害者施設については、適切な維持管理に努めるとともに、今後は、行政によるサービス提供の必要性等、サービスのあり方を検証し、空き施設への移転や民間事業者等への譲渡により施設総量の縮減を図ります。
- ふれあいセンターについては、適切な維持管理に努めるとともに、利用状況等を踏まえ、近隣の公共施設との機能集約や複合化を検討します。

* 個別施設に関する事項

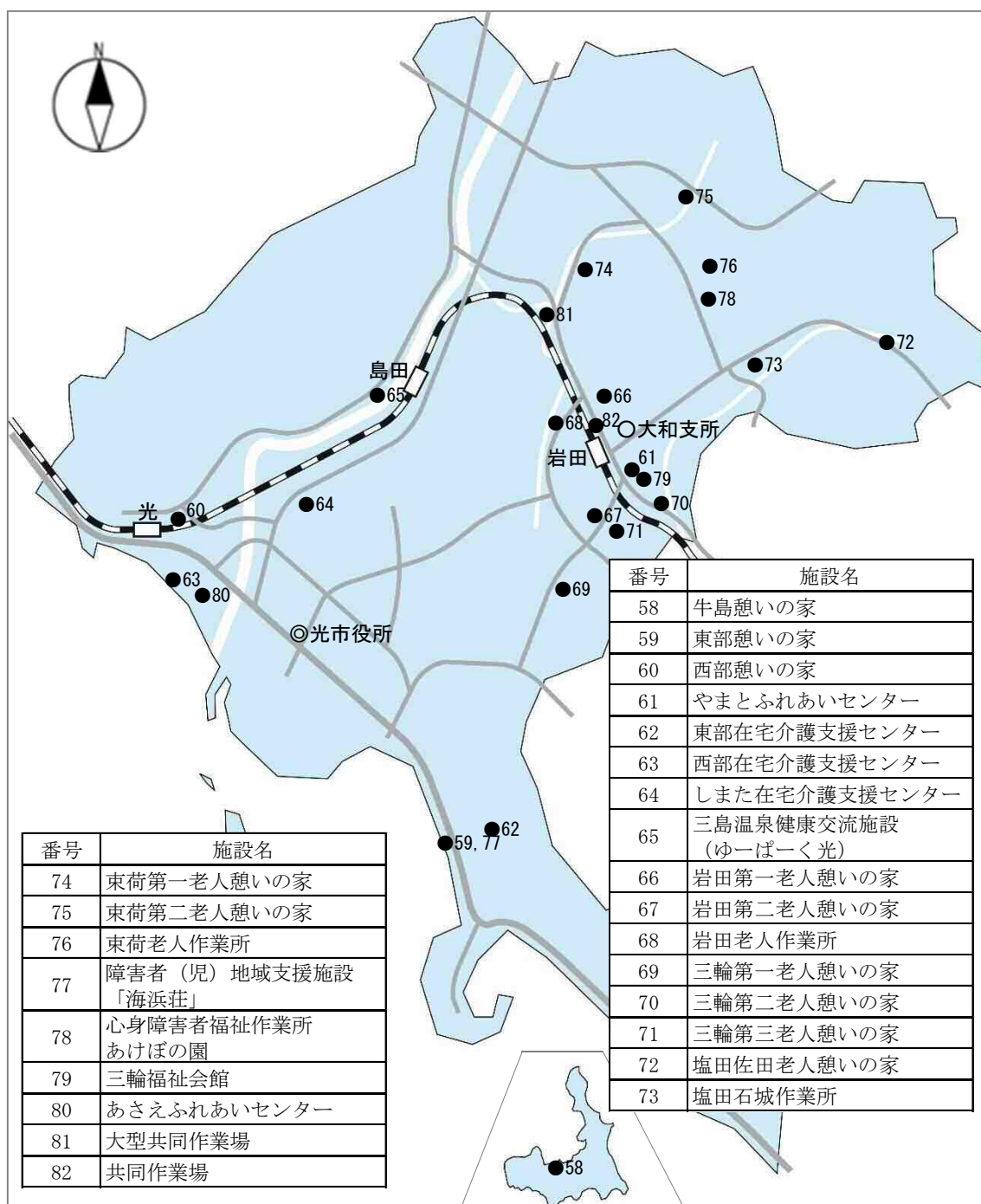
- 東部憩いの家及び西部憩いの家で提供するサービスについては、そのあり方

を検証し、他の公共施設への機能集約等を検討します。

- 三島温泉健康交流施設については、利用状況など需要の変化を見極めながら、必要なサービスの提供ができるよう指定管理者による効果的な管理運営に努めます。
- 大型共同作業場については、利用している民間事業者による維持管理がされていますが、設置目的等を勘案し、民間事業者への譲渡も含めた施設のあり方を検討します。

■配置状況

【施設分布図：福祉施設】



(7) 保健施設

■基礎データ

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	資産老朽化比率 %
83	大和保健センター	728.00	SRC 造	S58.6	62.0
84	牛島診療所	174.00	S 造	H16.3	38.5
計		902.00			

■現状と課題

- 大和保健センターは、旧大和町との合併に伴い、保健センターの機能が総合福祉センターへ集約されたことから、現在は大和総合病院の院内保育に利用されています。
- 牛島診療所は、指定管理者による管理運営がされており、へき地医療を確保し、島民の安心・安全を図ることに寄与しています。

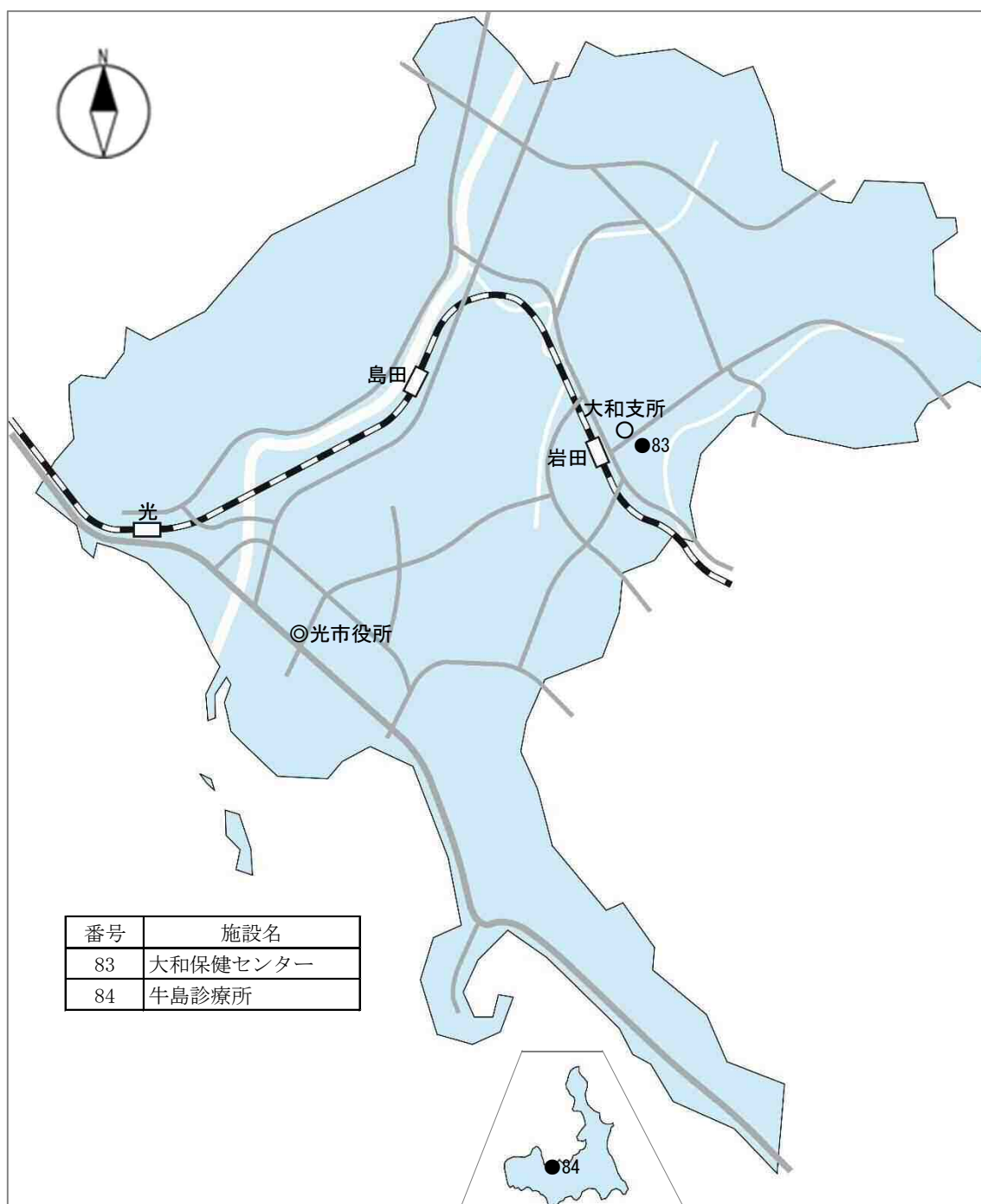
■方向性

*個別施設に関する事項

- 大和保健センターについては、利用状況から、大和総合病院への譲渡等について検討します。
- 牛島診療所については、設置目的から今後も機能を維持していくことを基本とし、適切な維持管理を行うとともに、他の公共施設との複合化を検討します。

■配置状況

【施設分布図：保健施設】



(8) 小・中学校

■基礎データ

□小学校

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	資産老朽化比率 %
85	室積小学校				
	□校舎 1	988.00	RC 造	S38.1	65.6
	□校舎 2	1,379.00	RC 造	S39.1	83.9
	□校舎 3	1,279.00	RC 造	S44.3	82.4
	□体育館	887.00	S 造	H7.3	57.3
86	光井小学校				
	□校舎 1	2,158.00	RC 造	S47.8	77.0
	□校舎 2	1,865.00	RC 造	S50.3	84.2
	□体育館	869.00	S 造	S52.12	87.7
87	島田小学校				
	□校舎	2,338.00	RC 造	S45.7	81.0
	□トイレ棟	185.00	RC 造	S45.7	78.4
	□体育館	775.00	S 造	S46.12	66.1
88	上島田小学校				
	□校舎	2,106.00	RC 造	S48.4	80.0
	□体育館	749.00	S 造	S51.12	75.9
89	浅江小学校				
	□校舎 1	2,293.00	RC 造	S45.3	76.8
	□校舎 2	2,586.00	RC 造	S48.7	68.1
	□校舎 3	1,689.00	RC 造	S54.7	69.5
	□体育館	1,112.00	S 造	S44.3	77.8
90	三井小学校				
	□校舎	3,137.00	RC 造	S48.3	77.4
	□体育館	747.00	S 造	S49.3	84.3
91	周防小学校				
	□校舎	1,501.00	RC 造	S41.3	81.8
	□体育館	750.00	S 造	H5.2	63.0
92	三輪小学校				
	□校舎 1	1,271.00	RC 造	S57.1	70.2
	□校舎 2	1,452.00	RC 造	S57.11	70.4
	□体育館	602.00	S 造	S52.2	76.0

93	岩田小学校				
	□校舎 1	1,394.00	RC 造	S53.3	70.7
	□校舎 2	1,405.00	RC 造	S53.8	73.6
	□体育館	602.00	S 造	S54.2	77.6
94	塩田小学校				
	□校舎	1,760.00	RC 造	H1.12	54.9
	□体育館	670.00	S 造	H4.1	66.0
95	束荷小学校				
	□校舎	1,631.00	RC 造	S62.12	59.3
	□体育館	602.00	S 造	S63.2	78.0
計		40,782.00			

□中学校

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	資産老朽化比率 %
96	室積中学校				
	□校舎 1	2,949.00	RC 造	S45.3	77.4
	□校舎 2	499.00	RC 造	S57.2	70.4
	□体育館	856.00	S 造	S47.2	67.3
	□武道館	456.00	S 造	H2.3	72.0
97	光井中学校				
	□校舎	3,816.00	RC 造	S58.8	68.4
	□体育館	898.00	S 造	S58.12	93.0
	□武道館	457.00	S 造	H2.3	72.0
98	浅江中学校				
	□校舎 1	4,503.00	RC 造	S60.9	64.0
	□校舎 2	1,424.00	RC 造	S62.3	60.0
	□体育館	1,418.00	RC 造	S63.1	57.2
	□武道館	452.00	S 造	H1.3	75.0
99	島田中学校				
	□校舎 1	2,849.00	RC 造	S43.3	78.9
	□校舎 2	250.00	RC 造	S43.3	75.4
	□校舎 3	1,084.00	RC 造	S55.3	74.8
	□校舎 4	686.00	RC 造	S60.12	63.8
	□体育館	860.00	S 造	S44.1	68.3
	□武道館	466.00	S 造	H1.2	75.0

100	大和中学校				
	□校舎 1	1,171.00	RC 造	S37.2	82.3
	□校舎 2	1,849.00	RC 造	S56.2	71.4
	□校舎 3	1,021.00	RC 造	S60.11	63.8
	□体育館	735.00	S 造	S45.12	73.1
	□武道館	350.00	S 造	S61.3	84.0
計		29,049.00			

■現状と課題

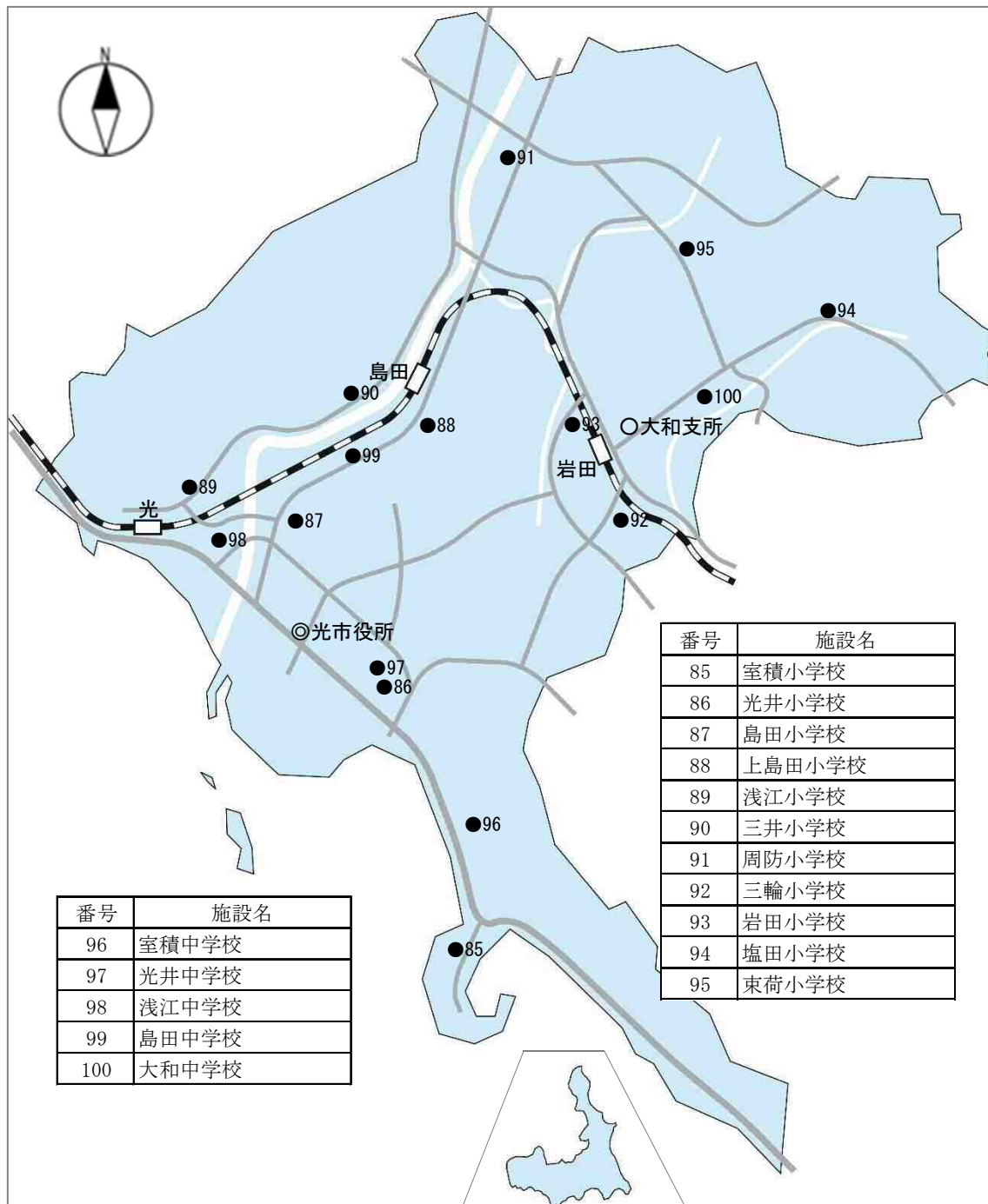
- 本市が保有している公共施設のうち小・中学校の割合は、33.9%を占め、施設類型で最も大きな割合となっており、次に大きな割合を占める市営住宅と合わせると、この2類型だけで全体の70%近くを占めています。
- 小・中学校は、多くの校舎等で老朽化が進んでいますが、耐震化については、平成26年度までに全ての校舎の耐震化工事が、非構造部材の耐震化工事を平成27年度に完了しています。
- 小・中学校の児童・生徒数は、少子化の進展により小・中学校とも減少傾向にあります。
- 小・中学校の体育館は、学校施設の開放により、スポーツ施設として市民の利用が可能となっているものもあります。

■方向性

- 小・中学校については、平成28年度に設置した「光市立学校の将来の在り方検討会議」において基本的な考え方等を整理した上で、児童生徒数の推移を踏まえた学校数や学校規模の適正化を検討し、小中連携等に沿った学校施設の再編を進めます。
- 小・中学校の余裕教室については、放課後児童クラブ（サンホーム）やコミュニティセンター等、他の公共施設との複合化の可能性について検討を進めます。

■配置状況

【施設分布図：小・中学校】



(9) 幼稚園

■基礎データ

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	資産老朽化比率 %
101	つるみ幼稚園	325.00	RC 造	S49.5	88.0
102	やよい幼稚園	331.00	RC 造	S51.3	85.8
103	さつき幼稚園	320.00	RC 造	S57.3	72.6
計		976.00			

■現状と課題

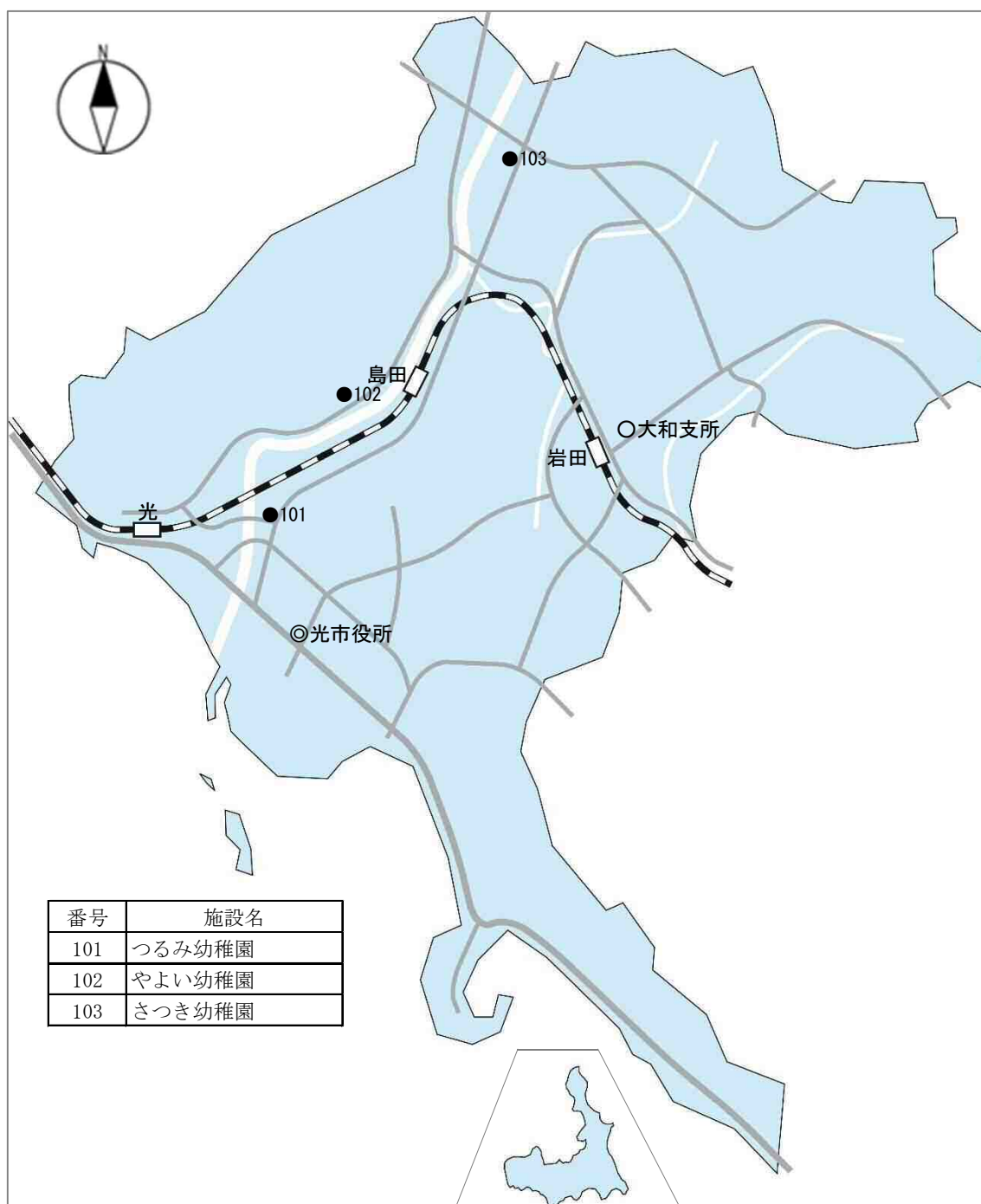
- 公立幼稚園は 3 園設置していますが、少子化や夫婦共働き家庭の増加等の生活形態の変化に伴い、幼稚園の需要は低下し、園児数は減少の一途をたどっており、さつき幼稚園は平成 26 年度から休園しています。
- 公立幼稚園のほか、市内には私立幼稚園・認定こども園（幼稚園型）が 6 園あります。

■方向性

- 公立幼稚園については、適正規模の観点から 3 園を 1 園にすることとしますが、幼児教育・保育の質の向上のための研究的機能を果たすため、幼小連携の取組みを重視し、平成 30 年度からやよい幼稚園に集約することとします。
なお、再編後も、園児数などを勘案し、公立幼保施設のあり方について、引き続き検討します。
- 公立幼稚園については、子育て世帯の 3 年保育に対する強いニーズに応えるため、平成 29 年度から 3 年保育を導入します。

■配置状況

【施設分布図：幼稚園】



(10) 給食施設

■基礎データ

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	資産老朽化比率 %
104	学校給食センター	2,095.00	S 造	H26.8	0.0

■現状と課題

- 給食施設は、平成 26 年 9 月から、光学校給食センターと大和学校給食センターを統合した新学校給食センターが稼動し、市内全市立小・中学校へ学校給食を提供しています。
- 調理や配送等の業務は、これまでと同様に民間委託しています。

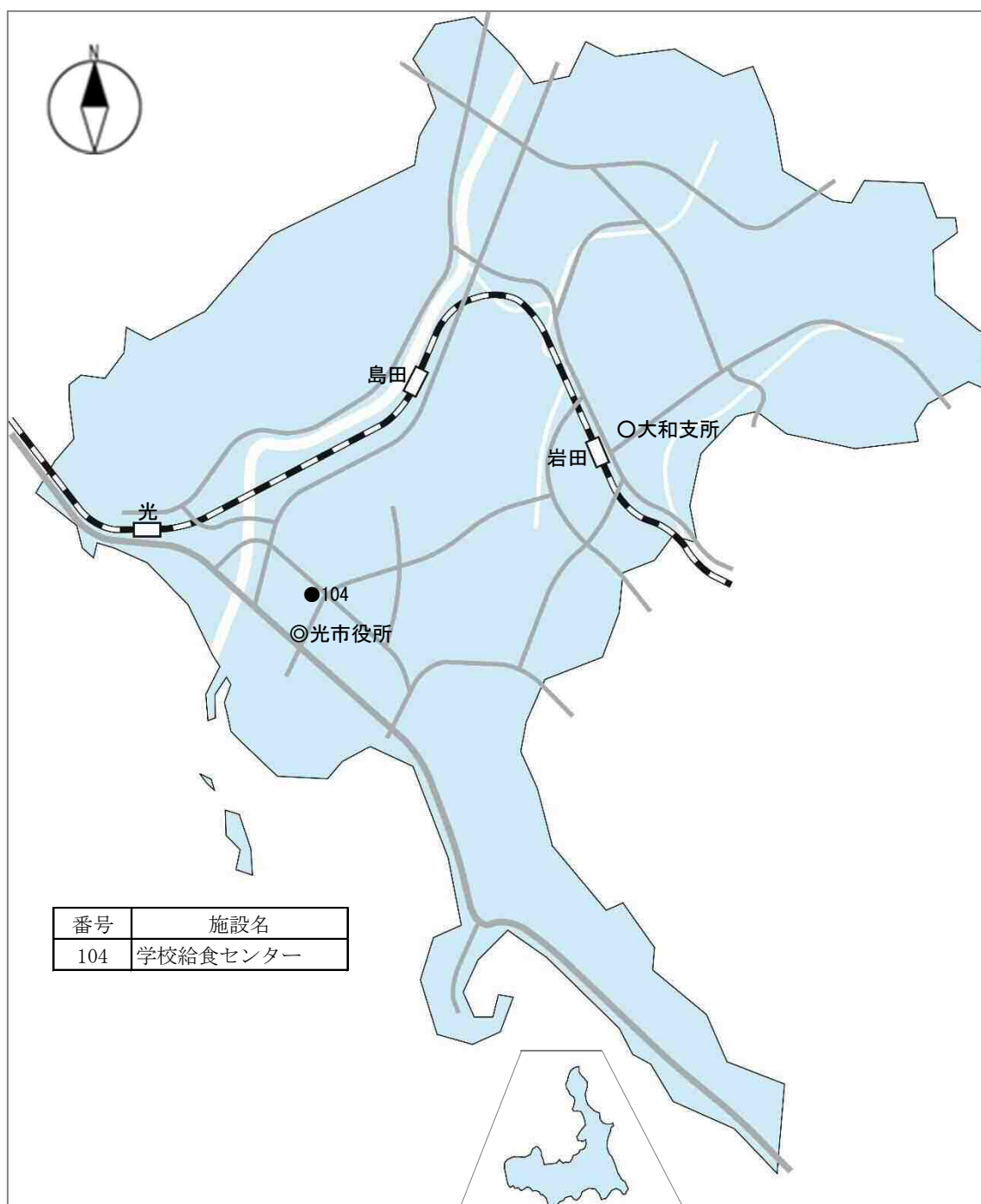
■方向性

*個別施設に関する事項

- 学校給食センターについては、市立小・中学校の児童・生徒に対して、安全・安心な学校給食の提供、また栄養バランス・多様性に配慮した学校給食を長期的に安定して提供することができるよう、施設を良好な状態に維持するために費用対効果等にも留意した適切な維持管理を実施します。

■配置状況

【施設分布図：給食施設】



(11) 市営住宅

■基礎データ

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	資産老朽化比率 %
105	南汐浜住宅				
	□3～5 号室	91.58	CB 造	S40.2	100.0
	□6・7 号室	73.47	CB 造	S40.2	100.0
	□8～13 号室	220.42	CB 造	S40.2	100.0
	□14・15 号室	73.47	CB 造	S40.2	100.0
	□16・17 号室	61.05	CB 造	S40.12	100.0
	□18～21 号室	122.10	CB 造	S40.12	100.0
106	汐浜2区住宅				
	□1 号棟	1,249.56	RC 造	S42.12	100.0
	□25～34 号室	388.80	CB 造	S43.3	100.0
107	松中住宅				
	□1～4 号室	155.52	CB 造	S43.1	100.0
	□5・6・23～26 号室	233.28	CB 造	S43.1	100.0
	□7～10 号室	155.52	CB 造	S40.12	100.0
	□11～16 号室	233.28	CB 造	S40.12	100.0
	□17～22 号室	233.28	CB 造	S40.12	100.0
	□27～32 号室	233.28	CB 造	S41.10	100.0
	□33～38 号室	233.28	CB 造	S41.10	100.0
	□39～44 号室	233.28	CB 造	S41.10	100.0
	□45～48・50～53 号室	311.04	CB 造	S42.12	100.0
	□54～57 号室	177.60	CB 造	S42.12	100.0
	□58～65 号室	311.04	CB 造	S42.12	100.0
	□66～73 号室	311.04	CB 造	S42.12	100.0
	□74～79 号室	233.28	CB 造	S41.10	100.0
	□80～85 号室	266.40	CB 造	S40.12	100.0
	□86～91 号室	266.40	CB 造	S40.12	100.0
	□92～97 号室	266.40	CB 造	S41.10	100.0
	□98～101 号室	155.52	CB 造	S41.10	100.0
	□102～108 号室	272.16	CB 造	S41.10	100.0
	□109～114 号室	233.28	CB 造	S41.10	100.0
	□115～120 号室	266.40	CB 造	S41.10	100.0
	□121～124 号室	155.52	CB 造	S44.2	100.0
	□集会所	39.60	CB 造	S42.12	100.0

108	西之浜住宅				
	□1～6 号室	241.92	CB 造	S45.10	100.0
	□7～14 号室	322.56	CB 造	S46.3	100.0
109	みたらい住宅				
	□1 号棟	1,109.76	RC 造	S43.3	98.2
	□2 号棟	1,116.00	RC 造	S44.3	100.0
	□3 号棟	745.60	RC 造	S45.2	97.3
110	中央住宅				
	□1～8 号室	559.72	RC 造	H2.3	55.0
	□9～12 号	280.82	RC 造	H2.3	57.3
111	東戸仲住宅				
	□1～3 号室	91.58	CB 造	S40.2	100.0
	□4・5 号室	61.05	CB 造	S40.2	100.0
	□6～8 号室	91.58	CB 造	S40.2	100.0
112	森ヶ峠住宅				
	□1 号棟	991.84	RC 造	S48.3	90.4
	□2 号棟	1,485.35	RC 造	S48.3	90.3
113	東領家住宅				
	□1・2 号室	77.76	CB 造	S41.3	100.0
	□3～10 号室	311.04	CB 造	S41.3	100.0
	□11・12 号室	72.16	CB 造	S41.3	100.0
	□13～19 号室	310.80	CB 造	S41.3	100.0
	□20～25 号室	216.48	CB 造	S41.3	100.0
	□26・27 号室	61.05	CB 造	S41.10	100.0
	□28～31 号室	122.10	CB 造	S41.10	100.0
114	領家台住宅				
	□1 号棟	890.38	RC 造	H6.3	46.8
	□2 号棟	904.06	RC 造	H6.3	46.8
	□3 号棟	609.22	RC 造	H6.3	47.1
	□4 号棟	609.22	RC 造	H6.3	47.1
	□5 号棟	904.06	RC 造	H7.2	44.7
	□6 号棟	904.06	RC 造	H7.2	44.7
	□7 号棟	1,352.71	RC 造	H7.2	44.5
	□集会所	68.40	S 造	H8.1	51.3
115	領家台住宅（特公賃）	1,140.28	RC 造	H8.1	42.3

116	相生住宅				
	□1号棟	812.74	RC造	S49.7	88.3
	□2号棟	1,339.40	RC造	S50.8	86.0
	□3号棟	944.14	RC造	S51.8	83.9
	□4号棟	1,000.11	RC造	S53.8	79.6
	□集会所	55.25	CB造	S51.8	100.0
117	花園住宅	1,408.85	RC造	H9.2	40.6
118	平岡台住宅				
	□1号棟	2,876.62	RC造	H15.10	24.2
	□集会所	50.66	RC造	H15.10	44.7
119	高洲住宅	1,178.46	RC造	S49.7	88.5
120	高洲西住宅	683.19	RC造	S47.1	94.7
121	緑町住宅				
	□1号棟	1,665.27	RC造	S60.3	66.5
	□2号棟	1,665.27	RC造	S61.3	64.4
	□3号棟	3,736.44	RC造	H16.11	22.4
	□4号棟	1,458.24	RC造	H19.10	16.2
	□5号棟	1,394.30	RC造	H21.10	11.6
	□集会所	93.58	S造	H18.3	24.3
122	緑町西住宅	923.47	RC造	S52.7	81.8
123	幸町住宅				
	□1～4号室	155.52	CB造	S41.2	100.0
	□5～10号室	233.28	CB造	S41.2	100.0
	□11～18号室	311.04	CB造	S41.12	100.0
	□19～22号室	155.52	CB造	S41.2	100.0
	□23～28号室	266.40	CB造	S41.12	100.0
	□29～36号室	355.20	CB造	S43.1	100.0
	□37～42号室	233.28	CB造	S41.2	100.0
124	虹ヶ浜西住宅				
	□1・2号室	127.59	CB造	S63.3	72.9
	□3・4号室	127.59	CB造	S63.3	72.9
	□5・6号室	127.59	CB造	S63.3	72.9
	□7・8号室	127.59	CB造	S63.3	76.5
125	上島田住宅				
	□1～5号室	152.63	CB造	S40.3	100.0
	□6～9号室	146.94	CB造	S40.3	100.0

126	山田住宅				
	□1・2 号室	61.05	CB 造	S43.3	100.0
	□3～6 号室	122.10	CB 造	S43.3	100.0
	□7～12 号室	186.48	CB 造	S44.3	100.0
	□13・14 号室	62.16	CB 造	S44.3	100.0
	□15～20 号室	186.48	CB 造	S44.3	100.0
	□21～24 号室	124.32	CB 造	S44.3	100.0
	□25・26・28 号室	93.24	CB 造	S44.3	100.0
	□29～32 号室	124.32	CB 造	S44.3	100.0
	□33～36 号室	124.32	CB 造	S44.12	100.0
	□37～40 号室	124.32	CB 造	S44.3	100.0
	□41～44 号室	177.60	CB 造	S44.3	100.0
	□45～52 号室	355.20	CB 造	S44.3	100.0
	□集会所	39.76	CB 造	S44.12	100.0
127	亀山住宅				
	□101～106 号室	266.40	CB 造	S45.3	100.0
	□107～109 号室	99.96	CB 造	S45.12	100.0
	□111～116 号室	266.40	CB 造	S45.3	100.0
	□117～119 号室	99.96	CB 造	S45.12	100.0
	□121～124 号室	124.32	CB 造	S45.3	100.0
	□125～128 号室	124.32	CB 造	S45.3	100.0
	□129～132 号室	124.32	CB 造	S45.3	100.0
	□133～136 号室	124.32	CB 造	S45.3	100.0
	□137～140 号室	124.32	CB 造	S45.3	100.0
	□141～144 号室	133.28	CB 造	S45.12	100.0
	□集会所	42.25	CB 造	S45.12	100.0
128	岩狩住宅				
	□1～4 号室	177.60	CB 造	S46.3	100.0
	□5～8 号室	177.60	CB 造	S46.3	100.0
	□9～12 号室	177.60	CB 造	S46.3	100.0
	□13～18 号室	266.40	CB 造	S46.3	100.0
	□19～24 号室	266.40	CB 造	S46.3	100.0
	□25～30 号室	266.40	CB 造	S46.3	100.0
	□31～36 号室	266.40	CB 造	S46.3	100.0
	□37～44 号室	355.20	CB 造	S46.3	100.0
	□51～54 号室	171.00	CB 造	S49.2	100.0

	□55～60 号室	251.85	CB 造	S47.1	100.0
	□65～70 号室	251.85	CB 造	S47.1	100.0
	□71～76 号室	265.68	CB 造	S46.12	100.0
	□77～80 号室	184.50	CB 造	S47.12	100.0
	□81～88 号室	354.24	CB 造	S46.12	100.0
	□89～96 号室	354.24	CB 造	S46.12	100.0
	□97～104 号室	354.24	CB 造	S46.12	100.0
	□105～112 号室	354.24	CB 造	S46.12	100.0
	□集会所	46.13	CB 造	S47.12	100.0
129	虹川住宅 □1・2 号室	69.66	CB 造	S47.12	100.0
	□3～6 号室	139.32	CB 造	S47.12	100.0
	□7～10 号室	139.32	CB 造	S47.12	100.0
130	三輪中央住宅 □1 号室	38.88	木造	S46.3	100.0
	□2 号室	38.88	木造	S46.3	100.0
	□3 号室	38.88	木造	S46.3	100.0
	□4 号室	38.88	木造	S46.3	100.0
	□5 号室	38.88	木造	S46.3	100.0
131	溝呂井住宅 □1～4 号室	150.08	CB 造	S47.3	100.0
	□5・6 号室	75.04	CB 造	S47.3	100.0
	□7・8 号室	75.04	CB 造	S47.3	100.0
	□9・10 号室	75.04	CB 造	S47.3	100.0
	□11・12 号室	75.04	CB 造	S48.3	100.0
	□13・14 号室	75.04	CB 造	S48.3	100.0
	□15・16 号室	75.04	CB 造	S48.3	100.0
	□17・18 号室	78.75	CB 造	S48.3	100.0
	□19・20 号室	78.75	CB 造	S48.3	100.0
	□21・22 号室	78.75	CB 造	S48.3	100.0
	□23・24 号室	78.75	CB 造	S48.3	100.0
132	小豆尻住宅 □1・2 号室	92.25	CB 造	S49.3	100.0
	□3～8 号室	276.75	CB 造	S49.3	100.0
	□9～14 号室	256.50	CB 造	S49.3	100.0
	□15～20 号室	256.50	CB 造	S49.3	100.0

	□21～24 号室	205.92	CB 造	S51.11	100.0
	□25～28 号室	202.50	CB 造	S50.5	100.0
	□29～32 号室	202.50	CB 造	S50.5	100.0
	□33～38 号室	328.05	CB 造	S51.11	100.0
	□39～44 号室	315.90	CB 造	S51.3	100.0
	□45～50 号室	283.50	CB 造	S50.5	100.0
	□集会所	59.40	CB 造	S51.3	100.0
133	儀山住宅				
	□1 号棟	1,665.27	RC 造	S61.8	62.5
	□2 号棟	1,059.44	RC 造	S63.7	58.6
134	中岩田住宅				
	□1 号棟	836.86	RC 造	H2.9	54.6
	□2 号棟	836.86	RC 造	H2.9	55.0
	□3 号棟	798.70	RC 造	H4.3	52.3
	□4 号棟	836.86	RC 造	H4.3	52.2
	□集会所	69.85	S 造	H2.10	64.8
135	高洲住宅（改良）	381.55	RC 造	S49.7	88.2
136	三輪中央住宅（改良）				
	□6・7 号室	100.46	CB 造	S48.12	100.0
	□8・9 号室	100.46	CB 造	S48.12	100.0
	□10・11 号室	100.46	CB 造	S48.12	100.0
	□12・13 号室	100.46	CB 造	S50.6	100.0
	□14・15 号室	100.46	CB 造	S50.6	100.0
	□16・17 号室	100.46	CB 造	S50.6	100.0
	□18・19 号室	100.46	CB 造	S50.3	100.0
	□20・21 号室	100.46	CB 造	S51.3	100.0
	□22・23 号室	111.98	CB 造	S51.12	100.0
	□24・25 号室	111.98	CB 造	S51.12	100.0
	□26・27 号室	112.66	CB 造	S53.12	97.2
	□28・29 号室	112.66	CB 造	S53.12	97.2
	□30・31 号室	118.69	CB 造	S54.3	97.2
	□32・33 号室	118.69	CB 造	S54.3	97.2
	□34・35 号室	118.69	CB 造	S56.3	91.8
	□36・37 号室	114.89	CB 造	S56.3	91.8

137	潮浜住宅				
	□57 号室	30.25	木造	S36.12	100.0
	□62 号室	30.25	木造	S36.12	100.0
138	古川住宅	61.04	CB 造	S41.3	100.0
139	小倉住宅	92.75	木造	H4.3	100.0
計		66,928.73			

■現状と課題

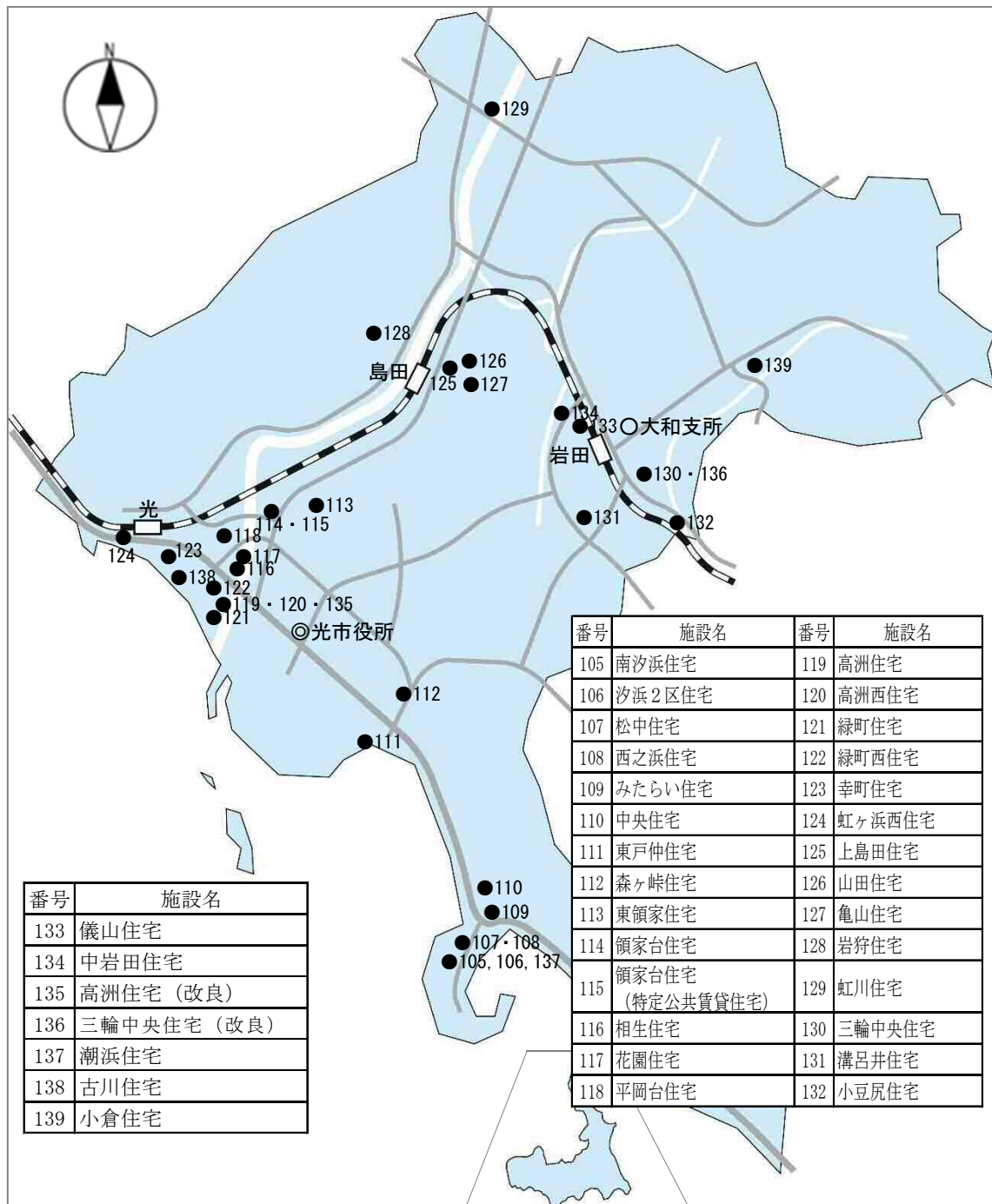
- 本市が保有している公共施設のうち市営住宅の割合は、32.4%を占め、小・中学校に次いで大きな割合となっており、この 2 類型だけで全体の 70%近くを占めています。
- 市営住宅全体の延床面積に対する市民 1 人当たりの延床面積は 1.30 m²であり、本市の類似団体の平均である 0.57 m²を大幅に上回っています。
- 市営住宅の多くは、昭和 30 年代後半から昭和 50 年代に建築されており老朽化が進んでいます。
- 市営住宅の空家戸数については、平成 27 年度末で、全体の約 15%に相当する 180 戸程度となっており、年々増加傾向にあります。

■方向性

- 市営住宅については、平成 24 年 3 月に策定した「光市営住宅等長寿命化計画」において、供給戸数を約 1 割削減することとしています。経済情勢による需要の変化や民間住宅の供給量、住宅セーフティーネットとしての必要量などから必要戸数を長期的な視点で精査し、さらなる総量の縮減を目指します。
- 市営住宅の更新に係る供給方法については、民間住宅の借り上げや空き家の活用等のほか、P F I を含めた民間活力の活用を検討し、財政負担の軽減を図ります。
- 市営住宅の管理については、住み替えや周辺の市営住宅の集約化等による長期間の空き家の縮減を進め、防犯上の安全対策に努めます。

■配置状況

【施設分布図：市営住宅】



(12) 産業施設

■基礎データ

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	資産老朽化比率 %
140	農業振興拠点施設「里の厨」	802.07	木造	H23.7	16.8
141	テクノキャンパス研修センター	777.15	S 造	H3.3	75.9
142	シルバーワークプラザ	1,136.68	RC 造	S48.3	78.9
143	農産物加工センター	211.04	S 造	S57.3	81.3
144	虹川ライスセンター	188.25	S 造	S52.3	100.0
計		3,115.19			

■現状と課題

- 産業施設は、農業振興関係施設が 3 施設、商工関係施設が 2 施設あります。
- 農業振興拠点施設「里の厨」及びテクノキャンパス研修センターは、指定管理者による管理運営としています。
- シルバーワークプラザは、シルバー人材センターと森林組合が使用しています。
- シルバーワークプラザ、農産物加工センター及び虹川ライスセンターは、建築後 30 年以上が経過しており、老朽化が進んでいる状況です。

■方向性

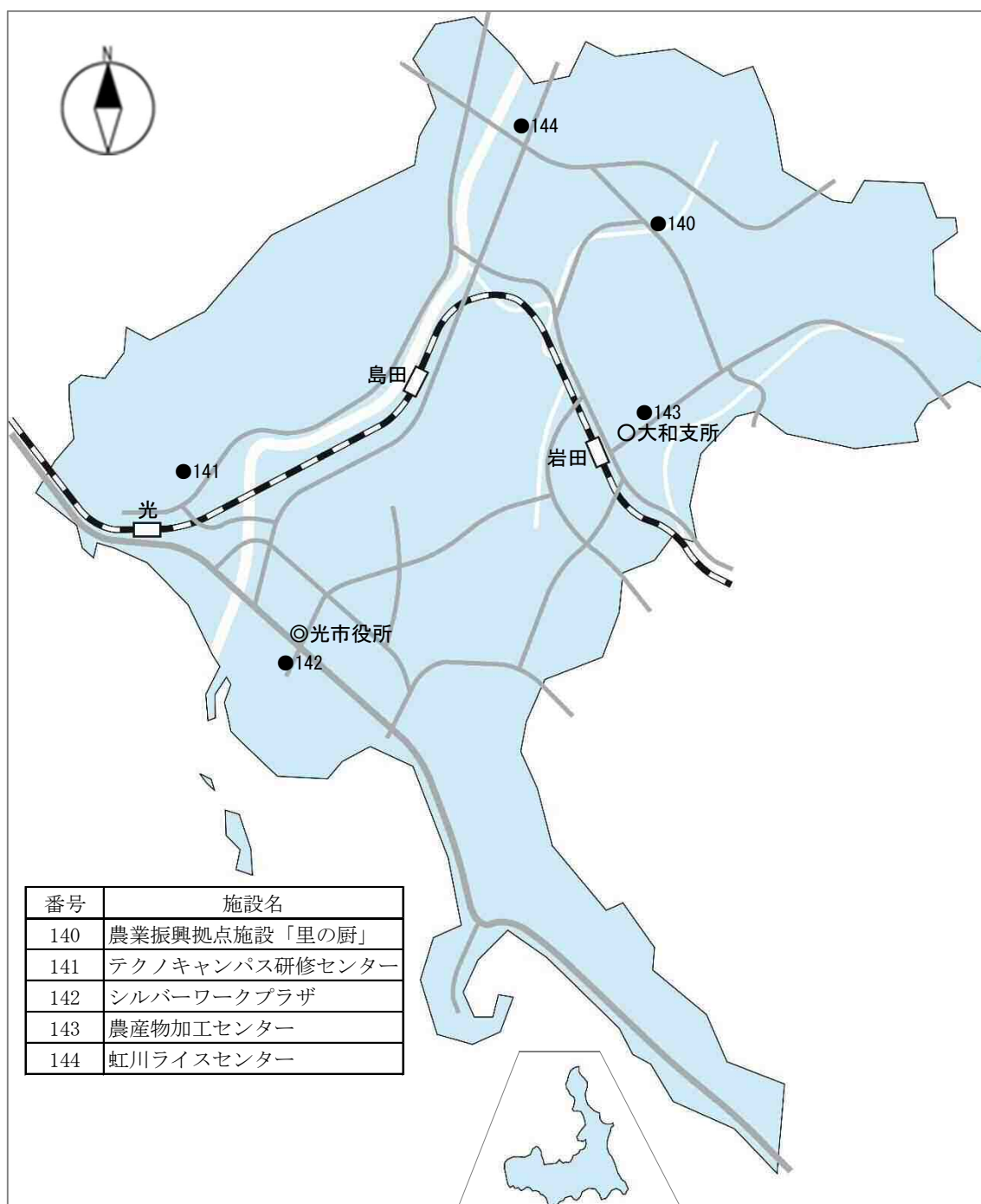
- 産業施設については、利用状況や利用者のニーズ、費用対効果などを踏まえ、管理運営方法の見直しや他施設との機能集約を検討します。

*個別施設に関する事項

- シルバーワークプラザ及び虹川ライスセンターについては、設備の状況や利用状況に応じて用途廃止を検討します。

■配置状況

【施設分布図：産業施設】



(13) その他施設

■基礎データ

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	資産老朽化比率 %
145	旧周南コンピュータ・カレッジ	2,064.52	RC 造	H3.6	50.6

■現状と課題

○周南コンピュータ・カレッジの閉校に伴い市に譲渡された施設で、現在は、学校法人Y I C学院に貸付けており、平成 25 年度から専門学校が開校されています。

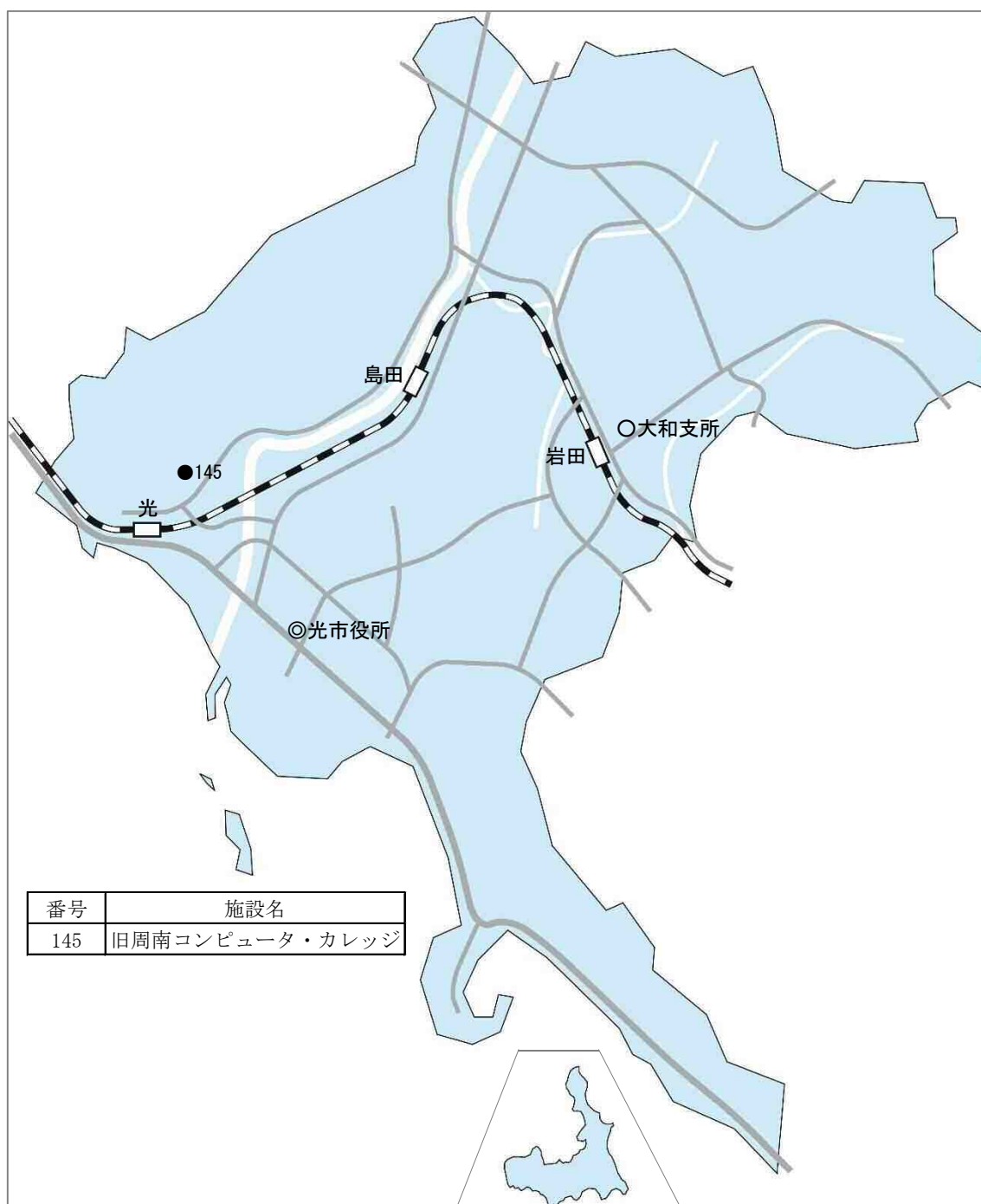
■方向性

*個別施設に関する事項

○学校法人Y I C学院と平成 44 年 3 月までの長期賃貸借契約を締結しており、賃料収入の確保も図られていることから、契約期間中は現状のまま維持します。

■配置状況

【施設分布図：その他施設】



2 インフラ・プラント系施設

(1) 市道・橋りょう

■基礎データ

番号	施設名	数量
1	市道	345,616m
2	橋りょう	181 橋

■現状と課題

- 市道の維持管理は、日常点検や市民等からの通報により現状の把握に努めており、緊急度の高い箇所から順次対応していますが、年々補修箇所が増加傾向にあります。
- 橋りょうは、平成 23・24 年度に全ての点検を行っており、この点検結果を踏まえ、平成 25 年 3 月に策定した「光市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、長寿命化と維持管理の効率化に努めています。

■方向性

- 市道については、既存施設の適切な補修などの維持管理を軸に、人口減少やそれに伴う市民ニーズの変化といった社会情勢の変化に対応した施設の整備を計画的に実施します。
- 市道の維持管理については、道路パトロール等による日常点検を通じて適切な補修等を行います。
- 橋りょうについては、「光市橋梁長寿命化修繕計画」に基づいた適切な補修や更新を行うとともに、道路法施行規則に基づく 5 年を 1 サイクルとした定期点検等により適切な維持管理に努めます。

(2) 農道・林道

■基礎データ

番号	施設名	数量
3	農道（舗装延長）	80,025m
4	林道（舗装延長）	607m

■現状と課題

○農道は、広域農道をはじめ、舗装されているものが 80,025m、林道は 607mとなっています。いずれも、定期的なパトロールや利用者からの通報等により危険箇所の把握に努め、適切な補修を行っています。

■方向性

- 広域農道については、市道と同様、定期的な点検や適切な維持補修により、効率的な維持管理に努めます。
- また、重要施設（橋梁・トンネル等）については、維持管理費の縮減を目指し、適切な維持補修を行い、長寿命化を図ります。
- それ以外の農道については、受益者に対して、定期的な点検や適切な維持管理について指導するとともに、維持補修に必要な資材を支援するなど、地域との協働による維持管理に努めます。
- 林道については、森林組合や森林所有者等と連携を図りながら、点検や補修等、適切な維持管理に努めます。

(3) 公園

■基礎データ

番号	施設名	数量
5	都市公園	38 箇所
6	その他公園等	118 箇所

■現状と課題

- 公園施設は、都市公園 38 箇所、その他公園 13 箇所、児童遊園地 92 箇所、ポケットパーク 13 箇所が整備されています。
- 都市公園は、街区公園や運動公園等、様々な種類に区分されますが、いずれも安全に利用できるよう適切な維持管理に努めています。
- その他公園等は、利用状況や地域住民の意向等を踏まえ、公園自体や遊具設置の必要性を勘案しながら、安全に利用できるよう努めています。

■方向性

- 都市公園については、災害時に避難場所としても活用されることから、適切な設置及び維持管理を行います。
- 都市公園については、設置している公園施設の老朽化に対応し、計画的な維持管理と効率的な更新を図るため、公園施設に係る長寿命化計画の策定に取り組めます。
- その他公園等については、利用状況や地域の要望等を踏まえ、遊具等施設の必要性を勘案しながら必要な量を維持・更新するとともに、地域との協働による適切な維持管理に努めます。

(4) 漁港

■基礎データ

番号	施設名	数量
7	外郭施設	63 施設
8	係留施設	27 施設

■現状と課題

- 漁港施設は、波、高潮、漂砂等から防護するための外郭施設 63 施設と漁獲物の陸揚げ、漁業生産資材の積卸し等の作業、漁船員の乗降、漁船の安全確保等を行うための係留施設 27 施設を設置しています。
- 漁港施設の日常的な維持管理については、定期的な点検等による現状把握を基に緊急度を勘案しながら補修を行うなど適切な維持管理に努めています。

■方向性

- 漁港施設については、老朽化による補修箇所が増加していることから、今後も引き続き安全に利用できるよう、定期的な点検や計画的な修繕により、施設の長寿命化を図ります。
- なお、平成 24 年度に策定した「機能保全計画書」の対象施設についても、必要に応じた取組みを進めます。

(5) し尿処理施設

■基礎データ

番号	施設名	数量
9	深山浄苑	
	□処理棟	1,847 m ²
	□管理棟	257 m ²

■現状と課題

- 深山浄苑は、主にし尿及び浄化槽汚泥等処理するための施設で平成 10 年 10 月から稼動しており、適正かつ効率的な処理を行うため、計画的な修繕や維持管理費の削減等を進めています。
- 深山浄苑の平成 27 年度の処理量は、し尿及び浄化槽汚泥で約 13,400kl となっています。

■方向性

- 市民生活に支障がないよう、今後も引き続き予防保全による設備の長寿命化を図るとともに、ランニングコストの削減を図りながら、効率的かつ安定的な運転に努めます。
- また、施設、設備の老朽化対策として、今後の汚水処理方法のあり方を調査・研究しながら、計画的な建物や設備の更新、維持補修等を行います。

（６）下水道

■基礎データ

番号	施設名	数量
10	污水管	244,745m
11	雨水管	1,162m

■現状と課題

- 本市の下水道事業は、山口県と３市（光市、周南市、岩国市）で進める周南流域下水道事業との整合性を図りながら推進しています。
- 平成 26 年度末で管渠の総延長は 245km を超え、供用開始面積は 939ha（ともに開発行為による事業者施工を含む。）となっています。
- 法定耐用年数である 50 年を経過した管はありませんが、布設後 30 年以上経過した管もあり、老朽化が進んでいます。

■方向性

- 下水道事業については、平成 32 年度からの地方公営企業法の適用に向けた準備を進め、これにより、経営状況や資産等の把握による財政マネジメントの向上を図り、計画的な事業の推進、経費の節減、一般会計からの繰入金や使用料収入の確保等により、将来にわたり、安定的、持続的な事業運営に努めます。
- 管渠やポンプ場等の施設については、これまでに策定した「長寿命化計画」及び今後策定する「長期維持管理・改築計画（ストックマネジメント計画）」に基づき、定期的な点検を行いながら、計画的な改修、更新を図り、適切な維持管理を行います。

3 公営企業保有施設

(1) 水道局

■基礎データ

番号	施設名	数量
1	浄水施設	1 施設
2	水道管（導水・送水・配水）	299,286m

■現状と課題

○平成 26 年度末における管路の総延長は、299,286m（導水管 2,649m、送水管 16,935m、配水管 279,702m）となっており、配水管網は約 300 k mにわたっていますが、管（法定耐用年数 40 年）の老朽化が進んでいることから、計画的な布設替えを行っています。

■方向性

○水道事業については、平成 28 年度に策定する「光市水道ビジョン」に基づき、安心・安全な水を安定して給水するという水道事業の使命が果たせるよう、計画的な施設・設備の更新やサービス向上、財政の健全化等に取り組み、効率的で健全な事業運営に努めます。

(2) 病院局

■基礎データ

番号	施設名	数量
3	光総合病院	11,788 m ² ・210 床
4	大和総合病院	16,464 m ² ・243 床
5	ナイスケアまほろば	4,491.49 m ²

■現状と課題

- 病院事業は、平成 22 年に策定した「光市立病院再編計画」に基づき、大和総合病院を療養病床を主体とした慢性期、回復期医療を担う病院へ、光総合病院を急性期を主体とした病院へと機能分化しています。
- 大和総合病院の中央棟・厨房棟・管理研究棟は、旧耐震基準下の建築で、耐震診断の結果、中央棟は耐震性能を表す I s 値の基準値 (0.6) を満たしていませんが、厨房棟・管理研究棟は I s 値の基準値 (0.48) を満たしています。
- ナイスケアまほろばは、利用者の日常生活訓練や機能訓練等の介護老人保健事業を行っています。

■方向性

- 光総合病院については、急性期医療を充実していくため、「光総合病院移転新築整備基本計画」を策定し、ひかりソフトパークへ光総合病院を移転新築することとし、平成 31 年度までに新病院の開院を目指します。
- 大和総合病院については、耐震化への対応として、整備の方向性や工事の技術的な手法などを検討します。
- ナイスケアまほろばについては、近隣病院や居宅支援事業所等との連携を図るとともに、事業の円滑、安定的な運営に努めます。

第6章 計画の推進にあたって

1 推進体制

(1) 庁内体制

これまでの公共施設は、いわゆる縦割り行政の中、各施設所管課において管理等が行われてきました。具体的な取組みを進めるにあたっては、今後も各施設所管課における管理運営を基本としますが、施設の複合化等を検討する場合には、組織を横断した横の連携が重要となることから、公共施設の一体的なマネジメントを推進するための担当部署を定め、公共施設に関する情報の一元化や施設所管部局をまたがる施設の複合化の検討にあたっての取りまとめ等を行うこととします。

なお、公共施設マネジメントを推進していく中で、必要があれば専門部署の設置についても検討します。

(2) 市民との協働体制

本計画の策定にあたっては、市民アンケートや出前講座、行政改革市民会議等を通じて市民意見をいただきながら策定を進めてきました。今後、本計画に基づき、公共施設の再編等を進めるにあたっては、市民や議会との情報共有を行い、理解を求めていくことが必要不可欠となります。

このため、具体的に個別の施設の複合化や統廃合を進める場合には、市民（施設利用者、地域住民等）への丁寧な説明に努めるとともに、必要に応じてワークショップ等の手法を用いながら、市民参画の機会の確保等による合意形成を図ります。

2 着実な推進に向けて

(1) 基金の創設

公共施設の計画的な改修・更新等に必要な経費については、国の補助金等の活用や地方債の発行等により、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、基金の創設により、必要財源の確保に努めます。

なお、公共施設の再編等により余剰となった土地や建築物を売却した収入については、原則、当該基金に積み立てることとします。

(2) 研修等の実施

公共施設の再編等を円滑に推進するためには、職員一人ひとりが問題意識を持ち、理解して取り組むとともに、適切な人員配置と役割に応じた能力の向上が必要となります。

このため、公共施設マネジメントに関する職員への意識啓発や研修を実施

するとともに、公共施設の保全を適切に行うため、建築物・構造物の維持管理に係る知識・技能や事業者等による公共施設の維持管理活動をマネジメント（指導、助言、モニタリング等）する技能を持つ職員の育成に努めます。

（３）本計画の進行管理及び着実な推進

本計画の進行管理については、計画期間の中でPDCAサイクルに基づく管理を行うとともに、前期・後期に分割した各期間の中間年において進行状況を確認し、必要に応じて計画の見直し等を行います。

また、本計画は、20年という長期にわたる取り組みであり、施設の適正配置、施設総量の縮減等のほか、各種の取り組みを行っていくことは容易ではないことから、行政改革大綱実施計画に具体的な取組みを掲げることや、施設所管課において、必要に応じて国のインフラ長寿命化計画に基づく個別施設計画を策定すること等により、計画の着実な推進を図ります。